

第百回 国会 行政改革に関する特別委員會議録 第十号

昭和五十八年十月七日(金曜日)
午前十一時一分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 江藤 隆美君
理事 津島 雄二君
理事 細谷 治嘉君
理事 正木 良明君
理事 足立 篤郎君
理事 小里 貞利君
理事 片岡 清一君
理事 澁谷 直藏君
理事 谷 洋一君
理事 西岡 武夫君
理事 原田昇左右君
理事 保利 耕輔君
理事 宮崎 茂一君
理事 稲葉 誠一君
理事 後藤 茂君
理事 福岡 義登君
理事 安井 吉典君
理事 渡部 行雄君
理事 鈴切 康雄君
理事 和田 一仁君
理事 中路 雅弘君
理事 三浦 久君
理事 小杉 隆君

出席國務大臣

内閣總理大臣 中曾根康弘君
法務大臣 秦野 章君
外務大臣 安倍晋太郎君
大藏大臣 竹下 登君
文部大臣 瀬戸山三男君
厚生大臣 林 義郎君

出席政府委員

農林水産大臣 金子 岩三君
通商産業大臣 宇野 宗佑君
運輸大臣 長谷川 峻君
郵政大臣 松垣徳太郎君
労働大臣 大野 明君
建設大臣 内海 英男君
自治大臣 山本 幸雄君
国家公安委員会委員長 後藤田正晴君
内閣官房長官 丹羽 兵助君
官(総務)大臣 齋藤 邦吉君
官(行政)管理庁長 齋藤 邦吉君
官(沖繩)開発庁長 丹羽 兵助君
官(総務)大臣 丹羽 兵助君
官(北海道)開発庁長 加藤 六月君
官(国土)庁長官 加藤 六月君
官(防衛)庁長官 谷川 和穂君
官(経済)企画庁長 塩崎 潤君
官(科学)技術庁長 安田 隆明君
官(環境)庁長官 梶木 又三君
内閣審議官 手塚 康夫君
内閣審議官 百崎 英君
官(総務)大臣 深谷 隆司君
官(内閣)總理大臣官 橋本 豊君
官(総務)審議官 橋本 豊君
官(総務)人事局長 藤井 良二君
官(総務)統計局長 時田 政之君

日本国有鉄道再建監理委員会事務局長 林 淳司君
公正取引委員会委員長 高橋 元君
公正取引委員会事務局長 佐藤徳太郎君
公正取引委員会事務局長 伊從 寛君
警察庁交通局長 久本 禮一君
官(行政)管理政務次官 菊池福治郎君
官(行政)管理政務次官 竹村 晟君
官(行政)管理政務次官 古橋源六郎君
官(行政)管理政務次官 門田 英郎君
官(行政)管理政務次官 中 庄二君
官(行政)管理政務次官 西廣 整輝君
官(行政)管理政務次官 富田 泉君
官(行政)管理政務次官 佐々 淳行君
官(行政)管理政務次官 矢崎 新一君
官(行政)管理政務次官 宋倉 宗夫君
官(行政)管理政務次官 木下 博生君
官(行政)管理政務次官 塩田 章君
官(行政)管理政務次官 梅岡 弘君
官(行政)管理政務次官 大竹 宏繁君
官(行政)管理政務次官 佐竹 五六君
官(行政)管理政務次官 石川 周君
官(行政)管理政務次官 田中 曉君
官(行政)管理政務次官 永田 良雄君
官(行政)管理政務次官 根岸 重治君
官(行政)管理政務次官 岡村 泰孝君

外務大臣官房長 枝村 純郎君
外務省北米局長 北村 汎君
外務省条約局長 栗山 尚一君
大藏大臣官房長 小野 博義君
大藏大臣官房審議官 川崎 正道君
大藏大臣官房審議官 水野 勝君
大藏大臣官房審議官 大山 綱明君
大藏省主計局次長 平澤 貞昭君
大藏省主計局次長 的場 順三君
大藏省主計局次長 垂水 公正君
大藏省主計局次長 高石 邦男君
大藏省主計局次長 阿部 充夫君
大藏省主計局次長 加戸 守行君
大藏省主計局次長 大池 眞澄君
大藏省主計局次長 吉崎 正義君
大藏省主計局次長 正木 馨君
大藏省主計局次長 角道 謙一君
大藏省主計局次長 佐野 宏哉君
大藏省主計局次長 森実 孝郎君
大藏省主計局次長 石川 弘君
大藏省主計局次長 山田 勝久君
大藏省主計局次長 柴田 益男君
大藏省主計局次長 杉山 弘君
大藏省主計局次長 小長 啓一君

通商産業省機械情報産業局長 志賀 学君

資源エネルギー庁長官 豊島 格君

資源エネルギー庁石油部長 松尾 邦彦君

運輸省鉄道監督局長 永光 洋一君

運輸省航空局長 山本 長君

気象庁長官 末廣 重二君

郵政大臣官房長 奥山 雄村君

労働大臣官房長 小粥 義朗君

建設大臣官房長 豊蔵 一君

建設大臣官房総務審議官 吉田 公二君

建設省住宅局長 松谷蒼一郎君

自治大臣官房審議官 金子 清君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 坂 弘二君

自治省財政局長 石原 信雄君

自治省税務局長 関根 則之君

委員外の出席者

日本国有鉄道総裁 高木 文雄君

日本国有鉄道常務理事 橋元 雅司君

行政改革に関する特別委員会調査室長 大澤 利貞君

委員の異動

十月七日

辞任

大村 襄治君

片岡 清一君

後藤 茂君

渡部 行雄君

浦井 洋君

三浦 久君

補欠選任

堀内 光雄君

平沼 赳夫君

福岡 義登君

稲葉 誠一君

藤原ひろ子君

岩佐 恵美君

辞任

平沼 赳夫君

堀内 光雄君

稲葉 誠一君

福岡 義登君

岩佐 恵美君

藤原ひろ子君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

補欠選任

片岡 清一君

大村 襄治君

渡部 行雄君

小川 国彦君

三浦 久君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

山原健二郎君

小川 国彦君

同日

十月七日

国家行政組織法の一部を改正する法律案等の廃案に関する請願(井上普方君紹介)(第三九五号)

同(岡田利春君紹介)(第三九五号)

同(小林恒人君紹介)(第三九六号)

同(沢田広君紹介)(第三九七号)

同(島田琢郎君紹介)(第三九八号)

同(城地豊司君紹介)(第三九九号)

同(竹内猛君紹介)(第四〇〇号)

同(梅野善二君紹介)(第四〇二号)

同(野口幸一君紹介)(第四〇三号)

同(野坂浩賢君紹介)(第四〇四号)

同(福岡義登君紹介)(第四〇五号)

同(細谷治嘉君紹介)(第四〇六号)

同(前川旦君紹介)(第四〇七号)

同(八木昇君紹介)(第四〇八号)

同(外一件)(矢山有作君紹介)(第四〇九号)

同(安井吉典君紹介)(第四一〇号)

同(山田耻目君紹介)(第四一一号)

同(湯山勇君紹介)(第四一二号)

同(吉原米治君紹介)(第四一三三号)

同(渡部行雄君紹介)(第四一四号)

同日

同日

十月六日

行政改革に関する陳情書外二件(長井市小出九六七の二川田榮外二名)(第一八二二二)

行政改革の推進に関する陳情書外二件(水戸市三の九一の四の五〇茨城県町村会会長坂本常蔵外三名)(第一八三三三)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した案件

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第三九号)

けるまでもないので、大変大幅な合理化であります。輸送量で言いますと、一億二千万トン体制から七千七百万トンになるわけで、列車本数から見ましても、三千二百本の現在の本数から約半減をいたしまして千五百三十八本になるわけでありまして、あるいは列車キロで見ましても、現在三十七万キロ余りの列車キロから二十九万五千キロに削減をされるわけであります。貨物駅の問題も八百五十駅体制から四百六十駅体制になるわけでありまして、これはかつてない大規模な合理化であります。国鉄再建という立場から必要な施策を講じなされるという事はわかるのでありますけれども、それにはいたしまして、この計画がそのまま実施されるということになりますと、日本の経済、産業あるいは地域社会の発展のために多大な影響が出てくると思うのであります。

こういふ事態を経済の面から経企庁長官はどう考えておられるのか、あるいはまた、日本の産業の元締めであります通産大臣としてはどう理解されておられるのか、まず御見解をお伺いしたいと思います。

○塩崎国務大臣 お答え申し上げます。

経済企画庁といたしましては、いわばマクロ経済的な観点から総合交通体系、交通ネットワークの形成を考えているところでございまして、去る八月十二日の閣議決定をいただきました「展望と指針」の中には、その点が明瞭に指示されているところでございまして、最近の各交通機関の利用状況等を勘案しながら、今後の国鉄貨物の輸送体制の確立というように、国鉄の貨物が効率的に利用される方向の交通体系をマクロ的な観点から打ち出しているところでございまして、個々の問題といたしましては、各省がこれらの方針の中で実効のある交通政策を進めていただけるものだと思います。

○宇野国務大臣 通産省といたしまして、物資の輸送にはいろいろ影響があるのではないかと、いろいろお聞きでございますが、たとえば化学製品でござ

います、これは大体どのような輸送方法があるか、この点に關しましては影響が少ないものがあるだろうと思ひますが、現在のところでは、個々のケースをそれぞれ運輸省、国鉄と相談をいたしまして、国鉄も善処をしてくれようというのが今日のことでございまして、今後どうするか、これは十二分に検討したいと考えております。

また、赤字ローカル線でございますが、これは炭鉱あるいはまた足尾銅山、炭鉱は特に幌内、歌志内等々がございまして、これは昨日も衆議院並びに参議院の石特並びにエネルギー特別委員会でも特別の決議もしていただいた次第でございますが、今日まで通産省といたしまして、国鉄当局、運輸省当局とも十分連絡をとりまして、ひとつ業務に影響のないようにお願いしたいというふうなことで、いま御指摘になられました来年二月のダイヤ改正、あれには含まない、当分ちよつと小康を保つておるのではないかと状況でございます。

○福岡委員 経企庁長官の御答弁でございますが、通り一遍の御答弁であつて、必ずしも了解できませんが、特にこの機会に経企庁に申し上げたいのは、日本の総合交通体系を整備するといふ調整の役所でもあるわけで、しかし、運輸省に全部任せつゞきで経企庁が本来の責めを果たしておられない印象を強く持つわけであります。ただいまの御答弁を聞きまして、これは大きな貨物の合理化が日本経済に及ぼす影響が、もう少し別の角度から検討されておるのではないかと思つたのですが、残念ながらその答えもないと思つたわけでありまして、また、通産大臣のお話もいろいろお話がありましたが、個々のケースで国鉄と話し合つて解決できないもの、後でまた二、三申し上げますけれども、たくさんあるわけでありまして、ローカル線の問題は、御指摘のとおり、先送りになりましたので、それはそれなりに私も評価しておりますが、もう少し経企庁も通産省も、この日本の物流に強い関心を示してもらいたいという

ことをつけ加えておきまして、あとはまた別の機会に譲りたいと思つたわけであります。

そこで、自治大臣にお伺いするのであります。各県知事さんあるいは市町村長さん、さらに地方議会でも今度の国鉄の貨物問題を大きく取り上げられまして、特別の陳情、議会における決議あるいは意見書というふうなものが全国的に大きく盛り上がりつつあると思うのですが、自治大臣といつたしましては、これらの事態をどのように把握されておるのか、あるいはどのように対応されるかとしておるのか、お伺いしたいと思います。

○山本國務大臣 地域にとりましては、これは大きな問題でございます。地域経済といたしましては、また地域住民の生活の上から見ましても、地域によつては相当大きく影響がある、こういう事情であると思ひます。したがつて、関係地方公共団体等からそういうような陳情は承ることがあるわけでございしますが、それはそれぞれ運輸省なりあるいは国鉄にも私の方からも要請をいたして善処方をお願いするというところであります。今後といたしましては、やはり地域のそういういろいろな事情をよく御案をいたして、地域住民とも、あるいは公共団体ともよく話し合いをして、私は、納得のいくような方法でひとつ解決の道を探っていただきたい、こう思つておるところでございます。

○福岡委員 善処を要望しておつしやいます。あるいは地域で十分話し合つて納得をするようにというお話なんです、私もが見受けるところ、必ずしもそう動いていない。国鉄の計画は基本線がそのまま実行されようとしておるわけで、認識が少し違ふのじゃないかと思つたのですが、たとえばどういふ善処を要望されておるか、あるいは地域における話し合いはどういふ進み方があるのか、その辺をもう少しお伺いしたいと思います。

○山本國務大臣 地域といひましても、今度の一次、二次地方交通線の地域もあるわけでございますが、それらの地域にはそれぞれの、たとえばわ

りあい容量の大きな素材輸送をするというふうな地域が多いように私は思ふのです。そういう問題についてどういふ輸送方法があるかといへば、やはり国鉄に頼つていきたいという気持ちがあるに強いというところが多いのではないかと。そういう意味で、それぞれ国鉄の方あるいは運輸省のいろいろ御事情もおありでしょうけれども、地域住民ともひとつよく話し合いをいただきたいというのが私の立場であります。

○福岡委員 お話はわかりますが、それでは具体的に運輸省あるいは直接事業を遂行しております国鉄と自治省は折衝された経緯がございしますか。

○金子政府委員 国鉄貨物の合理化の問題につきまして、私も、地方公共団体からいろいろと御意見、御要望をいただいております。その都度私も、運輸省あるいは国鉄御当局に対しまして、具体的にこういふ地域でこういう問題があるの、十分地域の地方団体あるいは業界の方々と話し合つて事を進めていただきたいという要望をいたしておるところでございます。その結果かどうか、私もただの働きかけではないと思ひますけれども、足尾線を含めました四線五駅につきまして、今回貨物駅の合理化の延期ということが措置されたということは、私どもの働きかけの一つの効果ではあつたのではないかと今思つておるところでございます。

○福岡委員 これ以上は答弁を求めませんが、足尾線など第二次選定の特定地方交通線、これは国鉄が合理化計画を基本的に考え直したというものでないのではありませんか、ただ第二次選定の申請その他の手続がかかつて、まだ進んでいないというふうなことが中心の理由だと思つたのですが、今後自治省といひましても、私ども、各地方を歩いてみまして実情を調べております。強い要望が出て、しかも具体的に要望が出ております。それらをさらに集約をさせていただきまして、積極的な働きかけをお願いしておきたいと思ひます。

次に、警察庁にお伺いするのであります、

お聞きのように、一億二千万トンから七千七百万トンということになります、三千三百万トンがトラック輸送その他にかかわるわけでありまして、五トン車で換算をいたしますと、六百六十万台のトラックが必要になります。十トン車で換算をいたしましたとしても、三百三十万台のトラックが動くことになるわけでありまして、これは大変なことであります。御承知のように、いま乗用車まで含めて四千万台を超えておる自動車、日本の道路を走つておる。その上に、五トン車にするか十トン車にするかはいろいろあるでしょうが、何百万台という車がさらに走るようになる。そうなりますと、交通安全上の観点から考えてみましても大変な問題だと思つたのであります。

警察庁として、最近の自動車による交通事故の実情などに照らして、国鉄の貨物がトラックに転換されても交通安全上問題がないかどうか、その辺を説明をさせていただきたいと思ひます。

○久本政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生のおつしやいました三千三百万トンという数字は、最近の国内の貨物輸送の総輸送トン数、これは私も直接には知り得ないわけでございますが、伺いまして計算いたしますと、昭和五十六年度の輸送量は大体〇・六〇程度の増になると聞き及んでおります。したがつて、そういったマクロの数字の上で見ますと、その影響というものがつきまして大きいとはちよつと申せないかというふうには思ひます。

ただ、現実には道路輸送の問題は、地域的な条件によつて大変事情が異なりますし、また特定の地域にこの問題の影響が集中的に出てくるということもあり得ますので、そういう特定の地域によつては、安全上及び交通の円滑の確保上いろいろ影響も出てくるんではないかというふうに予想はいたしております。

○福岡委員 確かに国鉄の貨物輸送のシェアというのは非常に少ない、これは御指摘のとおりであります。しかし、そうでなくとも交通事故が頻繁に起きている。年間恐らく六十万件を超しておる

んじゃないか。死亡事故を見ましても、一万人以上が交通事故で死亡しておるんじゃないか。そういう上にこれだけのトラックが増車される。大変な事態だと思いますし、さらに加えて言えば、火薬類、危険物の輸送も相当程度トラックに転換されることも考えられるわけでありまして、交通安全上大変問題があると私どもは重要視しておるわけでありまして、今後の対策を十分考えていただきたい、こういうことを要望しておきたいと思ひます。

次に、国鉄当局にお伺いをいたしますが、先ほど来お聞きのように、今度の計画には相当問題がある。そこで、初めにも申し上げましたが、国鉄の再建をするために、貨物輸送の効率性といえますが、一つの施策を必要としておることは否定できないのでありますが、余りにも今回の計画は大规模である。しかも、十分時間をかけないために荷主の理解も得られてない。あるいは地方公共団体もいろいろ意見が出ている。そういう実情にかんがみまして、今度の五九・二の計画を再検討される必要があると私は思うのでありますが、総裁としてはどう考えておられますか。

○高木説明員 最近は、五十三年、五十五年、さらに五十七年と貨物の輸送の変更をいたしてまいりましたが、現在計画しております五十九年二月のダイヤ改正は、そのような過去にいたしましたものと比べますと、規模からいいましてもやり方につきましても、全く性質の違う大きな改正でございます。したがいまして、いろいろ御利用の方方あるいは地域の方々にいろいろな意味での当たりが出ることはやむを得ないわけでございまして、しかし、それをいかにして小さくするか、御迷惑をおかけする程度を小さくするかということについては、現在、各地域において全力を挙げていろいろ知恵を出し合うということをいたしてやるわけでございます。

これをもう少しスローテンポにできないか、あるいは考え直す余地はないかという点でございすけれども、御承知のとおり、六十年代に幹線で

収支均衡するというところで経営改善計画を作成し、そして、それに取り組んでいるわけでございますけれども、その計画に比しまして、現在全体として収入が低下しております関係もありまして、当初考えましたもの以上に厳しい内容の案に取り組まざるを得ないということが一つ。そして、六十年時点の収支均衡ということを考えますと、大変御迷惑はかれますが、この際、相当思い切った措置をやらせていただきたいという要請があるわけでございます。さらに、もう一つ問題としては、今回の改正は、いつも申し上げておるとお

り、貨車をいわざわざ駅送りしていく、宿場送りのような形、昔の輸送を引き継いでいるわけでございますけれども、これをやめて直行系にする。つまり、ヤードの仕事をなくすということになりますと、どこかの駅一つの問題が全体の仕組みの中において溶け込んでいる問題でありますものですから、一つだけ抜き出し、二つだけ抜き出して、これはちょっと後にしようということは、システムをつくり直す上からいって大変むずかしいわけでございます。その意味で、やはり同じ時期に、御迷惑を及ぼすことは十分承知しながら、一斉にやらせていただきたいという考えでございます。

以上、二つの理由によりまして、時期を同じゅうして、しかも、かなり早い時期に一斉にやらせていただくというところで取り組んでおるわけでございますが、これからほむばら地域の方々とさらにいろいろお話し合いを深めまして、それによるデメリットの面をいかにして小さくするかということ、それからまた、コンテナ輸送あるいは専貨輸送といったようなものをこれから伸ばしていくかなければならぬわけでございますので、そういう面のメリットを発揮できるように、さらに荷主さんとお話し合いを進めてまいりたい。そういうことで、既定計画はぜひいまのままやらせていただきます」と考えております。

○福岡委員 私どもの社会党におきましても、昨年、国鉄再建に対する議論をいたしまして、一定のものをまとめておるのでありますが、その中

で、貨物輸送について拠点間直行輸送に切りかえなければならぬという方針を出してゐる。しかし、今回の五九・二の国鉄当局の計画と比較をしますと、余りにも国鉄当局の計画が厳し過ぎるというまいしょうか、もう少しやり方があるのじやないか。たとえば拠点間直行というのですが、その両端のトラックによる集配体制あるいは国鉄のみずからが集配する貨物取扱駅の配置の問題、いろいろあると思うのですが、どうもこの計画は必要以上に厳し過ぎる、こういう感を抱くわけでありま

たとへば奈良県の場合は、全然貨物駅がなくなる。あるいは岩手県でありますとか青森でありますとかあるいは九州、そういうところは百キロを超えて貨物駅が廃止される、こういう状態。しかも、取扱量が年間十万吨以下の駅はすべて廃止をする、こう基準も決められておる。そうであっても、機械的にこの十万吨を当てはめなくても、やはり地域産業の将来の計画との関係あるいは地域住民との関係ということを考えまして、もう少し弾力的に考えてもいいのじゃないか。過去の取り扱いの実績がこうであるから、十万吨未満はすべて機械的に廃止するというのを考えなくともいいのじゃないか、こう思うのですが、弾力的に考えていくというお気持ちはいかがでしょうか。

○高木説明員 先ほどもお答え申し上げましたように、ここ五、六年の間、五十三年、五十五年、五十七年と、貨物輸送のかんりの変更をいたしてまいりました。駅の数も、五十三年当時約千五百駅ありましたものを、現在半分まで減らしたわけでございますが、その過程を通過しまして、相変わらず毎年一割くらいずつお客様が減る、輸送量が減るという状態が起っております。それはおまえの方が駅をやめるから、不便になったからそれで減るのだという御指摘もあります。確かにそういう面もあると思いますが、しかし、荷主さんの御意向等をいろいろ承りますと、運賃の問題もさることながらサービスの内容が非常に悪い。つま

り、貨車、列車が正確に運行されるということがなかなかできないでおる。それから、もう一つはスピードが遅い。この二点から、どうもこのままではトラックの方に転移せざるを得ないという御意向がだんだんはつきりしてきているわけでございまして、そこで、いかにしてそういう御要請といえますか、荷主のお持ちのニーズに対応しなければいけないことを考えましたのと、もう一つは、貨物の赤字が非常に大きいということで、この赤字の原因を追求して、それを解消しなければいけないというこの両サイドか

ら考えましたのが今度のシステムでございます。

そこで、大変御不便もおかけいたしますが、ス
ピードも上がる、あるいはいろいろな面でサービ
スをよくできるという面もあるわけでございます
ので、少し厳し過ぎる案になってはいしなにかと
いう御指摘でございますが、私自身が考えまして
も、かなり厳しいものになっていることは事実で
ございます。しかし、少しずつ少しずつ直してや
ってきましたけれどもどうもうまくいかないとい
うことで、今度踏み切ることにしたわけでござい
ますから、その際には大変御迷惑はかかるかもし
れませんが、やや厳し過ぎるかもしれないが、全
般的に一遍やりかえをするということをいたしました
して、しかる上になおいろいろ荷主さんの御要望
等を伺うことを通じて、逆に今後むしろ拡大、拡

充を図っていく基盤をつくりたいという気持ちから、この際はまあまあという考え方をとるよりは思い切った案ということにしたわけでございまして、そのゆえに音が高まっております、御迷惑がかかってきておるということについては大変恐縮はいたしておりますが、なおその辺につきましても、よく事情を御説明して、御納得を得てまいりたいというように思っております。

○福岡委員　先般、福島県に行つてまいりました。常磐線浜通りの方、相馬と原ノ町と浪江と三駅が廃止されます。この三駅が廃止されますと、郡山の拠点駅まで阿武隈山脈を越えてトラックで輸送することになる。常磐線の方は泉まで行けば

いいのですが、物の流れからいいますと郡山が中心になる。そういったと、冬季なども相当問題がある。しかも、相馬と原ノ町と浪江の三駅の間までの取り扱いは実績は十万吨をはるかに超えている。そこで、地元の方知事さん関係市町村長さんとも異口同音に、一遍に三つの駅を廃止しないで、しかも基準とされておる十万吨以上の取扱量があるのだから、せめて一つぐらいは残してくれたらいいじゃないか、こういう強い要望があります。

さらに言いますと、青森県でございますが、五所川原と板柳が廃止される、拠点駅は弘前ということになっておる。この五所川原と板柳、それに津軽鉄道、民鉄であります。連絡鉄道のトン数を合計いたしますと十万吨をはるかに超えておるわけでありまして。しかも、この津軽鉄道の場合は、弘前の拠点駅まで乗り入れをさせてもらえないか、社線であつておる五万トン前後の貨物を弘前まで持つてきたい、こういう強い要望も出ておる。ところが、これにも同鉄は色よい返事をされてないという事情であります。

そこで、重ねて言うんですが、三つなり二つなり四つなり駅を一つに統合することによって貨物取り扱いは継続する、そういう必要性は私はあると思うのであります。そういうような部分的な修正といひますか、弾力的な計画の変更といひますか、そういうものは検討されてしかるべきだと思ふのですが、いかがでしょうか。

さらにいふに、申し上げました津軽鉄道が国鉄線に乗り入れをしたいという強い要望を持つておるようでありまして、これに対して国鉄はどういう配慮ができるのか、あわせて伺いたい。

○高木説明員 福島県の浜通りの問題というのは、現在地域の方々の御理解をまだなかなか十分得られませんが、その事例の中の一つでございます。現在、常磐線が駅が並んでおりまして、そこで集めて送るという方式をとっておりまして、そのことについてはどうかということなんです。

が、いずれにしても、十万吨を超えておるといふにしても、年間十万吨というのでは実は採算的には余りうまくいかないわけでございます。従来の常磐線という概念がありますから、その線路上にありまして駅を一緒にしてどうかというお考えなんですけれども、もつと技術的に物を考えますと、さらに常磐線を使つての輸送というよりは、逆に東北本線を使つての輸送の方がうまくいくわけでございます。しよせん私どもの輸送というのはレールだけでは何もできない。発地も着地も両方ともトラック輸送が伴うわけでございますから、トラックでどこへ持つていくかといふときに、常磐線へ持つていくか東北線へ持つていくかといふことでございまして、現在の道路事情等から考えますならば、東北線へ持つていくかといふものについて十分やうていられるのではないかと申します。そういうことでお話をしていますが、まだなかなか御理解が得られておらないといふことでございまして。

それから、もう一つの方法としては、どこか三駅に共通の便利なところに、私どもの貨物駅跡地等を利用していただくコンテナのデポのようなものをつくつてはどうかというところで、いま通運業者の方々と、そしてまた地元の方々と話しておりまして、そうすれば、いままでとはまた違つたコンテナ利用による輸送によって、御迷惑をかける程度が小さくて済むのではないかと申すところ、なおいふいろいろお話し合いをいたしておりますところでございます。いまだどこかに駅を残すというところについては、そのことだけでかなりのコストになりますので、何とかそういう方法でなしにお願いできないものかと思つております。

津軽鉄道の問題は、これまでいふん長いことお話し合ひをいたしておるのでございます。そして、私も、何とかうまい方法はないかといふこととて取り組んでおります。決して何もかもお断りというふうな感じではなくて、何とか津軽鉄道の運んでおられる貨物をわれわれの方で受け入れる道がないかといふことをいたしておりますが、なお技術的に幾つか問題があるようでございまして、私もまだ技術的問題の解決について直接首を突っ込んでおりませんが、もう少し津軽鉄道問題については工夫の余地があるかないかを詰めてみたいと思つております。

○金丸委員長 福岡君、運輸大臣が約束より十五分おくれましたが、十分ひとつ質問を集中してやつてください。

○福岡委員 津軽鉄道の方は技術的な問題もあるようですから、引き続き誠意を持って話し合ひをしていただきたいといふことを要望しておきたいと思ひます。

前段の貨物駅廃止の問題ですが、総裁の御答弁ではありますけれども、それでは余りにも冷たい仕打ちじゃないかと思ひます。十万吨という取り扱ひ量の基準が定められていて、しかも、その三つなり二つなり四つなりの駅を一つにまとめるば十万吨以上の荷はある、そういう条件をも、計画だからだめだ、こういうのでは、私は、誠意がないといふ批判を受けてやむを得ぬと思ひます。そこで、時間もないのですが、重ねて、そういう問題については弾力的に、関係者と話をし、できるだけのことを考えていただきたいと思ひます。いまの点は大臣からも後お伺ひしたいと思ひます。

それから、もう一つ申し上げたいのは、仮に計画どおり実行されたいとしても、来年の二月までに準備ができない。いろいろあるわけでありまして、原ノ町の関係の事情を調べて、資料までもらつてきております。駅が廃止されるとしても来年の二月一日からでは困る。いろいろこれこれ準備があります。トラック輸送に切りかえるためにはそれなりの設備もしなければなりません。たとえば私有コンテナと言われるけれども、コンテナをつくらなければなりません。そのコンテナをつくる時間もない。あるいはトラックの方と輸送契約を結ぶためのいろいろな話をしなければならぬ、そういうことを考えてみると、とても来年

いうふうに考えておるわけでございます。

○長谷川国務大臣 福岡さん、国鉄の貨物というのは、あなたも御承知のとおり、赤字の最たるもので、どうにもこうにもならぬ。それを、企業内部において生き残るための案がこのたびの案です。ですから、変化を生じてまともに受けるところはみんな何かにか問題を持っているわけですから。これはあれだけの、国鉄総裁があなたの前で、ぜひこのとおりやらしてくださいとよっぽど腹を決めている、こういうふうに私は思いますし、そしてまた説得するために材料を、いろいろな問題では御相談にあずかります、しかし動かすことだけははかにも驚きますからということになりますので、これはぜひひとつ御理解をいただきたい、国鉄再建、将来のために御協力をお願いいたします。

○福岡委員 せっかくのお話ですが、私はそうは思わぬのです。再建をしなければならぬということはそのとおりなんです、幾つか例を出して申し上げましたようなことを国鉄が受けとめて具体化したというにしても、国鉄の再建にプラスになつてマイナスにはならぬと自信を持って言える例も二、三持っておるわけです。ですから、国鉄の再建はおくらせてもいいけれども荷主の言い分を聞けと言っているわけではない。一角が崩れれば累を及ぼすという心配をされておる点はわからぬわけじゃないのですが、しかし、そうかたくなに頑固に考えなくても、国鉄の再建にもプラスになるし、荷主のニーズにもこたえるという問題があれば、これは謙虚に耳を傾けるべきではないか。きょうは時間がありませんでここでやめざるを得ないのですけれども、今後引き続き、申し上げましたような気持ちで大臣にもあるいは国鉄にも要請をしてみたいと思います。

与えられました時間があつたかしかないのですが、国鉄再建監視委員会、実はきょう出てきていただいたことを理事会を通してお願いをしたのです。二人の方は都合があつて、私も聞いてもやむを得ない。五人ですからあと三人おられ

るわけでありまして。ところが、あとの人は国会へ出てきて説明するのはどうかということで、残念ながらごらんのとおり出ていただくことができない。林次長が出てくれているのですが、今後国会で審議する場合に、委員長が都合が悪ければそれにかわるべき人を、その人が都合が悪ければ五人おるのだから適当な人を出していただくように、これは委員長にも強くお願いをしておきたいと思ふ。

そこで、一つだけ伺いたいのですが、八月二日に第一回の意見書を監視委員会に出したわけですが、国鉄再建法というのがさきに成立をいたしております。この国鉄再建法とは異なる、あるいはみ出たといふまじょうか、そういう意見書が出ている。たとえば特定地方交通線、二次選定を、知事の意見は省略してもと書いてありませうが、そういうニュアンスでとにかく急げと。しかし、再建法の方では一定の手順が決められておるわけだ。あるいは特定地方交通線ではないけれども一般の地方交通線も、第三セクターでできるものはやりなさい、あるいは民間に移譲できるものは譲渡しなさい、こういうことが書いてある。国鉄再建法はもちろんでありますが、現行法ではそういうことはできないと思う。

そこで、今後の監視委員会というものは、国鉄再建法を初め現行法にとらわれることなく、自由な白紙の立場で何を言ってもいいのか。逆に、国鉄再建法というものの準拠をしながらやっていくのか。その辺はどうなっておるかということをお伺いしたい。

もう一つは、監視委員会の今後の作業について。どうも私もが見るところ、国鉄再建の基本にかかわる部分、しかも緊急を要する問題は避けて通っている。いま国鉄再建の基本は、何といひましても長期債務の処理あるいは累積赤字の処理、特定人件費をどうするかという問題あるいは青函トンネルなどプロジェクトに対する対応をどうするかという問題、これらが解決をされなければ国鉄の再建というのではない。しかし、これら

については一言半句もまだ触れてない。まあ緊急項目について意見は出されておる。いまからやるとおっしゃると思うのでありますが、いまからやられるとするならば一体どういうテンポで今後の作業を考えておられるのか。二年以内に、経営形態を含めて方向を出すとおっしゃっているのです。時間が来ましたのでこれでやめますけれども、以上の二点についてお答えをさせていただきたい。

○林(澤)政府委員 お答え申し上げます。

第一点でございますけれども、五十五年の再建特別措置法でございますが、これは現行経営形態を当然前提といたしまして、今後の経営再建というものをどういうふうにしたらいかなという措置が決められておるわけでございます。それから、今回の特別措置法でございますけれども、これは現行の経営形態にとらわれず、最も適切な経営形態その他の問題について結論を出していく、こういう法制でございます。したがって、両方の法律はその点で異なっているわけでございまして、われわれ監視委員会の方の検討というのは、現行制度の枠にはとらわれないで行うというのが制度上のたまえになっておるわけでございます。

ただ、これからまだ四年間かかるわけでございまして、その間いろいろな緊急措置と呼ばれるような経営改善措置がなされていくわけでございまして、これにつきましては、少なくとも今後四年間は現行公社制度というものは現存しておるわけでございまして、それを前提とする特別措置法の枠組みというものを主たる枠組みとしていろいろな措置を講じていくのが適当であらう。ただ、制度的にはそれを超えて何らかの提言をしたりあるいは措置を講じていくことは不可能ではございません。ただ、その妥当性の問題であらうと思ひます。

それから、第二点でございますが、今後のスケジュール等でございます。監視委員会は、御承知のとおり、この六月十日に発足をいたしまして現在まで、八月二日にい

ゆる緊急提言を出しました。それから、九月一日には運輸大臣からの御付議をいただきまして、五十九年度予算に対する御意見を申し上げたということで、これは法律の規定に基づいて行ふべき所掌でございます。それで、九月まで行ひまして、あとこれからいゆる経営形態の問題、それから、これに関連する長期債務等の問題、こういう基本問題について本格的な検討を開始するという段階でございます。

それで、臨時措置法にもございますように、いわゆる国鉄再建のための体制整備というのは六十二年七月というふうに期限が決められておりますので、これから四年間でございまして、そのうちの前半、二年弱の間に結論を取りまとして、内閣の方これを提出申し上げたい、あと二年間かけて政府の方でこれを実施に移されるわけでございまして、監視委員会といたしましてはそれをフォローアップしていくという期間にあつた二年間を充てたい、このような大まかなスケジュールでございます。

○福岡委員 終わります。

○金丸委員長 この際、安井君より関連質疑の申し出があります。福岡君の持ち時間の範囲内でこれを許します。安井吉典君。

○安井委員 審議会の設置の問題についていろいろお聞きするつもりで調べていたわけですが、御説明をさらにいただきたいと思う点が若干出てまいりましたので、審議行管長官に伺いたいと思ひます。

国家行政組織法の改正案によりまして、審議会に関する規定では、その設置は「法律又は政令の定めるところにより」と選択制を決めています。しかし、官房と局の設置については各省設置法で法律事項から削り落として、組織法の七条五項ですか、それによりましてすべて政令で定めることになるという御説明をいただいていたと思ひますが、そのとおりですか。

○齋藤国務大臣 審議会等につきましては、今回

法律によって設置するものと政令にゆだねるものというふうに区分をいたしてごさいます。

それからなお、今回の行政組織法によりまして、官房、局の設置につきましては政令に御委任を願いたい、こういうことで提案を申し上げておきます。

○安井委員 現在、法律事項で官房と局が設けられているわけですね。その数が百二十八と聞きました。改正組織法の第二十五条では、当分の間、政令で設置される官房と局の総数の最高限度は百二十八とすることでしたね。そういう理解でいいのですか。

○齋藤國務大臣 政令で設置するように御委任願った場合における官房、局の総数は百二十八、当分の間、それを上限とする、こういうことでございす。

○安井委員 政令で置かれる官房と局の総数の最高限度は百二十八ということですね。もう一度確認したいと思ひます。

○齋藤國務大臣 政令で御委任願う官房、局の総数は上限百二十八、こういうことでございす。

○安井委員 それでは伺ひますが、法律で官房や局が設置される場合はこの数に入らないわけですね。

○齋藤國務大臣 政府委員をして答弁させます。

○門田政府委員 安井先生おっしゃるとおりでございまして、法律で定められているもの、これについては百二十八の中に含まれておりません。

○安井委員 それでは、百二十八という数が合わないような気が私はするのです。

そこで伺ひますが、われわれはこれを一括してもらっていますけれども、この国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、これで防衛庁設置法の改正が行われておりますが、この防衛庁設置法の改正規定の第十一條はどういうふうに読めばいいのですか。これは局長。

○門田政府委員 安井先生御質問の防衛庁設置法第十一條、これは官房の規定であるというふうに理

解しておりますが、先ほど私は、今回の国家行政組織法の改正に伴ひまして政令に移していただく官房、局の数は百二十八、こう申し上げました。が、ただいま御提案申し上げておりますこの改正組織法の規定どおりでございまして、防衛庁の官房は改正後設置法におきましてもございすけれども、これは百二十八の中に含まれていないということでもございす。

○安井委員 おかしいじゃないですか。それはおかしいですよ。さっきのあなたの答弁と違ひよ。それから——ちょっと待ってください。大体われわれはこの委員会、二十六日以後の審議において、あるいは本会議のときもそうですよ、官房と局は全部政令へ委任したんだという説明をずっとここで受けてきた。いまも齋藤長官が言うわけです。しかし、防衛庁設置法の改正によりまして、防衛庁の官房は法律で定められているわけですよ、たつた一つ。私、全部これは読みました。いままで何をわれわれ審議してきたのですかね。いかげんな説明で、いまのままで、大臣、全部政令だ、こうおっしゃったでしょう。一つだけ法律で定められているのがあるのですよ。それをなぜいままでおっしゃらなかったのですか。それはおかしいですよ。長官、もう少しはっきり答えてください。

○門田政府委員 先ほど百二十八、政令に委任していただくものと、こういうふうに申し上げたわけでもありますが、訂正させていただきます。当分の間、改正附則第二十五条におきまして、第七條第一項、「これは府、省に置きます官房、局でございす」、「第三項及び第四項」はそれぞれ大臣庁等に置きます官房及び局、第七條第一項、第三項及び第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の総数の最高限度は、百二十八とする。こういうふうに規定しているわけでもございまして、この規定どおり、百二十八という数字の中には防衛庁の官房も入っているわけでもございす。

○安井委員 なぜ防衛庁の官房だけが法律で残っていたのですか。そのことをいままで国会のこの

場で一言もおっしゃらないでしよう。私が調べてわかったのじゃないですか。大臣もいまのままで知らないのじゃないですか。どうですか。——大臣にこれはやっているのだ。

○門田政府委員 法律の事務的な問題でございすので、私から答弁をさせていただきます。

防衛庁は、新整理法の第十一條に、「本庁に、長官官房を置くほか、国家行政組織法第七條第五項の政令で定めるところにより、局を置く。」「長官官房に、官房長を置く。」「長官官房を法律事項に残してあることは先生の御指摘のとおりでございす。」「(安井委員)なぜそれを国会で言わないの、残してあるということをや言わなかったの」と呼ぶ。特にその点についての御質問がございましてしたので申し上げなかつたわけでもございす。その点については申し上げなかつたわけでもございす。

そこで、なぜ防衛庁にこの「長官官房を置く」という規定を残してあるかということにつきましての御質問であるわけでもございす。防衛庁につきましては、「官房長及び局長は、参事官をもつて充てる。」「……(発言する者あり)「参事官をもつて充てる。」「……(発言する者あり)」という規定があるわけでもございす。

○金丸委員長 静粛に。

○門田政府委員 従来から防衛庁には十人以内の参事官を置くというようになっております。そして、官房長及び局長にはこの参事官をもつて充てる、いわば充て職規定があるわけでもございす。この関係がございすので、長官官房という組織は、これは各省庁、大臣庁を含みまして各省庁にあるわけでもございす、その組織を含んで百二十八、こうさせていたでいたわけでもございす。たとえば行政管理局には、官房はございす。官房長はございす。総理府本府につきましても、官房はございす。官房長はございす。置かれていない官房につきましても、これは百二十八の中に入っているわけでもございす。ところ

が、防衛庁につきましては、ただいま申し上げましたとおり、「参事官をもつて充てる」ということになっておりますので、官房長規定が必要であるということになってはいるわけでもございす。

○安井委員 防衛庁の参事官は十人以内でしよう。ほかの防衛局長もみんな、局長はみんな参事官じゃないですか。そうでしょう。何で官房長だけを法律事項で残したのかというこの説明には、そんなものはならぬですよ。

○門田政府委員 先ほど申しましたとおり、官房という組織があつても官房長が置かれていないという例はあるわけでもございす。防衛庁には官房長が必要でございす。事実ただいまの官房長を必要でございす。この官房に官房長を置くということをはっきりさせるという必要が、ただいまの参事官の充て職規定を必要とするためにこの規定が存置されるということになつたわけでもございす。

○安井委員 それは勝手なことじゃありません。それならこの役所だつてみんな官房があるのだから、官房長もいるのだから、それをなぜ法律事項にしないのですか。防衛庁だけを何で法律事項で残したのかね。(それはシビリアンコントロールを強化する意味だろうと呼ぶ者あり)官房長だけでシビリアンコントロールできるのですか。防衛局長の方がもっと大事じゃないですか。防衛局長の方もそうすべきですよ。ですから、私はこう言いたいわけでもございす、もう時間がありませんから……

○金丸委員長 安井君、時間はないのですが、安井君の質問の中で、こちらの門田君の答弁が、質問がなかったから答えなかった、その点が少し親切さが足りないという私も感じますが、その点は御本人から訂正していただいて、いかがでしょう。

○安井委員 これはたくさん問題がありますけれども、その問題も一つ重大な問題なですよ。質問がなかったから答えなかったということ、これは質問がなかったからこのことはとうとう隠したままでこの国会を通すつもりだったのだな。(印刷

物にして、ここにあるじゃないか」と呼び、その他発言する者あり。これをだれも指摘してないじゃないですか。自分でいまやと見つけたのでしよう。ですから私は、そういうような形で……(質問者が恥ずかしいなと呼ぶ者あり)じゃ、質問しなさいよ、自分の方で、自民党も。そのような質問者がなかったから答弁しませんでした、あらかじめ、さも長官が全部政令に任せました、こう言っているじゃないですか。長官自身も知らないのだよ、これは。

そういうような形でこの審議を進めるというようになことではわれわれはこんな審議に應ずるわけにはいきませんよ。そんないかげんな提案の仕方ではわれわれはこの審議をこれ以上進めるわけにはいかぬと思います。どうですか。

○金丸委員長 ちよつと待ってください。門田君、改めて答えてください。

○門田政府委員 先ほど、御質問がなかったからと申し上げましたが、大変失礼をいたしました。訂正させていただきます。

今回の防衛庁設置法の改正案におきまして官房長の規定をどうしたかという先ほどのお尋ねに關してでございますが、防衛庁につきましては「内部部局の所掌事務」というものも第十條で規定しているわけでございますが、全体としまして統幕あるいは各幕との關係におきましてシビリアンコントロールを圖するという見地から内部部局の存在というものを法律で明示する必要がある、こういうことで第十條で「内部部局の所掌事務は、次のとおり」とあるというふうにはつきりさせ、そして第十一條におきまして官房及び局について規定しているわけでございます。このうち、官房長というふうな特に明示する必要があることは、先ほど参事官を充て職にする必要があるということとの関連で御理解をいただきたいと存じます。

○金丸委員長 安井君、時間でございますか。

○齋藤國務大臣 先ほど門田局長から申されまして、官房の数は百二十八の中に入るわけでございますが、参事官をもつて特に充てるという必要があるものでございまして、この規定を設けております。

それからなお、内部部局の規定などを設けておりますが、これは幕僚との關係で、幕僚監部ですが、そういうふうな關係で、普通の省庁のあれには内部部局なんという言葉は使っておりませんが、シビリアンコントロールということの關係上、幕僚監部というものを法律で設けるということとでございまして、内政の問題は内部部局で行うということで、この庁の規定につきましてはその設置法とは多少そこは趣を異にして規定をいたしておるわけでございます。

○安井委員 内部部局というのは、防衛庁だけでなく、ほかの各省設置法みんなそう書いてあります。ここだけじゃないですよ、それは。

○金丸委員長 安井君、いろいろいきさつは全部理事會預かりということで了承願います。これにて福岡君、安井君の質疑は終了いたしました。

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時二分開議

○三塚委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。藤原ひろ子君。

○藤原委員 文部省は、来年度、内部部局の改編を大がかりにやろうとしております。このような内部部局の改編は、いま審議されております国家行政組織法改正案が成立すれば、今後は政府の判断で勝手にやれるようになるというわけですね。私は、部局の改編というのは、単なる組織いじりではないというふうに思うのです。それは必ず

政策の変更が伴うものであるというふうに思うわけですね。このような内容を含みます内部部局の改編が、国会の審議もなしに、政府が勝手にできるようなものというふうなことは、私は大変な問題だというふうに思うわけでございます。

そこで、このようなやり方の中で文教行政はどのようになるのか、具体的ににお尋ねをしてみたいというふうに思うわけでございます。

まず第一には、私学振興についてでございます。これはすでに御承知のように、国会でも種々と論議がなされて、昭和五十年には私立学校振興助成法がつくられたという経緯のあるものでございまして。そして、昭和五十七年度までは毎年増額をされてまいりました。ところが、この私学助成、来年度の文部省の概算要求では、前年度と比べましてマイナス三百六十五億、一〇〇%のマイナスということに大きく変わったわけですね。一体これはどういふ理由でこのように変わったのかというところをまず第一にお尋ねしたい。

それと、もう一つあるのですが、これによりまして、私立大学の学費、高校の授業料、これは平均で幾ら上がるというふうに予測を立てておられるか、それをお答え願いたいと思います。

○瀬戸山國務大臣 おっしゃる通りに、五十九年度の概算要求では、前年度に比べ、私学助成費一〇%減の計算で要求いたしております。これはしばしば申し上げておりますように、私学はわが国の教育状況の中では極めて重いウェイトを持っておりますわけでございます。したがって、国民の税金の負担でこれを助成するという制度ができて今日に至っております。これはきわめて重要な事項であるという認識を持っておりますが、いづれにいたしましても、国民の負担でございますから、御承知のとおり、いまわが国の財政状況が非常に厳しい。私学のみならず、いろいろな面でしんぼうのできるところはお互いにしんぼうし合ひ、がまんのできるところはがまんし、節約ができるところは節約する、こういう時代にいま入っております。そういうことで、政府全体として、財政の

抑制、緊縮をやる、こういう方針を決めておりまして、経常経費については前年度に比べて一〇%以内で予算概算要求をする、こういうことになっておりますので、私学の重要性を認識して、いまますけれども、この事態に対応するために、いまま申し上げましたように、お尋ねのとおり要求をしておるわけでございます。

これは最終に予算編成が決まりますのは大体十二月の末ごろになると思いますが、それによって私学の、あるいは大学、高校等の授業料がどうなるか。これは、いまそういうことでございまして、できるだけ国民全部がしんぼうのできるところはしんぼうし、節約するところは節約する、いまままで情性に流れておったところは、改めるところは改める、こういうことであらうと思っております。私学といえどもそういう点を呼びかけて、授業料といえますか、父兄負担、学生負担に大きくかからないようにということで、いま指導をしておるところであります。これによって幾ら上がるであらうという予測は、いましておりません。

○藤原委員 私は、京都の大学の学費の状況は一体どうなっているのかという点でお話を聞いてみたわけでございますが、たとえば京都の産業大学では、昭和五十七年度は、入学金を含めまして年間六十八万円であったものが、五十八年度は八十七万円というふうに、その結果十九万円値上げということになるわけですね。これは五十八年度は私学助成はゼロでしたから、その關係だらうというふうに思うわけですね。入学金を除きまして一十萬円の値上げということになるわけですね。値上げ率としましては一九・六%。また、立命館大学の場合はどうなっているかといいますと、昭和五十年の三月に卒業した学生が四年間に納めた学費、これは理工学部系で百二十九万円ということであつたわけですね。ところが、来年度の三月に卒業する学生は幾らかというところ、二百二十九万円というふうな百万円という差が出て、来年度卒業する学生は百万円も多く納めなければならぬというふうな事態が起こってくるわけですね。これだと、単

純に一年平均にいたしましても二十五万円ずつ、毎月二万円以上多く納める、こういうことになるわけですね。

これでは勤労者の可処分所得のアップと比べてみてもおわかりでありますように、大変なことになると思われるわけですね。これが今日私学に学ぶ学生たちの状態であるわけですね。それにもかかわらず、文部省は来年度はさらに助成を減らしてマイナス一〇%カットだ。これでは教育の機会均等や憲法で言うところの学問の自由というものは一体どうなっていくのでしょうか。私は、だれしもがこういうふうに考えるだろうというふうに思っています。

ところで、このマイナス一〇%にしたというのは、いろいろと経緯があるように思っています。いま大臣は、国民がこの財政窮乏の中でしんぼうし、がまんし、節約しろということでしたが、この経緯と申しますのは、それは概算要求を文部省が決定をする前に、自民党の政務調査会文教部会に案をお示しになった。その案は大学は五%、高校以下は三%のマイナスという案でございました。ところが、自民党側から、概算要求額を決定する前に、学校運営について私学側の姿勢を問いたすべきだ、こういう注文がついて、この五%、三%マイナスというのを白紙撤回になされたというふうなことで、これに間違いはございません。

○瀬戸山国務大臣 最終決定として概算要求いたしましたのは、先ほど来申し上げておりますように、一〇%減の要求をいたしました。物事というのは、いろいろ検討する場合には途中でいろいろな意見があるわけがございますが、これではどうだろう、あれではどうだろうか、こういうことがあるわけでございますから、その途中においてはそういうこともあったと思います。

問題は私学の経営状態、これはいろいろ私学も学校によって事情は違いますが、情性に流れて、ただ国費の助成をもらえばいいというふうな感覚では今日困る。助成の申請の仕方あるいは

その運営、学校の経営のあり方、こういう問題を根本的に洗い直してみようというのが文部省の考えでございます。そういうことをしなければ、ただ国民からもらいた得たという考え方は困りますよというところで、いろいろそれぞれの学校で検討してもらって、いろいろなことでございませう。情性によってやつたら、おっしゃる通りに、率下がれば学生負担が上がる、そういう経営では個々の努力が足りない、かような考えでやつておるわけでございます。

○藤原委員 いまは御答弁になっておりません。私が聞きましたのは、文部大臣、最終的に決めたのは、それは文部省でしよう。しかし、当初の案は五%、三%マイナス案だったということ。これは動かない事実ですね。そして、八月二十五日、自民党の文教部会幹部会が開かれて、ここで、この際、補助金をカットする方が私学の将来のためになる、こういう理由で一〇%マイナスを決めて文部省に伝えた。その日の夜に文部省がマイナス一〇%を正式に発表された。この経緯に間違いはないでしようね。もう一度尋ねたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 私はその場におりませんから明確にはわかりませんが、それは自由民主党は自由民主党政府の政策も研究いたしますから、そういう場面もあったかもしれません、最終決定では申し上げたとおりになった、こういうことでございませう。

○藤原委員 文部省が決定したというのはあたりまえのことです。私が言っておりますのは、その場におりたおるまいと、自民党が介入をして、そして私学助成を大幅に削ったのではないかと、こういうことを言っているわけですね。文部大臣は、自民党の意思は無視して概算要求をつくった、こういうふうにおっしゃるわけですか、いかがでしよう。

○瀬戸山国務大臣 いまは政党政治でありますから、政府と自民党、一体でございます。政策を考える場合、いろいろな場面を考え、いろいろな経

過をたどって最終決定するのでありますから、そういう場面があったかもしれません。ただ、その場に私が立ち会っておらぬというだけのことではございません。

○藤原委員 自民党と相談の上、一〇%マイナスを決めたということは、いまの御答弁から明らかになったというふうに思っています。

自由民主党は、さきの参議院選挙の選挙公約、どうおっしゃっておりますか。「わが党の公約昭和三十八年 自民党」の中には、六十三ページを見ますと、「わが国における私立学校が果たす役割りにかんがみ、その教育条件の整備充実等に資するため私学助成を拡充します」という書

いてあるんですね。「拡充します」と言っているわけですが……(発言する者あり)選挙のときには国民に「私学助成を拡充します」という言。選挙が終われば反対に一〇%もばっさり削る。自民党というのには、国民にその公約を並べて立てて票さえないとばいというふうな政党内閣でしようかね。この問題は総理・総裁である中曽根総理に私はお尋ねをしたいというふうに思ったわけですが、きょうは出席をしておられませんでした、官房長官にこの点は明確にお答えをいただきたいと思

います。

○後藤田国務大臣 御案内のように、私学というのは、本来それぞれ特色のある私学の精神というのがあるわけですね。したがって、その私学の独立を守ることからいえば、本来は、私学の経営は、財政基盤等を含めてみずから力によってやるのが基本だろうと私は思うのです。しかしながら、今日の日本の教育制度全般を見ると、私学の比重が非常に大きいわけですね。同時にまた、その経営が非常に困難であるといったようなことも、これは事実なんです。このまま放置をすれば、どうしてもこれは学生、その親御さん、家庭等の負担が余りにも過重になる、こういう意味で、建学の精神というものの、私学の独立、これを侵さないといったような限度において国が援助をしておるのではないかと、私はこう思うので

すね。そこで従来から、何千万か私も承知しておりますが、私学助成をやっておったと思う。ところが、最近の私学の経営の実態なりあるいは財政の事情、いろいろ各般のことを考えて、文部省としては、臨調等の答申をも踏まえながら、ことしは一〇%のシーリングの減というところをやったのであって、特別さっきの御質問の、自由民主党がいろいろ研究せられるのは、これはあたりまえな話でして、これは先ほど文部大臣がおっしゃったように、いまは政党内閣でございませうから、政府は緊密な連絡を自由民主党ととりながら、こういう方針を決め、そして最終の責任は文部省、また予算となれば内閣というものが全責任を持ってやっておる、かように御理解を願いたいと思

います。

○藤原委員 私学の事情を考えるならば助成を拡大すべきではないでしようか。いま官房長官がおっしゃることは大変矛盾があると思うのです。そのように私学の助成を拡大すべきである。しかも、一番よく事情を知っている文部省が五%、三%、こう言っているのに、それを自民党のいろいろ御指導、御指揮のもとに一〇%カットになったというふうな状態……(発言する者あり)この理由はなぜかと聞いているのに、自民党がやるのはあたりまえだというふうなことで答弁にならないわけですね。もう一度。

○後藤田国務大臣 とにかくことしの予算編成は、自由民主党とも政府が十分打ち合わせをしながら、一般の行政経費については一〇%の削減をやる、そうして、それについては聖域は設けな

い、こういうことで一応やっておりますので、それに従って文部当局としては党の御意見をも参照しながらやったもの、かように理解をいたしております。

○瀬戸山国務大臣 私学の重要性は、先ほど申し上げましたように、われわれはきわめて重要なものとして扱っております。したがって、助成の制度をつくり、助成に努力をしておる。しかし、先

やったのでは国民に申しわけがない。先ほどいろいろ前のことをお話しになりましたが、その間において、その後において、私学の中にもいろいろ問題を起こしたり、あるいは不当に助成金を受けておたりいろいろあることがありますが、全部内容を洗い直して、そして必要のないところには助成をしない、あるいは全部打ち切る、こういうこともあるわけでございますから、そういう中で教育に支障のないような助成はこの範囲でできる、こういう頭でやっておるということを御理解願いたい。

○藤原委員 のんべんだらりといままでやっていたということをみずから証明をされたのかもわかりませんが、そういうことですから、乱脈整理というふうなものが出てくるわけですね。きちんとよく調査をされないといけません。そういう乱脈整理をやっているというのがあるけれども、私立大学は現在三百二十六校あるわけですね。短大、高校、中学、小学校というふうには合わせますと、私学というのは数千あるわけですね。そのうち乱脈整理をやっているというのには本当の一部なんです。こういう問題があるから、自民党の発言によりまして、新聞報道によりまして、言ったらお仕置き、中曾根さんの好きな言葉ですが、お仕置きのために今度は一〇％カットしておけという状況が出てきたというふうに思うわけです。こういうでた理由で私学の助成を大幅に削減をするということは許されないというふうに思うわけです。

文部省は、今回の行革法が成立すれば、新たに私学部という部をつくる計画をしておられます。補助金は削減しておいて組織の方は大きくする、これでは何のための行革なんですか。私学の発展を願ってやるのではなくて、むしろ国家統制、官僚統制、これのためにやるのだと言われても仕方がないと思うのです。私はこのようにやり方に反対であるし、毎年全国から一千万を超える父母や教職員の皆さん方が、私学の助成を、経常費の二分の一を、これを求めて国会請願にも繰り返し繰り返して来ておられる。そういう中で、政府と国会

はこの声に正しくこたえて、大幅な増額と私学の充実のために尽くすべきであるということを私は強調をして、次に進みたいと思います。

中曾根総理は、この春の通常国会で「たくましい文化と福祉の国」づくりをやるのだ、こうおっしゃったわけですが、現実にはどうなっているか。青少年の非行、暴力が社会問題になってきております。これの大きな原因の一つに、大規模校の問題があることは皆さんも御承知のとおりです。

そこで、文部大臣にお尋ねをしたいと思います。文部省はことし初めてこの問題で調査をおやりになりましたね。その結果どんな問題がわかったのか、そのためにはどんな対策を行うつもりをしておられるのか、簡単に答えをいただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 お答えを申し上げます。

大規模校——過大規模校と私も申し上げておりましたけれども、この解消という問題につきましましては、教育上等の見地から種々問題があるというところはもとよりのことでもございますので、文部省といたしましては、かねてより努力をまいりました。特に都道府県、市町村に對しましては、この補助採択に当たって優先的に採択するからぜひやるようにというふうな指導をかねて行ってきたわけでございます。

そういう結果、毎年二百校程度の新設校が次にできるといふ状況に現在あるわけでございますけれども、それでもなお過大規模校問題、完全には解決をしていないという実態もございまして、今年に入りましてから四月に、義務教育関係の小中学校の過大規模校の実態調査をいたしましたわけでございます。その結果、全国の小中学校の約六・一％に当たります二千二百校余りが三十一学級以上のいわば過大規模校であるということがわかったわけでございます。そのうちそれぞれ個別の事情がございまして、すでに分離の予定を著しと進行中のものとあると、あるいは近年中に人数が減るので、過大規模校でなくなる見込みが

一、二年の間に出てくるものであるとか、いろいろなケースがございまして、そういう中で約三百校が今後何らかの措置をすれば過大規模校を解消することが可能だ、関係市町村もそれを望んでいるという数字が出ていますわけでございます。現在、文部省といたしましては、そういう結果に基づきまして、来年度以降の問題としてこれに對処する方法を考え、財政当局と御相談をしているところでございます。

○藤原委員 文部省としてはやっとな動き出したというふうに私は感じるわけです。

私は、京都市の北区というところに住んでいるわけですが、この北区に加茂川中学校という学校があるわけですね。生徒は千九百人を超えます。学級数は四十五クラスですね。まさしくマンモス校です。ここでもマンモス校にありますが共通のいろいろな悩みや問題を多く抱えているわけですが、とりわけ最近の問題として申し上げたいわけですが、ことしの運動会をこの加茂川中学校では三日間連続して開いたわけですね。十月の四日、五日、六日ですね。それはなぜかという、生徒が多過ぎていまの校庭では一日ではできない。だから、学年別に三日間やった。このような教育をせざるを得ないという実態がいまあるわけですね。

これは昨年はどうだったかといいますが、宇治市といまして、京都の南の端ですね、北区は北の端ですが、そこに山城運動公園というのがあります。全校生徒でそこまで行って、そして体育祭をやったわけですが、バスを何と四十五台借りたわけですね。そして、学校にはそういうお金はありませんから、バス代一人千円を父母負担にいたしました。そうしたら、父兄からやはり批判が出てくる。当然だと思ふのです。ことしもそうしなければならぬかと考えたけれども、もしも雨が降ったらどうしよう、四十五台のバスをキャンセルすることになるといふことでは大変だといふので、三日連続自校の校庭でやるということになったわけですね。京都では小学校でもこういうところろがやはりあるわけです。こういう状態は一日も

早く解決しなければならぬ。そこで、文部大臣にお尋ねをするわけですが、公立の文教施設整備費、過去三年間に五百億円、四百億円、また四百億円と大きく削減をしてまいりましたが、いま文部省が要求している特別対策費というのはどういふふうにするおつもりなのか。ことしも削減というふうのしょうか。それとも認めるつもりであるのか、お答えをいただきたい、こういうふうに思ひます。

○瀬戸山国務大臣 藤原さんの御近所ですか、京都その他のマンモス学校のお話がありました。御承知のとおり、遺憾ながらわが国は非常に狭い国でありまして、人口は世界の七番目という大変な人口を持っている。しかも、教育の普及と、戦後の傾向でございまして、産業経済の変化によつて都市集中が始まった。こういうことで、以前とは相当違つて過大な規模の学校が出てきた。これが教育行政上の大きな悩みになっておることもよく承知いたしております。できるだけこれを解消しなければならぬ、こういうことで努力してきておるわけでございますが、これは御承知のとおり、各市町村教育になりますから、その処置をどうするかといふことは市町村等が計画をして文部省と相談をしてやるわけでございますが、さてこれを分校してどこに移すかとなりますとなかなかそれが簡単で、頭の中で考えるようにいかない。場所がないとか、これを移されちゃ困るとか、こういうことがありまして市町村が非常に苦勞しておられる。でありますから、そういう話し合いができたものはできるだけこれに應じて解消する、こういう予算の計画を立て、そして、これを実行に移して、これが実情でございまして、決して放置しておるわけではございません。

○藤原委員 簡単にはいかないのはよく承知をいたしております。地方自治体が苦勞をしておるということもよく承知をいたしております。苦勞をしておる、だからこそ国からの補助をすべきだ、

国から温かい援助をすべきだということを主張を
しているわけだ。

それから、本年七月三十日に発表しました小中
過大規模校についての調査結果、先ほど担当者か
ら言われましたが、中身についてはもう私も承知
いたしておりますから、いま触れていただきません
でしたが、いろいろ問題点がある。それについて
文部大臣は必ず解決をするという決意をお持ちな
のでしょいか。いかがでしようか。

○阿部政府委員 お答えいたします。

先ほどもお答え申し上げましたとおり、この問
題、特に具体には三百校余りの問題ということに
なるわけでございますが、その解決に向けて現
在財政当局と御相談をしておりますのでございま
す。

○藤原委員 それでは、ぜひ早急に必ず解決をす
るという方向で全力を挙げていただきたいと強く
要望したいと思っております。

私は最後に、一昨年の行革一括法で四十人学
級の実行がストップされているということござい
ますが、この問題についてお尋ねをしたいと思いま
す。

京都市の場合は、小学校で三千四百八十八学級
中千四百四十四学級が四十人以上の学級なので
す。つまり約三割ですね。中学校の場合は千四百
六十九学級中千四百七十七学級が四十人以上。これ
は約七割です。こういった状況のまま放置をされ
ているわけですね。すべての子供を賢く、たくまし
く、豊かに育てたいという父母や国民の要求を実
現して、日本の未来を背負う児童生徒に行き届い
た教育、わかる授業を行い、すべての子供の基礎
学力を高めていくというためには、一クラスの子
供の数を減らすことです。つまり、四十人学級の
早期の実現です。そして、先生の数をふやすとい
うことが何よりも重要なことです。

ところが、政府はどうでしょう。四十人学級
をスタートさせようとしたやさきに行革一括法で
三年間凍結されてしまったわけですね。ゆゆしきこ
とですよ。この四十人学級凍結というふうな仕打

ち、これがあなたの方の言う行政改革なるものでし
ょうか。法律の期限は、五十九年度末で効力を失
つてしまします。あなたの方はまさかこれを延長さ
せるというふうなことはいないでしようね。行管庁
長官、いかがでしようか。それから、時間があ
りませんので、大蔵大臣、一緒に答えたいだきた
いのですが、お金がないからといって、延長して
くれというふうなことはおっしゃらないでし
ょうね。念のためにお二人にお聞きしたい。

○竹下国務大臣 私が右代表で答弁をいたしま
す。

いま、四十人学級ですね、これは昭和五十五年
度予算からでございましたが、四十人学級で、当
時の本院筆頭理事、海部俊樹さんが文教制度調査
会長として、私と何回もやりました。実際、われ
われの時代のように六十人もおったときの方がむ
しろ粗野の中にもたくましい者が育ったものでは
ないか、いや、その程度であつたからいまいかな
あなただけではないか、いや、いろいろな
議論をいたしまして、四十人学級というものをい
ろいろな知恵をしぼってやりました。

その後、五十六年の国会でありましたが、本院
において、私も委員の一人でありましたが、いわ
ゆる財政再建期間中、すなわち五十七年から五十
九年でありましたが、第五次学級編制及び教職員定
数改善計画を大幅に抑制する必要があるので政令
でそれを定める、こういうことにしたわけですね。
それによつて、あるいはストップになることもあ
れば延びることもあれば早まることもある。画一的
に、一定の計画を立てたならばそれを何で何でも
という状態には、これは政治というものも生き物
でありますから、必ずしもそうなるものではござ
いません。

したがって、この問題につきましては、行革関
係特例法の特例適用期間経過後、その延長をしな
い場合はこれは本則に戻るということに法律上な
るわけでございますが、特に国の財政事情を考慮
することを義務づけてありますので、まさにこれ

はその段階でそのときの国の財政状況等々を総合
的に勘案して決めるべきものであつて、いま直ち
に即断すべき問題ではないというふうに考えて
おります。

○藤原委員 大蔵大臣特有の詭弁がいま出てま
いりました。延びることもあれば早まることもあ
る、それも国の財政状況を考慮することを義務づ
けてあります。そうしたら、あなたの方がおし
やつておる公約でもないし、自民党員であり大臣
であるあなたの方のおっしゃることに矛盾が
あるという点と、国民はこれでは全く信用がで
きないということになるというふうに思うのです
ね。いいことを言いながら、いざやるといふこと
になると、ああだこうだと煙幕を張つてごまかす
という手は、そういうことはやはりよくないとい
うふうに思うのでね。

文部大臣にお尋ねをしますが、この四十人学級
問題というのは、昭和六十六年度には総達成す
る、こういうことになっているのです。そのと
きに、延びることもあるがやることもあるなどと
いういいかげんなことを言われて、はいはいとい
うふうなことではなくて、文部大臣がしっかりと
もらわぬと思うのです。あなたがまさかこれを
見て聞いたらわからない。あなたがまさかこれ
六年度には断固として総達成するのだという決意
をばっちり文部大臣の言葉として出して
いたしたい、国民に答えていただきたいと思
います。

○瀬戸山国務大臣 四十人学級制度に変えようと
いうことが法律に決められたわけでございます。
しかし、遺憾ながら、御承知のとおり、いまお話
がありましたように、国民全体の負担能力の問題
がありますから、三年間ストップということにな
つて、十二年間でこれを達成しようという法律が
一時ストップされておりますが、それは変わつて
おりません。法律に従つてやらなければならな
い。ただ、国会で法律を変えられると、これはま
たそれに従わなければならない、こういうこと

でございます。

○藤原委員 いまのような様子では、文部大臣は
頼りにならぬということをみずからの口からお
っしゃつたというふうに思うわけですね。

いま進められている行政改革というのは、日本
の未来を担う子供たちにまことにひどい仕打ちを
しているものだといふふうに思います。これでは
何のための行政改革なのかと言わなければなら
ないわけですね。だから、私も共産党は、あなた
が進めていらつしやる行政改革というのには行政
改革だということを言っているわけですね。国会
で審議もしないで行政の判断で勝手に機構を変
えて施策を変更していく、こんなことが許され
るならば、国会は形骸化して、憲法も教育基本法も
踏みにじられてしまふわけですね。こんなことを許
しておくわけにはいかないと強く申し上げてお
きまして、次、岩佐委員と交代をいたしま
す。

○瀬戸山国務大臣 御意見は御自由でありますけ
れども、われわれは経済、社会あらゆる前提は教
育である、特にわが国は教育立国で来ているわけ
でございますから、これに力を抜くという考えは
全然ございません。とはいひましても、国民の力
によつてやるのですから、国民の力の消長によ
つて多少の変更があるということは御理解を願
ひたい。国民をだますなどということとは全然あ
りません。

○三塚委員長代理 この際、岩佐君より関連質疑
の申し出があります。藤原君の持ち時間の範囲内
でこれを許します。岩佐委員君。

○岩佐委員 質問に当たりまして準備した資料が
ございまして、配付をさせていただきたいと思
います。

○三塚委員長代理 どうぞ。

○岩佐委員 いま財界や自民党内に独禁法改正
の動きが出ています。

財界が要求し、自民党が検討している改正案
は、伝えられるところによれば、カルテル規制の
緩和など独禁法の改悪、骨抜きをねらつたものと

なっています。本委員会が審議している国家行政組織法改正案では、公正取引委員会の部の改廃なども、政府や自民党の意向で国会にかけることなく自由に行なうことになり得ます。このことは、独禁法の改悪の動きとあわせて見るとき、独禁法の厳正な運用を阻害するおそれがあり、とうてい容認できるものではありません。国民は、国民の暮らしを守る立場からの行政改革を望んでいるのであり、財界や与党、行政が癒着をして値上げが自由に野放しになるような行政改革を望んでいるわけではありません。私はそうした立場から、いま国民が、通産省主導のやみカルテルではないかと批判しているガソリンの値上げ問題について質問をしたいと思っています。

ことしの春以来、原油が一バレル当たり五ドル値下がりしました。それに伴ってガソリンの価格も下がりました。私は四月五日の物価問題特別委員会、通産省や永山石連会長、笹野全石連会長等に対する質疑の中で、ガソリン価格はリットル当たり百三十円で十分採算がとれるはずである、こうした指摘をいたしました。そしてその後、価格はほぼ私の指摘どおり百三十円台で推移をしてまいりました。ところが、九月に入りますと、百三十円台のガソリンが一挙に姿を消しました。そして、リットル当たり百五十五円の看板が各ガソリン販売店に一斉に掲げられたのです。つまり、一斉値上げが行われました。それは本当に各社ともきちんとして足並みのそろったものかと言わなければならぬと思います。

通産省はこの件について強力な行政指導を行ったと聞いておりますけれども、なぜ強力な行政指導を行われたのか。そしてまた、その行政指導は、元売りや販売店に対してどういう形で行われたのか。その点についてまず伺いたいと思います。

○宇野国務大臣 この問題は、各党からすでに御質問がございましてお答えいたしておりますが、結論といたしましては、通産省は介入いたしております。あくまでも石油価格は市場メカニズム

によって決まるべきものであり、そのときは元売りが自発的に決めたことであります。

○岩佐委員 通産省が元売りに対して、価格の問題で介入したかどうか、この問題については後で議論をさせていただくことにいたします。通産省が元売りを呼んで、石油販売担当役員それから元売りの社長、それから、その後八月の末に石商等に対してヒヤリングを行う、そういうような指導を行った、こういうふうに承知をいたしておるわけでございますけれども、その点について、そういう事実があったかどうか。

それからその際、元売りの販売担当役員やあるいは社長に対してはどういう形で指導をされたのか、どういふヒヤリングを行われたのか。

また、八月末の石商、各元売りの販売支店長ですか、それから二十三区で言えば区単位あたりの石商、販売店、そういう人たちにに対してヒヤリングを行ったということをお聞きしておりますが、その際、中身はどういう中身であったのか、その点、簡単に御説明いただきたいと思っています。

○豊島政府委員 石油価格は、四月以降値下がりの一途をたどったわけでございます。原油価格がバレル五ドル下がった、それ以上非常に下がるといふような事態がございまして、たとえば石油審議会の小委員会あたりでも、原油価格の引き下げは当然国民に還元すべきである、しかし、むしろやむを得ない値段で売って体質が悪化するということとは好ましくないというような指摘もあつたわけなんです。

そういう実態を踏まえて、七月の下旬から八月にかけて、いわゆる過当競争のもととなつていふ事後調整、最初に小売店に対して販売価格、仕切り価格を決めているのです。販売店が安売りをすれば、それではまた値段を見直してやる、そういうことがガソリンの不当な乱売競争の原因になる、こういう事由がございしたので、通産省としては、元売りの責任者を呼びましてその実態を調査いたすとともに、そういうような事後調整という慣行といえますか、やはり方は適

正な経営のやり方ではないということ、そういうことはやめるようにという指導はしたわけでございます。それから、地方通産局でも、そういう実態がどうなっているかというところは別途地域的には調べておるわけでございます。しかし、そこはあくまでもそういうやり方の問題について注意をした、こういうことでございます。

○岩佐委員 公取に伺いたいと思いますが、もし石油業界が自分たちだけの力で製品の価格引き上げができない、そういう際に行政に手助けをしてもらって価格を引き上げる、そういう場合に、こうした行政指導というのは一体許されるのかどうか。特に行政が何らかの形で価格に介入をした場合どういふことになるのか、その点について御説明をいただきたいと思っています。

○高橋(二)政府委員 価格が需給を適正に反映した市場メカニズムの中で決まらなければならぬということ、これは通産省大臣からもお答えのあったとおりであります。私も、価格に介入するようない行政指導というものはあるべきでないと思ひますし、たとえそういうものがあったとしても結果、事業者間で価格についての協定が行われた場合には、行政指導の有無にかかわらず、独禁法違反としての対処をいたす、そういうことであります。

○岩佐委員 通産省は先ほどの説明の中で、元売り会社に対して好ましくない取引慣行であるといふゆる事後調整をやめるように、そういう指導をされたということでもありますけれども、原油価格の大幅引き下げを反映して末端の販売価格、小売価格が販売競争の中で下がっているときに、元売りが会社が事後調整をもし一方的にやめる、そういう状況になった場合に、末端販売価格が安く売られて、そういう状況の中では、末端の販売店がたちまち赤字になって、そして倒産が続出をする、そういう状況になってしまふというふうに思ふわけですが、その点について通産省はどう考へられたのでしょうか。

○豊島政府委員 従来、事後調整というのが不当

に行われていたということでございますので、末端のスタンドはどんなに安く売っても最後はめんどろ見てくれるということで、安心して言つては非常に失礼ですが、相当むちゃな売り方をしておつた、こういうことでございます。したがって、過去に起こつたことはしょうがないけれども、元売りとしては今後はということで、ある一定の時期以降ということだと思ひますが、そういう調整はやめるからということをやつたわけでございます。したがって、事後調整をしてもえないうこと、あるいはマージンが全然ないようなむちゃな売り方は自然にやめるということでございます。そして、それはスタンドの自主的な判断によつてやるわけで、それによつて経営が悪化することはむしろないというふうに考へております。

○岩佐委員 競争が激しい中でスタンドの自主的な判断に任せられるという形で事後調整をするということとはなかなかむずかしいことだといふふうに思ふわけなんです。事後調整を本当に貫徹させるためには、元売りの価格をきちんと決める、あるいは小売の価格も大体このくらいだということを決める、そして、それぞれ価格を決めて、それぞれ元売りの段階で横で価格について守らうねといううな約束、あるいは末端においてもそれぞれ約束がなければ、事後調整を途端にやめたとしてもそれは実効あるものにならないと思ふわけなんです。ですから、いま言われたような事後調整をなくすということを通産省がやられたということは、どうしても元売りの価格あるいは小売の価格というものを決めて、そして、それを守らせるといふような環境づくりをした上でなければ、事後調整をなくせといふ指導は出てこないのではないかとはいふに思ふわけなんです。

その点で、価格についての介入というのが、先ほどからないというように言われておりますけれども、あったのではないのでしょうか。その点再度伺いたいと思います。

○豊島政府委員 先ほどもお答えしましたよう

に、石油価格につきましては、市場メカニズムで決めるという基本方針は変わっておりませんし、そういう意味では価格の水準についての指導をしたことは全くございません。

○岩佐委員　しかし、実際には価格に介入しているのではないのでしょうか。

ここに先ほど委員長の了解を得まして資料をお配りしてあるわけですが、全石連の八月二十日付の新聞「ぜんせき」というのがございます。ここでは、松尾石油部長が自民党石油問題調査会小委員会が発言をされた内容が紹介されているわけでありまして、それによりまして、「末端二五〇円の心づもりで」という見出しのところでありますけれども、元売りのねらっているところは「末端百五十円」という心づもりで取り組んでいるようであり、それを念頭においてやっていきたい。」と松尾石油部長ははっきりと価格に触れているわけでございます。指導官庁の幹部の発言が活字になっているのですからこれはずいぶん重みがあると思えます。そして、全石連の会員であるガソリン販売店に対しては大きな影響を持つことは明らかであります。しかも、通産省が八月の末から各元売りの支店、関係石商のヒヤリングを行って、九月の一日から十日にかけてガソリン販売価格が一斉に値上げをされ、価格も百五十円から百五十五円となつていふ事実があるわけなんです。

一緒に資料をお配りしましたけれども、九月六日付の「ぜんせき」に紹介されております笹野会長の九月五日の談話でございますが、これは会員に対して機を飛ばしたものであります。その中で、通産省の指導によって値上げの条件づくりがされたことを率直に、「エネ庁は八月末から各通産局による全元売支店、関係石商のヒヤリングに入り、エッソを皮切りとする全元売の九月値戻し値上げ発表が」によって、明らかに流れは変わるうとしております。「こう評価をしているわけでありまして、しかも、それに加えて、「この機を逃さず、全国の給油所が協調と信頼にたつて」確実に値上げを実行しようと、値上げの呼びかけまでお

くめんもなく行っているわけでありまして。

このように通産省の値上げのための環境づくり、そして価格について暗示をする、触れる、そして業界のカルテルの呼びかけ、こうした事実を見たときに、通産行政指導による業界のカルテル行為によつた値上げである、こういうことは明らかであると思ひます。

私は、公正取引委員会が、このような事実を踏まえてきちんとこの問題について対処をすべきである、調査をして、そして、こういうことが二度とないようにきちんとした態度をとるべきである、こう思ひますけれども、公正取引委員会、いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員　先ほど来資源エネルギー庁から御答弁がありましたように、私も八月の末から、石油製品の価格というものは国民生活にとつて非常に重要なウエイトを占めるものでございまして、その価格の動向については非常に関心を持って注視してまいりました。

そこで、いまお話しがありましたような通産省による、岩佐委員のおっしゃるような言葉集の行政指導というものがどのように行われたかということにつきまして、通産省及び資源エネルギー庁からその内容を伺っております。その要旨は、結論的に申しますと、いま長官からお答え申し上げたようなことでありまして、私もさううに思っておりますし、元売り業者に対して後仕切り、事後調整というふうな、そういう商慣習の是正について経営の指導をなさつたということの域を出ていないというふうなところを考えているわけでありまして。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、物の価格が違法なカルテルを結ぶことによつて値上がりするということにつきましては、経済全体、国民生活全体から見ても非常に問題がございまして、それは明らかに違法なこととございまして、今回のガソリンの値上げの背景につきましては、いまお示しの新聞等によつてその経緯が書かれてお

値上げ前の時点で元売りに小売にも赤字が非常に多かった、それからまた通産省が元売り仕切り価格の事後調整について注意を喚起されたというふうな事情があったことはわかりますけれども、いざにしてみても、原油価格が上がるのに、全国にわたつて非常に短期間に、ほぼ一斉にと言つてもいいかもしれませんが、大幅な値上げがあつたというところは、もうちょっと事態をよく、正確に把握してみなければはつきりした言い方はできませんが、そういう言葉を使つてなければ不自然と思はれる点がないわけではないと思ひます。

そこで、現在関係の情報の収集に努めておりまして、その情報の収集なり分析の結果、値上げが違法なカルテルによつて行われたという疑いを示す具体的な端緒というものがありません場合には厳正に対処してまいりたいというふうに考えます。

○岩佐委員　公取委員長が、通産省がどういふうな行政指導をしたのかということを一方的に説明を受けて、それで納得をされてしまふ、これでは問題が解決しないわけでございますから、今後ともきちんとこうした行政指導についても入を入れて、東京高裁のあの石油やみカルテル事件での行政指導に対する判決もあるわけでございますので、その点はきちんとやつていただきたいというふうに思ひます。

最後に、官房長官にお伺いをしたいと思います。ですが、今回のガソリンの価格引き上げについては、いま申し上げましたように、過剰な行政の介入が目につきます。そして、その行政指導を行つたのは自民党の石油流通議員懇談会、いわゆる一本会と自民党石油問題調査会政策小委員会であることと全石連の笹野会長が明らかにしています。先ほどの談話の中で述べているわけでございますけれども、「ポイントだけを見まして」というところ以下、「二十一日には一本会が対策を協議し八月の具体化を確認、同日の自民党石油問題調査会政策小委員会は正式にガソリン市場適正化の行政指導を要請、これに次いで通産省・資源エネルギー庁

は七月末に全元売の販売部長クラスから、続いて八月四日から異例の元売社長ヒヤリングを行ない、強く取引の正常化、販売姿勢の適正化を求めました。」十七日には自民党石油問題調査会政策小委員会に、全石連として小売市場の正常化を改めて直接陳情し、同委員会は画期的な「ガソリン販売適正化緊急措置」を決議しました。「決議を受けたエネ庁は八月末から各通産局による全元売支店、関係石商のヒヤリングに入り、エッソを皮切りとする全元売の九月値戻し値上げ発表が」によつて、明らかに流れは変わらうとしております。「こういふうな事実関係を述べているわけでありまして。

まさにここに業界と自民党、指導官庁である通産省の癒着体質がはつきりあらわれていると思ひます。油政連の政治献金が、法律絡みのときには異常にふくれ上がることは、過去の事例でも指摘されているところであります。このような汚れ切つた体質を改めるのが真の行政改革であると思ひます。本場に販売店が危機的な状況にあるならば、法にのつとめて幾らでも打つ手があるわけでありまして、それを独占禁止法に違反するような行政指導を行い、あるいは業界によるやみカルテルをやる、こういうようなことが野放しにされている状況では、国民の生活を守ることができないわけでございます。もっと独禁法を強化して、そして公正取引委員会を強化していかなければならぬいはずであると思ひます。その点について官房長官の御見解を伺いたしたいと思います。

○後藤田国務大臣　石油の問題は、国民生活にとつても大変重要な物資でございますから、わが自由民主党においても当然大変御勉強なさつていらっしゃるわけですが、これは当然の話だと思ひます。また、通産省は通産省なりに、党とも十分打ち合わせをしながら石油政策全般を進めておると、何かその間に癒着があるとかなんとかとおっしゃるが、そんなことはあるわけじゃない。これは要するに政策を勉強しているのですから、それ

はあたりまえのことではないのか、こう私は思いますよ。しかも今回の、あなたの御質問のガソリンスタンドの値段が上がったというお話は、先ほど来公取委員長からの御答弁もあり、通産大臣の御答弁のとおり、これは市場メカニズムで本来決まってくるべきものであって、行政介入等は回避すべき筋合いである。しかも、今回のことに対しては何ら行政介入の事実はない、こうお答えしているのですから、それを御信用していただきたい、こう思います。

○岩佐委員 時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、私は事実を具体的に私たちが調べた範囲内でお示しをして、そして自民党のそういう調査会、小委員会での決定、それを受けて通産省がやる、また通産省が業界を指導する、そういうことを全石連の会長がはっきりと言っているわけで、こういう問題について具体的に指摘をしているわけではございませんので、この事実関係については、私たちが別にどこから持ってきてということではなくて、あった事実でございますので、そういう点で厳重に、こういうことが今後ないよう、もっと独禁法改正強化をしていく方向で努力をすることを要請いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○三塚委員長代理 これにて藤原君、岩佐君の質疑は終了いたしました。

次に、稲葉誠一君。

○稲葉委員 行革のことに関して質問をさせていただきます。大分以前のことでございますが、総理がそのときに、国家行政組織法の審議の際に当たりまして、内部部局の設置等もできるだけ法律で規定する方がいいのではないかというふうな趣旨の発言をされた、総理みずからがそう言うておられたようにございます。

○稲葉委員 これは旧憲法ではなくて、この国家行政組織法というのは旧憲法的なお話があまり過ぎるのだ、むしろ旧憲法よりもっと官僚的なものだ、こうはつきり言っておられて、結局「議院内閣制」というものは必然的に政党の責任政治というところになるのですが、それが有効適切に行われるためにはどうしても行政組織というものに政党の政策というものが浸透されるような機構なり組織が保障されておらなければならない。今度の国家行政組織法というものは、これは退歩なんだ、こういうようなことを言っておられる人が、今度こういう法律を出してくるというのは、私はちょっとよくわからないのですけれども、行管庁長官、いま言った点についてはどういふふうにお考えですか。

○齋藤國務大臣 この国家行政組織法が国会に初めて出されたのは昭和二十三年であったと思いますが、当時は、御承知のように、新しい憲法に基づいて議院内閣制というものが発足しようというときであったと私は思います。私が申し上げるまでもなく、先生御承知のように、旧憲法下におきましては行政大権、官制大権というものがありましたが、全部政府だけでやっておった。そういうわけですから、その当時は国会が関与することができなかった、しようと思ってもできなかった。そういうふうな反省もあり、さらにまた新しい憲法ができまして、国権の最高機関である国会が行政組織にコントロールを加えるということはあるの当時としては必要であった、そして、それなりに大きな効果を今日まで上げてきた、かように私は考えております。あの当時としては、中曽根総理のような発言があることはやむを得ないときであった、私はかように考えております。

〔三塚委員長代理退席、委員長着席〕

○稲葉委員 余り古いことを聞いてもあれですが、そこで私がお聞きしたいのは、どうもよくわかりませんというのか、政府の許認可事項が約一万件あるというのです。今度は三十九件だけでしょう。これは一体どういうことなのか、ちょっと私には理解できないので、これでは民主主義ではなくて、むしろこれは官主主義だというふうなものでしょう。どういふことなのか、お答えを願いたいのが一つ。

それから、政府の言う許認可が一万件ある。それを許可、認可分けて、各省別に分けて、それが一体いつごろできて、どんな内容で、現在果たして必要なかどうか、そのことについての検討を加えてきちんとした資料を当委員会に提出を願いたい、こういうふうには私は考えるわけですが、委員長、これはお許し願いたいと思います。

○齋藤國務大臣 許認可につきましては私もたくさんあることは承知しておりますが、私どもが今回御提案申し上げておりますのは、臨調答申の指摘によりましたもの二百二十二、それについて法案を整理したものでございまして、二百二十二のうち百五十が政令によるものでございまして、残りの法律事項について臨調答申の指示に従ってこれを簡素合理化していこう、なお、政令事項につきましては今後その方針に従って整理をしていこう、こういうことでございまして。

現在のところ、許可、認可の件数が一万件とか言われておりますけれども、各省別にそれをいま調べまして資料を提出するということは、いまの段階では私はちょっとむずかしいのではないかと思います。法案は、臨調答申の指摘による許可、認可の整理を中心にして御提案申し上げておるわけでございます。

○稲葉委員 だから、私どもは国会の中において、許可、認可が一万件近くあるというならば、それが果たしていま本当に必要なかどうかというところを明らかにする必要があると思うのです。だから、その資料を提出してくれ、こういうふう

に言っている。率直に考えまして、これは本来もつと最初の段階で、この委員会が始まった最初の段階でそれを言うのが本当だったかもしれないけれども、そんなことを言っているのは悪いけれども、私はこのメンバーじゃないものですから、ピンチヒッターなものですから、そこまでできなかったわけですね。最初に言うのが本当だったかも知れません。いまからでも遅くないので、だから出すべきものは出して下さい、こういうことです。

○齋藤國務大臣 御趣旨の点は私も十分検討させていただきます。しかし、今度の国会でこれをすぐ出せと言われましても、いま先生御自身が初めのうちならおっしゃいましたけれども、いまにわかに一万件について一つ一つと言われましても、これはなかなか容易じゃございません。

○稲葉委員 僕も良心的に言い過ぎちゃったものだから、ちょっとおまじった。だけれども、あなたの方で、いまある許認可の問題について、具体的に各省別にどうなっている、それがどういふ理由で必要かというこの資料ぐらいはちゃんと準備して持っているべきですよ。これは筋なんですね。時間の関係で今度の国会では出せないというならば、それは後の別のときでも結構ですけれども、ちゃんと出して、われわれがその内容を審査しなければいけませんよ。それが国会のやることなんです。臨調がやったからただそのことをうのみにしてやっているわけじゃありませんから、そこら辺のところはしっかりとすり合っていない、こういうふうには私は思っているわけですね。本当ですよ。これはあたりまえの話です。

○齋藤國務大臣 よくわかりました。

○金丸委員長 行管長官、いまの希望の、きょう間に合わぬにしても、将来できるだけ早い機会に出してくれということですから、それを出していただきたいと思います。先ほどの御意見、私も十分検討いたしまして、できるだけ速やかに整備いたします。

○稲葉委員 私、この所信表明、これは中曾根さんが言われたことですが、中曾根さんおられませんでしたけれども、これを聞いたときにちょっと感じたのですよ。それは「政府もまた、国会におけるこのような御努力にこたえ」いろいろ言っておられますが、そこで「主権在民、平和主義、三権分立を初め民主主義を支える憲法の諸原則を忠実に守り、こころいふに言っておられるのですね。これは官房長官だ。総理がいなければ、あなたが内閣のかわりだから、総番頭だから、あなたが答えてください。」

○金丸委員長 方角が自分の方じゃないと思ったので、いま一回やってくれということですから、いま一回。

○稲葉委員 それは、基本的人権というのが所信表明に入っていないのですよ。これはまずどういうわけですか。われわれは、憲法の三つの原則というのは、主権在民であり、平和主義であり、基本的人権の尊重だというふうに聞いておった。ところが、これは入っていないわけですね。どういうわけですか。

○後藤田国務大臣 恐らくそれは、憲法の定める諸原則を守りという中に当然入っている、私はさように考えているのです。

○稲葉委員 そこで、「三権分立を初め」と言っている、特に三権分立をここに入れたのはどういう趣旨なんですか。ちょっと待ってください。余り急がないで。それで、中曾根さんは、その後の答弁によると、三権分立を盛んに言い出してききましたね。これは結局、国会の中で、俗にいうか何というか、田中裁判の問題について触れてくれるなという趣旨を含めてこで言っておられるのじゃないですか、こういうことを入れたんじゃないですか。どうですか。

○後藤田国務大臣 私も所信表明とか施政演説とかの原稿の段階はときどき見させていただくのですけれども、別段、御質問のようなことを頭に置いて言ったのではないと思います。やはり三権分立ということとは、何と云って、いついかなる

時代においても絶対に乱しては相ならぬ大変重要な原則であるという意味でそこへ入れられたもの、かように考えます。

○稲葉委員 そこで、いまの問題に余り深入りしてみてもあなたの方の答えは大体決まっているわけ、枠をはめられているんだから、それはしょうがないと思うのですけれども、私はこういうことを考えるのですよ。これは中曾根さんに聞くのが一番いいのだけれども、御本人がききうあれです。政治は最高の道徳だということ、このことについては官房長官はどういうふうにお考えでしょう。

○後藤田国務大臣 政治といいますが、政治家なり政党なり政治団体が高い道徳性を持つていなければ、政治に対する国民の信頼は維持することができない、そういう意味合いにおいて、いまおっしゃったような、政治は最高の道徳だというその表現がどうか、これは私は多少疑問があると思えますけれども、その言葉の趣旨は、いま言ったような、政治の信頼確保のためには高い道徳性が必要である、こういう意味だと思えます。

○稲葉委員 それじゃ、あなたの崇拝をしておられる田中角栄さんが、公判の中でこういうようなことを言っておられるのですね。「起訴事実の有無にかかわらず、いやしくも総理大臣在職中の汚職の容疑で逮捕、拘禁せられ、しかも起訴に至った」ということは、それだけで総理大臣の名誉を汚し、日本国の名誉を損なったこととなり、」というふうなことを言っておられるのです。

○後藤田国務大臣 まさにそのとおりのお気持ちで田中さんはいらしたのだであらうと思えますね。だからこそ起訴せられた段階でも、総理大臣といふものの権威といふものが、そういうものをやはり守らなければならぬ、しかし起訴せられた以上はあくまでも無罪を獲得して、総理大臣としての地位といふものが、権威といふものが、その確保を図るのは自分としては最大の責任である、こういう意味であらう、かように考えます。

る、こういう意味であらう、かように考えます。

○稲葉委員 だって、「総理大臣在職中の汚職の容疑で逮捕、拘禁せられ、しかも起訴に至った」ということは、それだけで総理大臣の名誉を汚し、日本国の名誉を損なった」と言うのですから。判決じゃないですよ、起訴だけの問題ですよ。そう言っているのですから、それについて田中さん自身責任をとるといふのが通常の筋ではないでしょうか。あたりの話じゃないでしょうか。あなたに聞くのはこれは筋違いかと思うのだけれども、しかし実質的にあなたは田中派、じゃないわ、何派というのか知らぬけれども、あなたが実際の有力者だもの、あなたに聞く以外にない。あなたが一番適任者だから聞くわけよ。お答えなさい。そう思いませんか。

○後藤田国務大臣 だからこそそういう厳しい反省の上に立って、この裁判においてはどうしても無罪を獲得することによって総理大臣としての権威を守りたい、こういうお気持ちであらう、こう思っています。

○稲葉委員 あなたは田中総理が厳しい反省をしておられるというふうにお考えになっていらっしゃるのですか。田中総理じゃないや。あなたも二、三日前の記者会見のときに田中総理と言っていたね。元総理と言いのを忘れちゃった。まあそれはいいけれども、そういうふうにお考えなんです、どうなんですか。

○後藤田国務大臣 質問の趣旨がよくわかりません。

○稲葉委員 だから、田中さんが総理大臣の名誉を汚したと言っている。名誉を汚したと田中さん自身が言っておられるのだから、それならばその責任のとり方として、あくまでも無罪をかち取るというこどもそれは一つの方法かもしれないけれども、国民に対して済まないと言ふならば、そこでみずからの職を辞するのが当然のことではありませんかというふうには田中派の大番頭としてお考えになりませんか。そう考えるのが素直じゃないでしょうか。これは決して内政干渉で

はない、私はそういうふうには思っているからお聞きしているわけですよ。

○後藤田国務大臣 これは官房長官としてのあれですか。(稲葉委員「いや、どっちでもいい」と呼ぶ) それでは、後藤田正晴としてお答えしたいと思えます。

それは、起訴の段階においては一つの出処進退の機会であつたと私は率直に思っています。しかしながら、一たん裁判が係属した以上は裁判の確定判決を待つというのが一番正しい道である、私はかように考えます。

○稲葉委員 確定判決を待つといったって、いつのことやらわからないでしょう。だから、一番の判決があればその結果によって、一番の判決があれば、いままでの無罪の推定というのは崩れるのですよ。これは御案内のとおりですね。だから、保釈は効力を失うわけですよ。それで収監されるわけですよ。無罪の推定が崩れるわけですから、一番の判決があれば、その判決いかんによっては責任をとるのが当然の筋だ。責任のとり方はいろいろあるかも知れぬけれども、責任のとり方はあるとしても責任をとるの筋だ。こういふふうにはあなたもお考えではありませんか。

○後藤田国務大臣 稲葉さんには釈迦に説法ですが、日本は三審制度をとっております。したがって、やはり最終の確定判決があるまでは無罪の推定を受ける、私はさように考えております。

○稲葉委員 無罪の推定というこども議論しても始まりませんけれども、確定とは違うわけですよ。なるほど判決の確定というのは刑事責任の問題ですよ。私どもがこで問題としているのは、田中さん自身が、こでことういうふうには言っているじゃないですか。日本国の名誉を損なったことは万死に値すると言っておられるのですから、それに対して政治的・道義的責任をとるといふのはあたりまえのことなんです。それが筋なんですよ。だから、私はお聞きをいたしておるのです。あなたの答えているのは刑事責任のことを答えている。私は政治的・道義的責任をこで論議し

ているわけですから、刑事責任を国会で論議してもこれは始まりぬわけですよ。よく聞いて下さいよ。それを言っているのですよ。政治的・道義的責任について聞いているわけですよ。

○後藤田国務大臣 その点については、国会の中ですでにいろいろ御議論をなさっていることである。それからいまだ一点は、確定判決があるまでは国会議員の身分というものは憲法上、国会法上きわめて重要な取り扱いを受けておる。こういったあれこれのことを考えるべきであらう。しかし、いずれにせよ、政治的・道義的な問題は、いま国会で御議論をなさっているのですから、これは裁判係属中でもないです。したがって、私も行政府の者としては静かにその結論を慎重に待つべきである、かように考えております。

○稲葉委員 あなたのおっしゃることなら、いま議運で問題となっている警察官決議案の審議の経過に、どの程度のお力があるかと言つては失礼だけれども、あるかどうか私もよくわかりません。ついで、あなた自身が党の中なり政府の中でもっと積極的な対応というものをすべきではないでしょうか。

○後藤田国務大臣 これは議運で御議論なさっていることですから、私はそこまではちよつと手が及びませんね。うっかりそんなことをやったら日には大変なことになりますから。

○稲葉委員 幾らこの問題を論議しても結局ここでは結論は出ません。あなたの方としてはそれ以上の答えは出ないわけですからね。

そこで、時間の関係もありますから別の問題に入りたい、こう思うのです。

外務と通産と防衛にお聞きをしたいのですが、そこに並んだ方がいいと思うんだがな。私がお聞きをいたしたいのは、レーガン大統領が日本に来られるわけですけれども、そのときに、武器技術の供与の方式の問題に対していろいろ話が出るのではないかと、私には思っております。それが、それについて現在はどういうふうな状況に

なっているかというのをまず外務省、それから防衛からもお聞かせ願いたい。ということは、こゝとに入つて、アメリカでは何か包括取り決め方式というものを求めておるといふことを私も聞いています。その点については、その点についてのお答えをまず外務省からお願いしたい、こういうふうな思いです。

○安倍国務大臣 武器技術の相互交流の問題につきましても政府の方針は決定しておりますが、どういふ細目取り決めを行うか、内容については、いま両国の外交チャンネルで詰めておりました、まだ何ら結論が出ていない、こういう状況であります。

○稲葉委員 じゃ、八月にリンドストロームという米国防総省次官代理が来たことがありますが、これは、来て、そのお三人の中でだれに会つたのでしょうか。そして、どういふ目的で来たわけですか。

○北村政府委員 お答え申し上げます。八月十七、十八日の両日にわたりまして、アメリカの国防省のリンドストローム国防次官代理とマーチン国防次官代理の二人が参りまして、そのほか随員も参りましたけれども、私も日本側からは、外務省からは私、それから防衛庁からは木下装備局長、通産省からは杉山貿易局長等が会いました。この場合アメリカ側から、武器技術の交流に当たつての具体的な実施方法についてアメリカ側の考えを聞いたわけでございます。

○稲葉委員 だから、そのアメリカ側の考えというのは包括取り決めにしてくれ、こういうことなんだでしょう。いまの答えはちよつと後にしましう。そうすると、包括取り決めをとった場合のアメリカ側のプラスはどういうプラスがありますか。

○北村政府委員 アメリカ側は、従来から、できるだけの交流に關しての事務を簡素化したい、こういうことを言っております。そういう考えを八月に参りましたときもわれわれの方に言ってきたわけでございます。この問題は、アメリカ側

の考えを聞いたり、私どもの考えも関係省庁の中で鋭意詰めておる段階でございますから、まだ包括取り決めというふうな線でございます。これは、いまだにアメリカ側は前からそういう事務の簡素化ということに重点を置いておるといふことだけ私どもは承知しております。

○稲葉委員 事務の簡素化という言葉であなたは言われましたけれども、局長としてはそれ以上の答弁は無理かも知れません。結局日本がアメリカから入れるときにはどういふやり方をとつていのか、一項目ごとに取り決めて、交換公文を一件ずつ閣議の正式の案件としてかけて全大臣の署名をもつてやる、しかも大筋は交渉しておる、こういうようなことをやっておるのではありませんか。——ちよつと待ってください。局長でなくて、その程度のことは大臣は知っているわけでしょう。知らないなら局長でもいいけれども、知っているのか知っておらないのか、どっちだか答えなさい。答えてから政府委員が答えなさい。そんなことじゃだめだ。

○安倍国務大臣 MDAに基づきまして、アメリカからの武器並びに武器技術についての輸出を認めておるわけでありまして、MDA、いわゆる日米相互防衛援助協定によって入れているわけでございます。

○稲葉委員 そんなことを聞いているのじゃないです。だめだ、安倍さん、しつかりしないと。そんなことを聞いてないですよ。僕の言っていること、よく聞いて下さい。

○木下政府委員 わが国が米國から具体的な武器システムを導入する場合には、個別に交換公文を結んで、それで取り決めを結んでやっております。ただし、相互防衛援助協定に基づく取り決めがすべてそういう種類のものだけではございません。

○稲葉委員 そこで、谷川さん、あなた向こうへ行つてワインバーガーと会つたでしょう。そのときもこの話、出ているのじゃないですか。それから、安倍さんは今度國連総会で向こうに行かれましたよね。そのときには向こうからこの話、出てくるのじゃないですか。いま局長がいみじくも言つた事務の簡素化というのは一体何なんですか。局長はいよいよ、政治家としてのあなたの方に聞きたい。いいですか。まず、どういふような話があったか。それから、局長が言つた事務の簡素化というのはどういふ意味なのか。

○安倍国務大臣 防衛庁長官からもお答えいたしますが、私もワインバーガー国防長官と会いましたときに、この武器技術の相互交流について話が出まして、いま両国の外交チャンネルで話し合ひをしていない、しかし、まだ結論にはもろろん達しない、そこで、なるべく早く結論を得まして、以上のような話に合ひになっていくだけで、それ以上具体的な問題については、いま答弁いたした事務当局でいゆる相談をしていく、こういう段階です。

○谷川国務大臣 私はワインバーガー長官と、この夏と秋と二回会談をいたしました。そのうちの二回目の会談ではこの問題は出ませんでした。第一回目の八月二十二日に行われした会談につきましては、まず、ワインバーガー長官から、ことしの一月に日本國政府が米國に対して武器技術の供与する道を開いたことに対してこれを評価する旨の発言がございましたが、この分野における技術の相互交流が円滑に促進されることを期待する旨の発言が続いたわけでございます。

これに対して私からは、同じように、今後技術の相互交流が円滑に促進されることに對する期待も、わが方もそれを持っているという意味で、この意味では相互の意見が一致をいたしたわけでございます。

なお、その先の細かい問題につきましては、ただいま外務大臣からも答弁ございましたように、政府間におきまして検討が続いておるわけでございます。私とワインバーガー長官との会談におきましては、いま申し上げました前段のようなことと両者の意見が一致したこととでございます。

だいたい外務大臣からも答弁ございましたように、政府間におきまして検討が続いておるわけでございます。私とワインバーガー長官との会談におきましては、いま申し上げました前段のようなことと両者の意見が一致したこととでございます。

う。

○安倍国務大臣 まだアメリカから具体的にどういうことでやりたいという細目協定なんかのいわゆる枠組みが提示されていないわけなんです。しかし、ただ、私も類推をするに、アメリカとしてはおっしゃるような包括的な、一まとめにしてというのを考えておられないわけではないと思うわけですよ。思うわけけれども、日本はそう簡単にはいかない。こういうことでいま話をしているということ、アメリカからアメリカの案というものが具体的に示されておる、こういう状況じゃまだないわけですから、これからならないとちょっと結論を出すとか、あるいはまた決着をするとかいう見通しはつけれない、私こういうふう

○稲葉委員 具体的な案は出ていないけれども、推測するにこういうふうな考え方だというの、しょう、あなたの考え方は、どうしてそういう考え方がわかるのですか。

○安倍国務大臣 いま外交レベルで折衝しているわけですね。そのときどきの報告を聞いてみますと、どうもアメリカの考えとしてはそうした包括的なもの、一まとめにした簡単な協定というものを望んでおるのではないだろうか、こういうふうな印象を受けるわけです。しかし、日本は日本の立場があるから、それに基づいて日本の立場を貫いて臨んでもらいたい、私はこういうことを言っておるわけです。ですから、これは両国のことですから、交渉ですから、話し合いがつかなければ協定にならぬわけですから、これからの問題だと思っております。

○稲葉委員 そうすると、日本としては、日本がアメリカから技術を受けるときと同じような方向で意見をまとめて進みたい、こういうことですか。

○安倍国務大臣 いろいろいまのMDAの協定に基づいて具体的にどういう形で入ってきているか、それは武器もありますし、武器技術もありますし、具体的な点については私も十分承知して

ないのですけれども、しかし、少なくともわれわれが通常国会で答弁いたしましたような線に、この立場というものはやはり交渉で貫いていかなければならぬというのが私どもの基本的な姿勢であります。

○稲葉委員 この問題は、後に尾を引くという言葉はあれですが、引き継ぐことにいたします。後で総括があったり、いろいろな質問があると思えます。大体の大筋は、話はわかりました。

それから、私もすでに話がまとまったように聞いています。またまとまったように聞いていて、そういう質問があったならば、いまあなたの

おっしゃったような答弁で逃げちゃえとか、それ以外ないから逃げたおいて、それでレーガン大統領が来日する前にばつと決めちゃえというこのように聞いておるのでお聞きをいたしておるの

すね。だから、国会の議論などというものを十分踏まえて、そして日本の国益を守ってしっかり善処する、こういうことですか。それならそういうようにびしりと答えてください。

○安倍国務大臣 これは、政府の武器技術供与の基本方針、それから国会の議論を十分踏まえて今後の折衝に臨みたい、こういうことです。

○稲葉委員 いまの問題は、後の各委員会などの質問にお譲りするとうか、引き継ぐことにしたいというふうに思います。

そこで、ほかにいろいろな問題があるわけですが、減税の問題で、大蔵大臣、私、予算委員会でもカナダからポーランド、それからオーストリアに出張したのですよ。そうしたら、オーストリア、ウィーンの空港で日本の新聞を見たのです。これは八月二十九日かなと思います。見たのですが、そうしたら、朝日新聞の小さな欄に「かたえくぼ」という欄があるのですね。大蔵省発表というのが出ています。これはどうですかね、こういうことを考えておられるわけですか。

○竹下国務大臣 そういう大蔵省発表……（稲葉委員「かたえくぼ」だからと呼ぶ）ああ、「かたえ

くぼ」ですか。これは、新聞といえども商業新聞でございますから、これが利潤追求のために販売拡張をねらう、そうすれば、その記事の中には国民が関心を持ち、ある種のウィット・アンド・アイロニー、こういうようなものを入れていくのじゃないかな、それだけの問題だろうと思えます。

○稲葉委員 いや、「かたえくぼ」は一つの国民の声として私は出したので、あなたの方としては、

一步減税はするけれども二歩増税ということを考えているのですか、いないのですかと聞いているのです。

○竹下国務大臣 御案内のように、減税といえは当然財源を要することでありまして、そこで、本院の議論においても、これは増税ではなくして税の是正と理解していかんとかいう質問が貴党の代表者からもあつておられますので、増税と増収はおのずから違ふとは思いますが、財源というものの

対しては真剣にならざるを得ないことであらう、このように思います。

○稲葉委員 増税の定義については、確かにこれはいろいろむずかしいですよ。私の聞いているのは、減税はやるけれどもそれをオーバーするよう

な増税なり何なり、それに近いものを、内容にもよりますよ、やるのでは意味がないのではないかと

いうことを聞いているので、それは一国民の声として非常にいい言葉だな僕は思うんだな。

「一步減税、二歩増税」というのは本当にうまい言葉だね。ウィーンの空港で感心したのですよ。やはり日本人というのはなかなかウィットのある国民だなと思ったのだけれども、実にうまいあれですね。

そこで、私がお聞きするのは、では「一步減税、一步増税」というのはやるのですか。

○竹下国務大臣 ウィット・アンド・アイロニーという問題からすれば、そういう表現もあり得るでございましょうが、私どもはこれは窮屈に言え

ば、臨調答申というものがあつて、理念として「増税なき財政再建」というものが一方に打ち出されておるときに、安易にそういうものを念頭に置

いてはいかぬ。ただ、財源というものと増税というものは別です。それから、先生もいまおっしゃったように、増税とはいふと、これはなかなか定義がむずかしいと思えます。

○稲葉委員 私は増税といふか、いろいろなことを考えたときに、この前からあなたと問題にしているのですけれども、一つは退職給付引当金の問題です。退職金というのは日本だけの制度です。これは大蔵委員会でも質問が出ていますし、あなたが前からお答えしておられますし、私も前から問題にしているところですが、それはそれとして、たとえば貸し倒れ引当金の問題をとってみても、

どうもおかしいですね。貸し倒れ引当金が全部でいま三兆四千幾らあるのですか、物すごい金額があるわけですね。実際の貸し倒れは、実績として考えると、この三分の一くらいじゃないですか。だから、ドイツやその他の国に比べていかに実績主義をとった場合に、そこからくる増収、増収か増税かよくわからぬけれども、とにかくそこらふえる収入というものはどのくらいあることになるのですか。

○大山政府委員 お答え申し上げます。貸し倒れ引き当ての実績のお話でござい

ますが、先生御案内のとおり、法定の繰り入れ率の約三分の一でございまして。先生のお尋ねは、それを実績主義にしたらいかなる増収の程度かというお話でございまして、ちょっと私いま手元に計算したものを持っておりませんので、後日計算ができましたら御報告をさせていただくことにさせていただきますかと思っております。

○稲葉委員 おかしいな。この話は僕の部屋へ主税局の人が四人くらい来て、あなた、話をしたわけですよ。まあそんなのはどうでもいいけれどもね。

これもおかしいんですよ。この表も、資本金階級なんという言葉で分けているのも、これも百億円以上の資本金のものが貸し倒れ引当金の期末残高が非常に多いですね。ドイツなどは実績主義をとっているわけですからね、それをとればもっと

ふえて、いろいろな形で税収かなんとかがあるわけですよ。こころ辺のところは考えてもらわなければ困りますよ。

この前は退給の問題についていぶん質問したら、答えが出てきて大分変わってきた。今度は繰り入れ率が変わるとかいうのでしょう。だから、そういうふうになんなん変わってくるのだから、貸し倒れ引当金についても当然実績主義の上に立って考慮しなければいけないと思いますよ。この点を十分に検討していただきたいと思う。

もう一つは、使途不明金ですよ。使途不明金が多に出てきて、あなた方が政府臨調へ出した資料にも使途不明金の資料をくっつけていますね。これはどういふわけでしたのかね。フランスの場合は、使途不明金が三〇%だったものが一二〇%にたんだって、また一三〇%に上がりましたね。どうしてフランスではこういう制度をやっているんですかね。こういうことも当然日本としても考えていいんじゃないでしょうか。大蔵大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 いま誤解があるといけませんので申し上げておきますが、退給の議論は稲葉さんと一過したことがありますので省略いたしますが、とにかく引き当て限度額については常に見直しを行っていく必要はあるという考え方に基づいて、いまは御案内のとおり四〇%になっているわけですよ。

それから、貸し倒れ引当金の場合も、個別的にはいま税調で審議しておられますから、一般論として申し上げますが、この貸し倒れ引当金の法定繰り入れ率については連年のように見直しを行ってきたが、今後とも実態に応じて見直しを行っていく所存である、こう答えるべきだということ、これは今日までの税調の答申で、いわゆる租税特別措置ではないが性格的にはそうあるべきだ、こういうことです。

それから、いまの使途不明金ですね、これはできるだけその使途を解明して、その支出先に対して適正な課税を行う、これが一番要当です。

それから、どうしても使途が不明な場合は、これを経費として認めないで全額課税をして、そして仮装、隠蔽行為が伴う場合は重加算税が課せられる、こうなっております。これはいまの法人税法のたてまえからいえば限界の措置である、という認識の上に立って、それ以上になりますと、今度は商法、刑法というものの関連分野の取り扱いが問題になる。たびたび議論をいたしておりましたが、現行の法人税の中における限界的措置というところでそのような措置をとらせていただいております、こういうことであります。

○稲葉委員 もう一つお聞きしたいのですが、私の疑問は、大蔵省の人にも言っておいたのですが、法人税をなぜ取るかという議論は非常にむずかしい議論があるが、まあこれはいい。だけど、法人が実在してやっていると、理論的には法人税についても累進課税ということは当然考えられていいのではないか。理論的にはですよ。僕の言うのは、政策的にどうするかというところはまた別ですよ。それから、政策的にどうするかというところはまた別ですよ。法人税を上げた政治献金をもたえなくちゃならないかということとは政策的な問題ですよ。政策的にそのことが日本の経済にどういふ影響を与えるかということとは、これは政策の問題です。理論的にいま僕は聞いています。理論的には、法人税というものを取るからには、これは取っているのだから、それは当然実在しているのだから、社会活動、経済活動をやっているのだから、これはもう累進課税というものも理論的には考えられるはずだ、こういうふうに私は思う。だから、理論的な面だけひとつ答えてください。

○竹下国務大臣 この法人税の問題は、理論的に累進課税率をかけるべきでない、こういう理論もあるわけですね。今日のいわゆる経済成長の中で企業の果たす役割等々を考えれば、その理論も確かに通用する理論である。だが、いまおっしゃるように、いわば中小企業の特例としての措置もあるわけですから、したがって、そういう理論は

中小企業の特例としてはすでに壊れているのではないかと、こういう議論もあるにはあるということですから、稲葉さんの法人税にも理論的に累進構造があつていいというの理論です。が、元来法人税という議論もある。これは私は古くから新しく永遠の議論じゃないかと思っております。

○稲葉委員 外務大臣に帰っていいと言つてしまつたのですが、外務大臣がいらないからこれは大蔵大臣、聞いておいてください。官房長官も聞いておいてください。

最後に、お願いかたがたというか、実は予算委員会ですつと回つてみたときにしみじみ感じたのですが、大使館の人数が非常に少ない。いま外務省の日本の大使館員の数というのはフィリピンと同じです。三千五百人ぐらいかな。それで、出向が非常に多いわけですよ。だから、行草の問題があるにしても、外務省のそういう問題については特別に考えなければならぬということですよ。

それからもう一つ、僕は回つて歩いて、江藤さんがおられるけれども、大使館で一体新聞をどういふふうにとっているかと聞いてみた。それから、総合雑誌をどういふふうにとっているかと聞いてみた。それから、週刊誌はどうしているのかと聞いてみた。そうしたら、いま運輸大臣が来られたけれども、飛行機で行くと、北京まで着くと日本の新聞は一万円になつてしまふ、だから大使館でなかなか新聞を全部とれない、北京の大使館はそんなことを言つていたのでね。それから、月刊誌は何をとっているかと言つたら中央公論と文芸春秋しかとつてない、ほかは金がなくてとれないと言ふ。週刊誌はどうするんだと言つたら、週刊誌は各個人がみんな買つて、それを回し読みしているのだと言ふんだ、大使館で。週刊誌も変なものは別として、普通の週刊誌なんかでもそんなことですよ。それじゃいかぬと僕は思うんですよ。それは日本としてもみっともないです。予算委員会として僕らちゃんと視察に行つて

いるんですから、その結果を十分生かしてもらいたいと思う。これは、外務大臣は行つちやつたけれども、大蔵大臣が答え願いたいというのが一つ。

それから、瀬戸山さん、文化庁の予算の中で、子供の芸術劇場なんかの予算があるでしょう。それで、僕は文化庁の人を呼んで——そういう人を怒つちやないですか、いいですか。聞いてみた、僕がなぜ聞いたかという、いすみたつというのがテレビで政見放送のとき、いわゆる子供の芸術劇場の予算なんというの、日本は西ドイツなんかの何分の一だということを言つていたわけですよ。それで、文化庁を呼んで聞いてみた。外国のものはわからねえと言つたら、わからねえんですよ。だめじゃないかと言つたら、とにかくわからねえので申しわけないと言つていた。外国のことばかりが能くやれやれと聞いたら、文化庁家なんだから、そういう面についても、子供の芸術劇場とかそういうようなことについては十分な配慮というものを、瀬戸山さん、あなたとして

も、していただきたいと思う。それから、所信表明の中で難病対策やがん対策を入れていただいた。これは厚生大臣、大変お世話になりました。私もお礼を言うのですが、総理の所信表明の中へ入りました。それを聞きまして、難病の人たちは非常に喜んでおつたんですよ。だから、僕はそういうことを考えると、そのことのために、いろいろ所信表明の中に出てきますね、それを具体的に今後どういふふうに行っていくか。こういう三つのことをお答えを願つて、私の質問を終わらせていただきます。

○竹下国務大臣 私の方から、外務省の定員問題であります。行管長官の關係もございましてけれども、最終的に予算の問題については私の方で協議、調整をするという立場にございまして、従来役所の範疇に入っております。御意見の趣旨は理解できますが、予算全体の調整の中で極力努力をさせていただきます。

○瀬戸山国務大臣 青少年に対して芸術、文化に親しませるということは、情操教育からいっても平和的思想を養う上からいっても非常に大事なことでだと思っております。

ただ、さればといって、いま外国と比較をされましたけれども、私も詳細知りませんが、率直に言って、まだおくれれていると思うんですよ、わが国は。でありますから、そういう点に力を入れなければならぬ。現在は、いまお話しのように、子供芸術劇場あるいは青少年芸術劇場ということをして国でやっておりますが、そのほかに、乏しい財政ではありますけれども、五十九年度新たに中学校にそういう芸術的な鑑賞ができるような仕組みをしよう、こういう努力をしておりますが、まだ十分とは考えておりませんから、今後努力をしたい、かように考えております。

○林国務大臣 お答え申し上げます。

難病対策につきましては、調査研究の推進、医療費負担の軽減及び医療機関の整備を三つの柱として、これからの十分やっつけていこうと考えております。

稲葉先生、大変に御熱心でありますことを、この機会をかりましてお礼を申し上げておきます。がん対策は、いままでいろいろなことをやっておりますが、さらに、がん対策十カ年戦略というのを立てまして、本態の究明等をこれからもやっていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○金丸委員長 これにて稲葉君の質疑は終了いたしました。

次に、小川国彦君。

○小川(国)委員 行政改革の中で国のむだ遣いをなくして財源を生み出していかねばならない、そういう行政改革の問題が至上命令になって今回行政法案が出されておられるわけですが、今出回されている政府の法案の中身では、具体的に不正やむだ遣いをなくして国民のための予算財源をつくっていく、そういう努力が本当に突っ込んであるかどうか、私は大変疑問に思うわけです。

私は、この法案に関連しまして、政府の不正やむだ遣いというものをどのようにしてなくして国の財源をつくっていくかということについて、各大臣に所見を伺いたいというふうに思うわけであります。

最初に、お忙しい中を各大臣においでいただき、こういう質問を申し上げることは、大変端柄な質問で失礼かとも存するわけですが、問題の発端としてお聞きしたいと思うのですが、出席の各大臣に、空港の中に免税ショップというのがあるのではありませんか、この免税ショップというものはどういうようなものか、それからどういふところが経営をしているかというようなことについて、これは所管大臣が一番詳しいことはわかっていられるわけですが、各大臣が免税ショップというもののについてどういふ関心をお持ちになつていらっしゃるか、それをお聞かせいただければと思います。大変恐縮ですが、各大臣に所見を伺いたい。

○竹下国務大臣 免税ショップというのは私も承知しておりますが、これは要するに、結果としては外国旅行者の便宜を提供しておる、したがって、わが方としては関税収入に税金ながら入らない、こういう印象でございます。

○宇野国務大臣 大蔵大臣のおっしゃったとおりで、私も実は一度も利用したことがないので、具体的には知りません。しかしながら、大蔵大臣のおっしゃったとおりであります。

○長谷川国務大臣 免税店は、利用する諸君が、関税がかからない、税金がかからない、安く物が買えるということで利用しているものがあります。

○金子国務大臣 前大臣がお答えしたとおりでございます。

○丹羽国務大臣 ただいま所管の大蔵大臣初め各大臣からお答えがございましたが、私は、関心がないというわけではございませんけれども、全然知らなくて、いま聞いて初めて理解したようなことでございます。

○齋藤国務大臣 行管庁にも余り関係ないようでございますが、こういう財政の苦しい中でございまして、筋の通ったものは取るの必要ではないかというふうに考えております。

○小川(国)委員 各大臣それぞれ多様な御答弁をいただきましたが、これから質疑の中で、その答弁が合格点に達するかどうか、ひとつ楽しみに皆さんに質疑を聞いていただきたい、こういうふうに思うわけであります。

なぜ私がこの免税ショップの問題を取り上げたか。ここに「免税品ガイドブック」というのがございます。大変きれいな商品がたくさん並んでいる。洋酒から香水からいろいろな衣料品、時計等高級品が、免税ショップに参りますとずらっとあります。これはほかの議員の皆さんも御経験のよう、空港に参りますと、この免税ショップというのがあるわけであります。実は大臣の中で、この免税ショップに全く関心がないとおっしゃられた方がいるのですが、大変な皆さんが免税ショップで品物をお買い上げになつておられるわけです。なぜお買いになるかという、最高級のブランド、これは新製品だそうですが、マーテル・エクストラというフランスの最高級ブランドが、十萬円のもの、二萬六千円のもの、それから、ハイン・ナポレオンというものが、三萬円のもの、六千円のもの、それから、フランスの香水のシヤネル五番というやつが、三萬六千円の品が一萬五千円で買える。その他万年筆からハンドバッグ、財布、ベルト、ネクタイ、スカーフ、たばこ、ライターに至るまで、大体あらゆる品物が市価の三分の一から五分の一の値段で買えるわけなんです。

ですから、この免税売店には大変に人が殺到いたしまして、成田空港の例で申し上げますと、売り場が四カ所、大体五百九十九平米、百八十一坪の面積で、坪当たり七千七百万円の売り上げをやっているわけでございます。これは通産大臣がお調べになつても、坪当たり七千七百万円の売り上げというショップは日本じゅう探してもないのではな

いか、こういうふうに思うわけです。それは、こういう高級品が安く買える、しかも、かつて羽田空港ができた昭和二十八年から三十年ごろは数万人であった旅行者が、いまや全国で一千四百万人の航空旅客が出ていて、外国へ行く人たちでもその過半数を超えている、こういう状態でありますから、空港の税関を一步入ればこういう高級品が安い値段で手に入るということで、皆さんが競ってここで買い求めになる。

そして、その売り上げが大変伸びまして、日本全国で免税ショップで一番売り上げを持っている会社は、日本空港ビルという会社でございます。これは羽田に固有地を借りて、羽田空港の建物を全部持っている会社です。そして、これは羽田空港の中に建物を持ち、免税ショップを持ち、成田空港ではやはり免税ショップを持っているわけです。さっき申し上げた成田空港の百八十一坪で、売り上げが坪七千七百万というところでございまして、年間売り上げが百二十九億、それから羽田では十五億、合計百四十四億という売り上げを持っているわけです。このわずかに百八十一坪のお店を中心として、これだけ膨大な利益を上げているわけです。

こういう免税ショップというものは、じゃ、だれでもできるのかというとなかなかできないわけでありまして、これは特権的な利権を獲得できる人でないと、この免税ショップの権益を得るということができないわけでございます。

この免税ショップをやっております会社は、成田、羽田だけではなくて、日本全国にあるわけでございますが、実はこの免税ショップを経営しております日本空港ビルという会社が、二年ほど前に国会の中で取り上げられました。これは、日本空港ビルの売り上げの過半を占めてきているのがこの免税ショップの売り上げなんです。この免税ショップの売り上げが七千三百万円に上る巨額の年額の給料をもらっていた。これが取り上げられまして、当時航空局長でありました松井さんが、これは改善しなければならぬということを答弁した

わけでございますが、その後、今日に至るもこの状態が改善されたとはいえないわけでありまして。

というのは、この会社の社長の給料が月額で百五十万、ボーナスが三カ月、年収二千二百五十万円。副社長が百五十万の給与、三カ月のボーナスで約千六百五十万。専務取締役が給与が百万、ボーナス三カ月、年収千五百万。普通の取締役で給与が九十万、ボーナス三カ月で千三百五十万。この会社の社長は運輸省の航空局長をなすつていた方が天下りをして行っているわけでありまして、国務大臣、皆さんずらっときょうは六人来ていただいておりますが、国務大臣の給料が年額二千四百四十万でございますから、日本空港ビル社の社長の方が二百万ばかり国務大臣よりも給料が高いわけでありまして。

この日本空港ビルという会社は、じゃ全く国に關係のない民間の会社なのかと考えてみると、そうじゃなくて、日本政府が出資している日本航空、その日本航空が最大の株主になって出資している会社がこの日本空港ビル、そして日本空港ビルがいま申し上げたような巨額な売り上げを持っている免税ショップ、それを特権的に得て、こういう高い給与を支払っているわけなんです。

これについて、七千三百万の給与は減ってきたというものの、いま申し上げたように社長自体が国務大臣よりも高い給料を取っている、こういうシステムといえますか、制度といえますか、免税ショップの認可のあり方というものが、これが妥当なものかどうか、この点について所管大臣からまず御意見を伺いたい。

○長谷川国務大臣 国会で空港ビルの役員の給与が非常に常識を逸しているじゃないかという御指摘があったことは存じ上げております。国会はさすがでございます、そういうことを御指摘あったものですから、私の方の運輸省の航空局長は、当時早速是正方を、世の中の常識にもとらなようなことをしてはいかぬ、政府が直接出資しているわけではございませんが、日本航空は政府が出資して、その日本航空がいささかでも空港ビルに出資

していることであるから、その辺も考えながら給与の是正をやるべきじゃないか、こう御告じしまして、さっきおっしゃった七千数百万がたしか二千万台になっている、こういうふう聞いております。それでも高いという理屈もありません。しょうが、まあそこまで行っておるといことだけ御理解いただきたいと思ひます。

○小川(国)委員 この七千三百万というのが、まづ常識をきかざる年間収入であったと思うのです。国の高級役人を勤めた方が天下った会社で七千三百万、これはもう常識外れですけれども、いま受け取っておられる給料自体減ったというのは、日本空港ビルというのは子会社をさらに十社持っているわけですから、その十社からみんな給料を取っていたから七千三百万だった。その十社の子会社からの給与をいまの社長は抑えまして、これは四十万ぐらいに抑えた。それで、いま日本空港ビルからだけの収入になったから二千数百万。だから、関係会社のものをもらわなくなっただけで、日本空港ビルからもらっている給与そのものは少しも改正してないわけなんです。

政府が出資している日本航空、その子会社が国務大臣よりも高い給与を取るといシステムはおかしいのじゃないか。それについては下げたというところなんです、大臣、もっと突っ込んでこの内容を御検討なさるお気持ちはいかがでしょうか。

○長谷川国務大臣 向こうが商行為をやっていることですから、政府が何もかもこうこうしろと言ふわけにもまいりませんが、世の中の常識に沿うように、そしてまた国会の話題にもなっている、こういうことなどをお互いの仕事をやる材料にするように、こういうふう申し添えてやりたい、こう思っております。

○小川(国)委員 商行為だから仕方がないというふうにおっしゃられるのでありますけれども、そのことをいまだす前に、この前社長が、すでに一部関係会社を退職されて退職金をもらったわけですから、それからさらに、いま日本空港ビルの取締役であります、長年この社長を勤めてこれら

た。退職しますと大変な退職金になるのじゃないかと思うのですが、運輸省としては、空港行政の枠の中にあるのですから、空港ビルというのは運輸省が認可をして営業を認めている、その社長の退職金、その社長がまた日本空港ビルの下に持っている十社の子会社、そういうところからもらう退職金、それを累計いたしますと幾らの退職金をもらうことになるか、運輸省としては把握されておりますか。

○山本(農)政府委員 お答え申し上げます。各社の退職金の額というものは、その際に会社の経理内容あるいは社会情勢を考慮しまして、株主総会の承認を得た上で取締役会で決める、こういうふうになっているのが通例と考へます。

先生おっしゃるその関係会社の退職金を累計すれば幾らになるか、こういう御質問でございますけれども、そういうシステムになっておると私は理解をいたしておりますので、いま、幾らになるであろうというふうにお答えすることができないのでございます。

○小川(国)委員 私は、実はこの計算をしていて、まあびっくり仰天という言葉がございまして、腰を抜かすということもありまして、そのくらいびっくりしたんです。運輸大臣によく耳の穴をあけて聞いていただきたいのですが、この人が受け取る退職金は、計算どおりいきますと二億六千八百万円退職金をもらうわけなんです。現在すでにコスモ企業という日本空港の子会社から五十七年春に受け取っている退職金が四千四百万円ある。もう四千四百万。これだつて大変な退職金だといふことは国民の常識でわかることなんです。そこへもつてきて、いま日本空港ビルを退職しますと、この方は社長として十二年、その他取締役として八年やっています、社長で百四十四万、それで取つていた給料が百三十万、これは手当の五十万を除きまして本給百三十万。この会社の退職規定によると、社長は給料の六〇％掛ける月数ということになっているのですが、私、一〇〇％サ

ービスしてやつて半分と見てやつたのです、給料

の表を出してくれと言つたら運輸省もその会社も出しませんから。それで大体百三十万、その五〇％という六十五万。その十二年、百四十四万掛けますと九千三百六十万円。それから常務とか専務とかであった八年間の九十六万円。このときには八十万円の給料でしたから、その半分の四十万円を九十六万円掛けると三千八百四十万円。さらに東京エアポート会長としての退職金九千六百万円。これらを合わせますと二億二千八百万円になります。四千四百万は受け取つたのです。ですから、計算どおりいきますと二億二千八百四十万円をこれから受け取るということになるわけなんです。この退職金を大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○長谷川国務大臣 世の中、本当に不思議だと思ひます。そういう制度があつてそんなものが取れるということとは、私たち政治家には普通考えられないことです。そういうものに對しては、どうしてそれを是正するか。ある場合にはそれをこっそり税金で吸い上げていくとか、いろいろな方法がありはせぬかということも考へられると思ひます。

○小川(国)委員 これも大臣、私は不勉強だと思ふのですが、あなたの方はこの免税ショップに対する許認可権を持っているわけですね。少なくとも免税ショップに対する許可という権限を持っているわけですね。それから、大蔵大臣もこれは関係なくはないのです。大蔵大臣の方もこれは法的には権限を持っています。

これは法律的な根拠を調べてみますと非常に欠陥がございまして、このわずかな面積でこんなにたくさんな売り上げを持つ会社をどういふふうにか承認していくのか、認可していくのか、そういう手続規定が一切ないわけなんです。法的根拠を私いろいろ研究してみましたが、これは大蔵大臣ですが、大蔵大臣の方の関税関係の法律で、関税法第五十条に「保税倉庫とは、外国貨物を置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものという。」というこ

になってしまして、免税ショップの承認というものは、保税倉庫として外国貨物を置くことができる場所として、倉庫の場所として大蔵省がこれを認める。場所として許可したものの。この場合は東京税関長が許可したものでないか。これしか法的な根拠はないんです。

ですけれども、この法律に基づいて営業するお店は、いま申し上げたようなばらばらな退職金を払い、給与を払い、そしていま剰余金として日本空港ビルが持っているお金は七十億円です、余っているお金が。私は、大蔵大臣はのだから手が出るほどこのお金は欲しいだろうと思うのです、一兆円の減税財源がないと言っているのですから。こういうところを保税倉庫の許可だけで認めていいのかわるか、ここに私は法の欠陥、盲点があると思うのです。

それから同時に、運輸大臣の方に聞いて聞きますが、それ以外に運輸大臣としてこの免税ショップを許可する、承認する法的根拠というものはあるのかどうか。

大蔵大臣と運輸大臣にお尋ねしたいのです。

○垂水政府委員 ただいま小川委員から御質問のごさいました保税売店、その設置に関する許可手続につきましてお答え申し上げます、おっしゃるとおり関税法の五十条に「保税倉庫の許可」という条項がございます。それがいわゆる保税売店の許可に当たると言えは当たると思いますが、関税法の体系だけで申し上げますと、したがって保税売店を設置しようとする者はどういふことをするかというのを手続的に申し上げますと、まず空港なりあるいは海港におきまして、その空港の管理者あるいはその空港施設の建物の所有者、それとの間でスペースを確保した上で、その上で先ほど申し上げました保税倉庫の許可の手続の申請に出てまいる、こういうことになると思

います。

次に、その申請が出てまいりますと、これについては、小川委員すでに御検討のとおり、関税法の中に「許可の要件」というのが定めてございま

して、それは四十三条の規定でございますけれども、簡単に申し上げますと、第一は、申請者が欠格事由、つまり過去に罰則がないかどうかとか、第二は、資力等その業務遂行の能力があるかどうか、第三は、その保税倉庫の位置等が適正であるかどうか、第四は、当該場所を利用する利用の見込みがあるか、そういうような点を検討した上で、適当であるものについてこれを認める、かような手続になつておるわけでございます。

○山本(長)政府委員 空港の中で免税ショップの営業をいたしております事業者は、現在十四事業者でございます。そのうち、空港ビルを営業者として、かつ、その免税ショップの店を持っているという事業者が九社、それから、そのビル会社の中にただいまの関税局長が言われました場所を借りて、そしてテナントとして入りまして営業をしておる会社が五社ございます。

この空港ビル事業者が免税ショップ事業を営むという場合には、自分の持つておりますスペースの一部をお店として使うわけでございまして、特別の許可はございせん。承認はございせん。ただ、空港ビルを建てるときに空港の用地を空港ビルが借りなければなりませんから、その面についての承認は地方航空局長が行っている、こういうことでございます。

もう一つの、テナントとしてビル会社に入りましてそこでショップを行うというときには、そのビル会社と契約いたしまして入るわけでございまして、ビル会社と契約いたしまして入る事業者をテナントとして選ぶかというところは、ビル会社の選

択でございまして、私も、どういふ事業者が入っているかというのを把握する意味において、その事業者が入ったということをビル会社から届け出を受ける、こういうシステムになつておるわけでございます。

○小川(国)委員 ビル会社とテナントとして借りたものと二つあるということなんです、業者選定の方式はどういう形で行っておりますか。こんな日本国じゅう皆さん不況の中で、いろいろな

企業者が大変困っている、しかし、一定の場所が、国が倉庫として指定してくれて、ビルごと許可してもらるか、許可さえもらえればこんなにもうかる商売は、だれでも企業者ならやりたいと思うのです。そういう希望者はたくさんいると思うのです。皆さんは、業者の選定方式というものはどういふふうにしてお決めになったのですか。

○山本(長)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、ビル会社がテナントとして営業を行うという場合には、そもそもそこにビル事業を行うという場合に、国から国有地を借りるという必要がございまして、これについて、ビルを建てる事業者としての選定というものがあつてござい

ます。このビル会社は、通常、一般経済界からの出資、地方公共団体からの出資、航空会社からの出資、大体三者で構成されておる第三セクターが多々ございます。空港にビルを建てる場合に、そういった地元の経済界、それから地方公共団体等の意見を聞いて、この事業者でもってやりたい、こういうことであれば、その適格性を判断した上でビルの建設を認めるということでございます。

それから、羽田の例につきましましては、この会社は日本で初めてできたビル会社でございまして、地方公共団体の出資はございせん。ビル会社が経営している免税ショップの選定理由というところでございまして、それは、その前にビル会社としての事業を認めるということが一つございまして、それから、そのビル会社にテナントとして入つて免税ショップを行うという場合にどういふ業者をテナントにするかということにつきましましては、ビル会社の選定でございまして、われわれ行政は介入しておりません。したがって、われわれ行政はビル会社の選定に基づいて選ばれ、かつ、関税法上の手続を受けた者がそこで営業をなし得る、こういう手続になつておるわけでござい

ます。

○小川(国)委員 こういうもうかるビル会社なりテナントなら、だれでもやりたいと思うのです

が、入札方式でおやりになったことはござい

ます。

○山本(長)政府委員 いままでないと思ひます。

○小川(国)委員 大変残念なことに、これは運輸大臣によく聞いていただきたい、大蔵大臣にも聞いていただきたいのですが、日本の航空行政というものは、進んでいるように見えて、内部のシステムにはきわめて問題が多くて、まず、こうした巨額な利権とも思える免税ショップをビル会社の許可と込みでやっちゃう、あるいはまた、今度はビル会社の選定に任せる、こういうことで、これは大蔵大臣、運輸大臣、せつかく国が免税のショップにしてやっているので、その売り上げは、個人のいわゆる高級官僚が天下つてつくっている会社のようなところにみんなばらばら分けさせるということになつてしまつて、国自体のプラスには何らならない、こういう形になつて

います。

私、諸外国の例を調べてみますと、諸外国では、国自体あるいは公団、そういうところが国の収入にこれを上げています。これは大蔵大臣によく認識していただきたいと思うのです。そういうことをやっているとある国もある。それから、アメリカ、ヨーロッパの空港では、民営方式でやらせているところは全部競争入札、入札制度でやらせている。そして、場所はちゃんと国なり公団あるいは地方自治体でつくる。しかしそのお店には、お店の設備とか一定のものができていて、そして要は品物を持つて業者は入ればいい。しかもそこで、入札によってですから、三〇%とか四〇%というテナント料を払うとか地代を国なり公団に払うとか、そういうことをやっていると聞きます。

ところが、日本の場合には、こうした欧米の入札制度をいまいやうに一つも取り入れていない。全く取り入れていない。そういう形の中で、ビル会社ぐるみとかビル会社が自由に選定できるということに任せちゃつて、免税ショップという恩恵を与えて、巨大な利益の上から、そこをそういうことに任せておいていいのかわからない問題

がある。この法の欠陥、制度の欠陥、この矛盾は何としても是正してもらわなければならないと思うのですが、その点についてはいかがでございますか。

○長谷川國務大臣 外国からも日本からも飛行機のお客さんが非常にふえる時代でございますから、売り上げがどんどん伸びることは当然でございます。そしていまから先も、羽田も沖合い展開をやるとか、あるいはまた関西空港も新しいものをつくるとか、そういうことなどがありますから、こういう御注意を機会に、どんなふうになっているか一遍精査すると同時に、余り誤解を招くようなことのないようにやってまいりたい、こう思います。

○小川(国)委員 大臣、誤解を招くというのは、何か私の質問が誤解をしているような言い方なんです。私は、誤解を招かないように、大臣に先ほどの退職金の計算を、私が申し上げたことの確認をやっていただきたいと思うのです。二億六千万に上る退職金、これは大臣の方でやりになりますか。

○長谷川國務大臣 先ほど航空局長の答弁の中でも、まだ退職金は払っている段階じゃないように聞いておりますが、どういうふうな形になって、どんなふうな計算になるのか、関係者から聞くようにいたします。先ほどの誤解の話は、これは私の誤解でした。

○小川(国)委員 航空局長はこの空港行政の実務者として、ビルごと許可しても、テナントごと許可しても、ともかく大もとのビルは運輸省航空局が許可しているわけなんです。その許可している会社でばり利権的なものうけを上げて、こういう退職金があるという実態については把握されていませんか。

○山本(長)政府委員 私ども、同有地をビル会社に貸すということをやっておるわけでございますが、その営業状態、収支状態というものを毎年報告を受けておるわけでございます。ただ、先生がおっしゃる給与の実額が各人当たり幾らになっ

ているかというふうな点、あるいは退職金を支払う場合に幾個人に支払うかというふうな点にまで、われわれ行政は入っておりません。ただ、一般的に、ああいっただくさんの旅客が集まる中、また、消費性の高い旅客でございます。非常に経済価値の高いところで営業を営み、公共性の高い事業であります。そういう観点から、空港ビルの営業につきましては、いやくも社会の指針を受けることのないよう、常々事業者にそういうことを申し、行政指導という形でやっておるところでございます。

○小川(国)委員 一番肝心な会社の営業状況、収支状況を見ていけば、当然その年度の財務諸表の支払いの中で退職金を幾ら支払ったかわかるはずですが、そういうところはお気づきにならないか、たのですか。

○山本(長)政府委員 先ほど先生がおっしゃいました退職金の支給の実例ということがございましたけれども、御例示の会社は日本空港ビルの子会社でございます。航空機に食料を積み込む会社というふうな聞いております。この企業につきまして、先生のおっしゃる通りに、確かに空港ビルの子会社ではございますけれども、その企業の経理内容にまで立ち入り、退職金の額が幾らかというところまで私どもは把握をいたしておりません。

○小川(国)委員 その航空局長の答弁は、所管の局長としてはきわめて職務不熱心というか、怠慢というか、日本空港ビルのいろんな営業許可をしたり承認をしたりしておるなら、その子会社が弥栄観光、日本空港技術サービス、東京エアポートレストラン、共栄産業、清光社、国際協商、コスモ企業、東京シティ・エンターミナル、東京空港交通、日本空港コンサルタンツ、この十社の子会社を持って、ここに大なり小なり出資をしているわけですね。だから、日本政府があり、日本航空があり、日本空港ビルがあり、またこの十社のひ孫ですか、そういう関係の会社ができていくわけですね。

農林大臣、私は、前に中央競馬会で指摘をしましたけれども、中央競馬会がその下にたくさんの子会社をつくって利益隠しをやってきたと同じことをやる。運輸省の日本空港ビルの下にこういう子会社があつて、そういうところから払ったものだから、四千万円も見落としました。どうにもならぬ。これから東京エアポートレストランで支払うこの孫会社の退職金が、また一億円あるのです。これも航空局長、気がつかないということでは済ましてしまつておられますか。

○山本(長)政府委員 いやしくも空港ビルというのは、先ほど申し上げましたような公共的使命を持つ企業であり、したがって社会的な指摘、指導を受けるようなことがないということに常指導しておるわけでございます。その日本空港ビル自身について、その役員及び子会社についての業務のあり方、あるいは子会社における給料のあり方につきまして、私どもは先ほど申しましたような指導をいたしております。一つ一つを把握し、各個別にそれを承認するというふうなことはやっておりますが、社会的な指導を受けることがないように、そういう意味においての指導をやっておりますのでございます。

○小川(国)委員 その指導がなぜ徹底しないのだらうかというふうに私が考えてみましたら、結局この日本空港ビルにしてもその他のビル会社にしても、みな運輸省、大蔵省の高級官僚が天下りしているのです。それはもう目に余る状態なんです。

空港内で免税売店を経営する企業への天下り状況を調べてみますと、日本空港ビルは、社長の高橋寿夫さんが運輸省の航空局長、副社長の周正八郎さんが大蔵省の国税庁徴収部長、常務取締役の上田浩さんが運輸省の観光部長、取締役相模役の今井栄文さんが運輸省の官房長、取締役の朝田静夫さんが運輸省の事務次官、同じく取締役の安西正道さんが運輸省の高松陸運局長から海上保安庁長官、同じく取締役の広瀬真一さんが運輸省の事務次官、同じく取締役の堀武夫さんが運輸省の事

務次官、同じく取締役の阿部泰夫さんが運輸省の国際課長。日本空港ビルだけで半数の役員というものは運輸省の天下りと一部大蔵省の天下りで占められている。

また、このほか、成田で免税ショップをやっているエムバイエーエアポートサービスの取締役の田中金良という人は運輸省の空港保安事務所会計課長、事業開発部長の渡辺修という人は空港公団からです。

それから大阪空港へ飛びまして、株式会社朝日エアポートサービス、この専務取締役の津吉伊定という人は大蔵省の横浜税関長。

株式会社第一生命ビルディング専門大店の常務取締役は鶴坂昌宣という人で、運輸省の鹿児島空港事務所長。

名古屋空港ビルディング株式会社の取締役安西正道という人は運輸省の海上保安庁長官、これは二つやっているのです。

それから、福岡空港ビルディング株式会社の常務取締役の藤本利幸という人は運輸省の羽田空港長、同じく取締役の朝田静夫、この人も幾つもやっておりますが、運輸省の事務次官、安西正道、この人も先ほど言ったように幾つもやっています。

鹿児島空港ビルディングでは、取締役の安西正道さんは先ほど言ったとおり運輸省出身、取締役の経理部長の小山正徳さんという方も大蔵省の財務局長の課長さん、それから取締役施設部長の稲永正勝さんという人も運輸省東京航空局飛行場部長。

ざっと私の調べただけでも、これだけ高級官僚がこういった会社に天下りをしているわけです。ですから、先ほど航空局長がこれらの会社の給与の退職金に手をつけられないと言っているのもよくわかるのです。自分の先輩だった次官とか局長とか官房長とかいう人が全部こういう会社に天下っているわけですから、その給与や退職金に手をつけられないのはあたりまえだ。だけれども、これをほうっておいていいのか。行政改革を言っている政府が、国の機関の中でこうしたばらまきをしていく特権的な利権的な会社があつて、しか

もその大半の主軸をなしているのが高級官僚の天下りだ、そして二億六千万の退職金では、これは国民は怒ると思うのですよ。何の行革だ。こういうような矛盾、問題をにらんで、運輸大臣としてはこういうところを一体どういうふうに指導していく考えなのか。

それから、大蔵大臣も戻ってまいりましたから。先ほど大蔵省も、関税法では五十条にある、しかしこれは倉庫の承認だけで、二万二千円の手数料をもらっただけだ。それから運輸省は上物を建物ぐるみ承認してしまふ、中身についてはちっとも検討しない。こういう欠陥のままこれを見逃しては、行政改革にならないと私は思うのです。本間に国民のための行政改革をやるなら、こういう不当な利潤のもとに不当な給与や退職金を払っているところを法と制度の中で正していく、こういう考え方を持っていたかなければならないと思うのですが、この点について、大臣、どのような御見解をお持ちになりますか。

○長谷川国務大臣 額に汗しないではもうけすること、これは社会が許しません。私は、自分の所管のこういう問題が出ましたから、どんな経過でどういふ形になって皆さん方に取り上げられていくか、これを私の方で調べます。そしてまた、是正ができるものがあれば是正し、勧告するものがあれば勧告するという方法を考えてみたいと思います。

○竹下国務大臣 確かに保税倉庫というのは、たとえ港の場合、保税のものとしてでないものと区分設置をする。区分して蔵に置くというのを区分設置と言いますが、その場合には、線を引くだけでこちらとこちらに分けるというように、非常に機動性を有するものでございますから、関税法上から言えば、確かに場所の提供がいかに悪いのか、これだけのことになるだろうと思うのであります。しかし、いまお話を聞きながら感じましたことは、言ってみれば国の出資に係るものの子会社でございますから、国だけがもちろん株主ではございませんので、他に對する配当もあ

るでございましょう、だから、それ自身をチェックするということは問題でありましようが、直接私の所管にかかわるかどうかという問題は別として、私は運輸大臣のお答えになりました方向で、私どもに何かアプローチすることがあればしなればならない課題だというふうに、いま理解をさせていただいたところであります。

○小川(国)委員 私はもう少し突っ込んで、この問題の問題点がさらにあるところを指摘しておきたいと思うのです。それは先ほども申し上げましたように、日本空港ビルの財務諸表で見ると、七十四億六千万円の剰余金を蓄えている。現金預金で九十億九千六百万円持っている。これは五十八年三月三十一日現在のことで、ほかの会社ではとても考えられない。それからまた、日本空港ビルがいま新九ビルに本社を持っているのですが、これは本来、羽田に国有地を借りてあそこを建物を持っているのですから、そこに本社を置けば、一銭も本社の家賃は要らないはずなんです。ところが、新九ビルの三階でございまして、東京駅前、最高の場所です。そこに千九百九十三平米、三百六十二坪の本社を借りて、毎月九百三十一万円の家賃を払っている。年間にすると一億二千万円の家賃なんです。これもやはりさっき言ったように、日本空港ビル、その子会社、もうかつてしようがなく、金の使い道がないからこういうところにもむだ遣いをする。自社ビルが羽田にあるのに、何も東京駅前に持ってきて年間一億二千万も家賃を払わなくてもいいじゃないか、こういうふうにも思うのですが、この点についてはいかがでございましょうか。

○長谷川国務大臣 私が不勉強ということでしょう、どこに本社があるか、どれだけの家賃を払っているか、一向存じません。そこでおっしゃるとおり、いずれも初耳でございまして、私の方で勉強してまいりたい、こう思っております。

○小川(国)委員 航空局長に答弁を願います。
○山本(長)政府委員 日本空港ビルの本社が丸の内にあるということは、私、承知いたしております。

す。なぜそこにあるのか、先生がおっしゃることでも理解できますが、私もなぜなければならないのか、あるいはやはり営業上そこにあつた方がいいか、あるいは会社が会社の事情の中にあつたのではないかと考えますけれども、この点については、その理由を調査してみたいと考えます。

○小川(国)委員 それからもう一つ、現在、前社長の阿部泰夫氏は、東京エフポートレストランというものの会長をしているわけなんです。この方は大体年収一千五百万円程度の俸給を得ているのですが、ほとんど出社していないようなんですね。会社に出ない、しかし、月額百万、ボーナス三ヶ月。この前、御承知のように七千三百万ずつ毎年もらっていたことが問題になって、そしてまた、いま指摘するように四千万の退職金をもらって、さらに二億二千万ももうというような計画があつて、それでなおかつ、いまほとんど出社していない会社からも毎月百万ずつの給与を取っている。この実態についてはいかがですか。

○山本(長)政府委員 昨年の問題提起以来、関係会社の役員給料については是正をするというところ、それは全体としての給与の是正をするという一環として、私たち阿部社長の給料が幾らであるかというところについては、事務的には把握をいたしております。社長としての給料であるというふうには理解をいたしております。ただ、先生がおっしゃった、ほとんど出社をしていない、あるいはほとんど仕事をしていない、事業をやっていない、あるいはうふうふなことにつつましては、そこまで私たちが承知をしております。調査をしてみたいと思ひます。

○小川(国)委員 それからさらに、全国のビル会社を調べてまいりますと、免税ショップを見てもきますと、大阪空港のブランドウブランドという会社がありまして、これも従業員二十人で八億四千五百万の売り上げ実績を持っているのです。私は全国の空港ビル会社に電話を入れたのですが、この会社に電話を入れたところが、本社には電話がないのです。そして教えられた電話は、ナイ

トクラブのブランドウブランドというところなんです。まさかこの免税ショップの会社の本社がナイトクラブでは困ると思ひまして、実はその場所を調べたら、やはり間違いないのです。こういうえたいの知れないようなところにもなぜこれは許可なすったのですか。

○山本(長)政府委員 先ほど申し上げましたように、テナントとしての会社を選ぶかということについて、私どもが行政的な介入をいたしますか、タッチをいたしておりますかということを申し上げます。その先生のおっしゃる会社がなぜ選ばれたかということについて、私どもは承知いたしております。そういう問題があるとすれば、調べてみたいと考えます。

○小川(国)委員 これは運輸大臣、あなたの方で先ほど、額に汗しないであろうというようなお話をしていることは許さない、これは全く大臣のおっしゃるのとおりで、私は、その政治姿勢をもって全国の空港ビルの内容、経営実態について総点検をする、そしてこの経営のあり方を正していくべきだと思ひます。

それから同時に、大蔵大臣、全国の免税ショップは五十七年だけで三百五億円の売り上げがある。粗利益が三二%あると言われます。そうすると、ざっとここだけで百億近いものを、もし国がこういう施設を管理するならば国が百億の収入を上げることができかねないです。それをこういうふうな、二億六千万もの退職金を払うようなシステムを放置しているところに問題がある。これはやはり大蔵大臣としても、関税法からもう一歩進めて、こういうところからどういふような国庫収入を上げることができかねない、これは私どもも研究しますが、やはり大蔵大臣が陣頭指揮をとってこういうものは研究すべきなのではないか、こういうふうにも思ひますが、それぞれ大臣からひとつ御答弁を願ひたい。

○竹下国務大臣 関税法上のいわゆる保税倉庫という範疇以上の問題について、私どもも勉強はさせていただきます。

けれども、ただいま委員長からも再三の出席要求

じますけれども、やはりいまや行政改革は国家的な要請でもありますし、これを軌道に乗せるために、政党を超えて、意味のあることには協力をしていかなければならぬという立場から、あえて私もただいまから質問をいたしたいと思ひます。

これから私が質問申し上げることは、これからの行政改革を進めてまいりますに当たって非常に重要な点が含まれておりますので、ぜひとも記録に残したいという意味での質問に集約して御質問申し上げたいと思ひますので、でき得れば中曽根総理大臣から御答弁をいただければと思ひます。

提案されております国家行政組織法改正案では、官房、局、審議会、施設等の機関の設置が法律事項から政令事項に移されることが主要な目的となっております。すでに部、課及び附屬機関等につきましては新設と改廃については政令で実施されているわけですが、今回の委員会の質疑を通じて、八省庁の機構改革が行われるということが明らかにされておりますが、これらの八省庁の機構改革に当たって、部、課等が増設される方向にあるのではないかと、いふにわれわれは考えます。したがって、現在政令事項となっている部、課及び附屬機関等についての整理縮小をぜひ図っていただきたいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 各省庁の内部部局の部、課及び附屬機関等につきましては、臨調各客申及び新行政改革大綱に基づきましてその整理合理化を積極的に進めることとし、昭和五十九年度からその実施に着手してまいります所存でございます。

○正木委員 次に、中央省庁の整理合理化は行政改革の重要な視点でございます。ところが、中央省庁の整理合理化は遅々として進んでいないのが現状でございます。中でも、中央省庁の地方出先機関の整理合理化は特に進んでいないと言わざるを得ません。今回の行政改革を見てまいりまして、三省庁の府県単位機関の整理合理化が図られ

たにすぎません。行政の簡素合理化と地方分権の推進という観点から、地方出先機関の抜本的整理合理化を進める必要があると思ひます。政府は、国の地方出先機関である地方支分部局についての整理削減計画を速やかに策定して国会に報告すべきであると考えておりますが、この点についての政府の方針、そして考えを明確にしたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 今回の府県単位機関の整理合理化は、今後における地方支分部局の整理合理化の第一章ともいふべきものでございまして、政府といたしましては、今後臨調各客申及び新行政改革大綱に基づきまして、ブロック機関、支所、出張所等の整理合理化をさらに積極的に進めることといたして、昭和五十九年度からその実施に着手してまいります所存でございます。

これら地方支分部局の整理合理化の実施の状況につきましては、国会の御要請に応じまして政府として十分に御説明申し上げ、御理解を賜ってまいります所存でございます。

○正木委員 官房、局であるとか審議会であるとか、その他施設等の機関の設置が政令に移されることによつて、新しい行政需要に敏速に対応するという利点があるとわれわれも考えます。しかし、一面からいって、国民生活に重要な視点というところよりも、行政サイドからの視点による新設、改廃という点に重点が置かれるという懸念があります。局等の新設、改廃に当たっては、行政サイドという視点からだけではなく、国民の側からの視点というものも十分に配慮してもらいたいと思ひますが、この点について政府の考えを承りたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 今度の国家行政組織法によりまして、審議会の設置は法律または政令ということになったわけでございます。この審議会の問題につきましましては、全般的に今後とも整理合理化を図っていく必要があると考えております。その際に当たりまして、いまお尋ねになりましたような行政サイドのみならず、国民サイドの問題を十分

頭に描きながら、審議会の整理合理化に努力をいたしてまいりたい、かように考えておるものでございします。

○正木委員 今回のこの委員会の審議を通じて政府が再三にわたって答弁をなさったことは、たとえば今回の六法案によって行われるそれぞれの行政改革は、予算、人員の削減というものの一つは直接にはその効果があらわれないという点があるわけですね。それについては、政府は、今後総定員法等の定数の見直し等を初めとして、五十九年度予算を初めとして、予算の削減であるとか人員の削減という方向に進んでいきたいという答弁がございました。しかし、やはりそれぞれ局の定数と公務員の定数を定めて厳しく枠をはめていくということが、何よりも大事なことであると考えておるわけでございます。

と申しますのは、総定員法は成立後すでに十四年を経過をいたしました。種々の問題があるわけでありまして、したがって、今後の行政改革推進にもならぬ合せて、そろそろ総定員法の見直しに着手して時代に適合されたものにする必要があると考えております。政府は総定員法見直しについてどのように考えられているか、お伺いをしたいわけでありまして。

○齋藤國務大臣 今回の行政改革法案は、機構改革あるいは機能の強化ということが中心でございしましたので、人員の削減、予算の削減ということを直接目的としたしておりませんでしたが、来年度の予算編成に当たりまして、本年末の予算編成の過程において、公務員の人員削減計画に基づき厳しく要員の削減を行いますと同時に、予算の節減等についても努力をいたしてまいりたいと思ひますが、同時にまた、いまお尋ねのような総定員法がございましてからもう長いこと経過いたしてまいりまして、行政の需要に際しながら、総定員法の見直しということも一つの検討課題になつてきていると思ひますから、今後そういう方向で検討、見直しをいたしてまいりたい、かように考えて

ております。

○正木委員 そのほか、いろいろ今後の租税負担率の問題、社会保障負担率の問題、「増税なき財政再建」と今後の社会保障政策の進め方の上においてただしておかなければならぬ問題がございしますけれども、この議論を始めると私の持ち時間がとても足りませんので、これはまた別な機会に関係の大臣諸公といろいろと議論をしてみたいと思ひわけでございします。

それでは、これで私の質問を終わりたいと思ひます。

○金丸委員長 これにて正木君の質疑は終了いたしました。

次に、吉田之久君。

○吉田委員 審議の最終段階に臨みまして、特に重要な一、二の問題につきまして、総理並びに関係大臣から明確な御答弁をいただいております。思う次第でございます。

まず初めに、国家行政組織あるいは地方行政機構と申しますか、およそ役所というものは、それ自体自然に膨張し、肥大化していく、そういう本性を持っていると思われまふ。しかし、今日国家としてどうしても行政を断行していかなければならぬ、こういう事態に直面しておるわけでございます。国民はそのときに、もちろんわれわれ国民としてもその正しい行政の進め方について協力を惜しむものではないけれども、まず政府みずから、みずからの組織の改革を断行されてはいかず、またその足元からひとつ整理整頓をしていかれるべきではないか、こういう考え方を非常に強く持っていると思ひます。そしてまた、この考え方は当然の国民の要求でもあると私は思ひわけなんです。

そこで、私たちは、今度のこの行政改革会と呼ばれます第百臨時国会に臨みまして、ここに提案されました六つの行政改革法案、特に総務庁の設置につきましましてかなり大きな期待を持って臨んだわけでございます。しかし、まだまだ私どもから考えますと不十分であります。政府みずからの苦心

の跡もうかがわれますけれども、単なる機微いじりから大きく脱皮し、踏み出したものとは言い切れないような感じがするわけでございます。

そこで、私たちがここで総理に特にお願いしておきたい問題は、まずはこれを第一段階として、後に第二弾、第三弾と展開していられると思うわけでございますけれども、その中で中央省庁の統廃合を今後具体的にどう進めようとなさっているか。特にこれは臨調の答申にも明らかにされているところなのでございます。したがって、私どもはそういう意味で、もう私もから考えまして、国土庁あたりが果たして今後も存在理由を持つべきものであるかどうか、あるいは他の省庁と統廃合することによって新しい行革のさらに推進を図っていくのではないかと、こういうことを考えておるわけでございますけれども、今後の中央省庁の統廃合の具体的な計画をこの際早急に国民に示されたいと思つた次第でございますが、総理のお考えを承つておきたいと思つた次第でございます。

○中曾根内閣総理大臣 中央省庁の統廃合再編は、行政改革の重要な課題の一つであると考えておりまして、臨調答申及び新行政改革大綱に基づき、総務庁の設置等をまず提案申し上げた次第でございますが、今後とも内外の諸情勢の変化、事態の推移等を見つ、臨調答申の線に沿ひましてこの再編統合等を検討してまいりたいと考えております。

○吉田委員 特にいま明確に御決意をお述べになりましたそのことの具体的なプログラムにつきまして、どうか総理みずから大いにひとつ国民の前にそのプログラムをはっきりと明示していただきたい、このことを特にお願いいたしておく次第でございます。

次に、総務庁の設置に伴ひまして、これまで内部部局として一本化されてまいりました総理府統計局の今後の問題についてでございますが、御承知のとおり、今日まで総理府統計局が果たしてまいりました成果というものは、かなり高く評価されるべきであると考えます。特に国民はこの統計

局の結果を信頼いたしております。また、国民の生活万般にわたる重要な指標にしておる現状であると思ひます。しかるに、今度の総務庁の設置でせつかつの組織を二分割して、内部部局と附属機関としてしまわれたわけでありまして、それによってその理由は何であつたわけでありませうけれども、生ずる問題点にどう対処されようとしているのか、お答えいただきたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 今回の総理府統計局及び行政管理局統計主幹等に係る統廃合再編は、政府全体を通ずる統計の企画調整と、国勢調査等政府としての基幹的統計調査の企画実施等を一元的に遂行させることにより、統計に関する専門的技術的知識と能力を活用しつつ、企画調整機能の強化、調査機能の充実を図るとともに、従来、総理府統計局が実施していた統計、製表等の業務につきましまして、その業務の性格及び組織規模にかんがみ、別個の独立した管理責任体制のもとで組織運営を行はせることが適当と判断したものでござい

ます。改革後の組織運営に当たりましては、企画調査部門と製表部門の連携を図り、効率的な業務の遂行に努めるとともに、職員の方々が従来同様職務に精励できるように、その処遇についても十分配慮してまいり所存でございます。

○吉田委員 ただいまの御答弁を聞きまして、いろいろ今後に対応する万全の措置を講じてまいりたいというところではございませう。特に処遇の問題等につきましても、いろいろ御配慮なさろうとしておられることは承りました。しかし実際、機関が附属機関として内局に分離した場合に、そういう政府のいまの御答弁のように、スムーズに長期にわたつてそうした処遇が完全に全うできるものであるかどうかという点につきましては、私どももかなり懸念を感じておる次第でございます。すなわち、政府関係の附属機関はほかに数多くあるわけでございますが、そういう附属機関は、それ自身その役職、ポストの等級は標準職務表というもので決められておるはずでございます。したが

つて、いかなる経過を持つておる統計センターであるといつても、それだけを今後長く特別扱いにしていくことは大変むずかしい問題になつてくると思うわけでございます。

それから、この組織の機能を発揮させる点におきましても、いろいろ私たちは幾つかの疑問を感じております。現にこの総理府統計局は、昭和三十年、それから三十五年の国勢調査の時点におきましては、臨時職員も含めて約三千人の組織を擁しておりました。しかし、三十三年度の電子計算機の導入に伴ひまして、職員の激しい努力も相ましまして、事務の合理化を進めてまいりました。現在千九百人余りの定員で従来以上の仕事をしておるというところを、私たちは率直に認めております。現にその処理能力も当時の数倍のスピードを誇るものでありまして、まさに国際的にも大変評価の高い部門でございます。

ところが、こういう組織がいま二つに分割されてまいりました。そして、いままでも全然別個でありました行管庁の機関と、そして在来の統計局のいわゆる製表部門を切り離したものとだけが一つになりました。製表部門は大変人員も多いわけございまして、これを附属機関にしよう、こういう構想のようでございます。

しかし、このような別個の独立した管理責任体制のもとで組織運営を行はせることは、必ずしも適当だとは私どもは考えません。特に統計調査は、調査の企画、それから調査票の設計、それから地方への委託あるいは現地における調査、あるいは統計局への進達、そして集計、分析、公表、こういう一連の流れ作業によつて完成されるものでございまして、それが企画として実施の調査やあるいは製表が別の組織になつてまいりますと、連絡に非常にそこを来したり、あるいは時間を要したりすることになると思つたのです。いままでもらば同じ庁の中で、そして相互に係長クラスが随時連絡をとればやつてこられたものでございまして、けれども、今度は全部議決裁いたしましたして、最

高の幹部同士で相談しなければならぬ、こういうことが十分考えられるわけでございます。この点につきましてどのようにお考えでございますでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 統計局の内情、実情につきまして、かねて吉田委員からいろいろ御説明を承つておるところでございますが、本日また詳細なお話を承りまして、われわれは十分承つた次第でございます。

今回御提案を申し上げております改革案は、政府内部におきまして相当長期間にわたりまして検討をいたしましたものであり、われわれとしては最適なものであると考えているところでござい

ます。しかし、吉田委員のただいまの御発言等も、将来の運用につきましては十分参考にしてまいりたいと思つております。

○吉田委員 特に今度のこの改革に伴ひまして、私どもは、何か行政管理局の統計主幹部門が管理部門であるというブライドから、統計局の作業部門、しかもそれがかなり人員の大きい部門でござい

ますので、これを切り離したのではないかと。言うならば主幹部門のブライドのために統計業務も犠牲にし、このようなことが行われたのではないだろうか。だとするならば、総理がかねて行政管理局長官時代から主張してまいりました行政改革の哲学にもとるものではないかという懸念を感じておる次第でございます。今後十分にその辺のところを検討、善処していただきたいと思つた次第でございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○金丸委員長 これにて吉田君の質疑は終了いたしました。

次に、山原健二郎君。

○山原委員 最初に、三宅島噴火で改めて問題になつております行革と防災対策の関連について総理大臣に御質問いたします。

今国会の冒頭の所信表明演説でさきの日本海中部地震に触れまして、災害対策の強化に一層努力していくと総理は言われました。ところが、三宅

島噴火でいろいろ調べてみますと、わが国の火山観測体制は全くお粗末であります。全国で活火山六十七カ所ありますが、国が常時監視体制をとっているのはそのうちのわずか十七カ所、残り五十カ所は事実上ノーマークであります。三宅島は辛うじて十七カ所のうちに入っておりますが、観測要員は専任でたった一人。地震計、これは三地点に設けて測定して初めて正確な状況がわかるものですが、それ以外に、一カ所にしか設置されていません。火山観測業務の予算も、気象庁の予算全部で一億六千八百万です。それも臨時行革のもとで、昭和五十五年の二億五千万から毎年減らされてきております。今回は幸いにいたしまして人命に被害はなかったのですが、安心と安全という状態ではありません。

総理は、全国火山の総点検を指示されたそうですが、金もなければ人もつけない、設備も貧弱で有効な点検ができるでしょうか。行革に聖域はないと言いますが、軍事費を事実上聖域化するという状態の中で、こういう火山観測や防災対策こそはつきり聖域とすべきではありませんか。「災害は忘れたころにやってくる」と寺田寅彦博士は申しましたが、今度の経験から火山観測、防災対策に金も人もふやす、これをぜひこの際約束をしていただきたいのですが、総理の見解を伺います。

○中曽根内閣総理大臣 わが国は世界有数の火山国でございます。火山噴火による災害防止の必要性につきましては、日ごろから十分に認識しております。次第でございます。全国の活動的な火山につきましましては、関係各省庁の協力のもとに観測の充実に努めているところでありますが、今後ともなお一層努力してまいりたい所存であります。

○山原委員 時間がありませんが、実際にお金と人、これをつけるということが具体的な対策ではないかという意味でお尋ねしましたが、それを検討し、また、そういうことをやられるというお約束はできないでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 これは火山のみならず、集中豪雨もございまして、あるいは地震

もございまして。このような防災方面につきまして、政府としては今後とも大いに努力してまいりたい、人員やあるいは予算についても今後努力してまいりたいと思っております。

○山原委員 次に、この委員会が議論されてまいりました六法案につきまして、残された問題について伺います。

一つは、国家行政組織法関連整理法で独立機関である公正取引委員会の内部機構の改編まで政令にゆだねるという問題であります。総理は内部機構の改編の準備を現にしておられるのでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 独占禁止法の目的であります公正かつ自由競争を促進していくことは、わが国経済を健全に運営していくために不可欠でございます。現在のような安定低成長下におきまして、物価や中小企業等への影響あるいは経済の効率性、民間活力の保持、消費者保護等その規制のあり方について広く各分野への影響を適時適切に配慮していく必要がある、現在自由民主党におきましてこれを検討しております。最中ではありますが、その推移を見てまいりたいと思っております。

○山原委員 政府として準備をしておられることとはございませんか。

○中曽根内閣総理大臣 いまのところ、準備しているところはないと思っております。

○山原委員 将来にわたっていかがでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 自由民主党で海外に対する調査団等も派遣しまして、鋭意勉強しているところでございます。政党政治でもありまますから、自由民主党の結論がどういふふうになるか、見守つてまいりたいと思っております。

○山原委員 政府として現在準備はしていない。将来については党内の小委員会の問題があると思いますが、そうであれば、わざわざこの政令委任にするという必要はないのではないかと思います。その点はいかがででしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 公正取引委員会もやはり国家の行政機関の一つでございますので、特別にこれだけを例外を設けるという必要も、別に感じ

ておるところではございません。やはり同じように扱うべきものであると考えております。

○山原委員 公正取引委員会の骨抜きまたは独禁法の改悪という問題につきましては、現に財界は、これまで再三再四にわたって要請をされてきております。財界総本山の経団連の場合は改正要綱まで、七月二十六日、独禁法問題に関する見解を発表しております。また、いま総理もおっしゃいましたように、小委員会も自民党内につくられて検討しております。

こういう状態の中で、去る九月二十六日、日本経済新聞の夕刊に、日経の阪口論説主幹が、独禁法改正に成算があるとか、中曽根総理はやる約束してくれたのかと聞き、対談をなさっております。稲山さんは、「約束してくれました。努力してくるでしょう」という記事が出ておるのでございます。ここへ持ってきておられますけれども、これです。これは独禁法改正をやる約束をしたということにこの記事はなっております。でございますが、この点は明確にお答えをいただきたいのであります。

○中曽根内閣総理大臣 自由民主党でいまそれを鋭意検討している、そういう意味で、その推移を見たと上で善処したい、そういう意味でございます。

○山原委員 稲山さんは、明確に約束してくれました。こうなっておるわけでございます。この点は総理としてそういう約束をされた、あるいはしたという二つの返事しかないように思いますが、その点はいかがででしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 別に稲山さんに約束したとかしないとかいうことはございません。自由民主党でいま勉強しておりますので、その推移を見て検討したい、そういうふうな申し上げておるのでございます。

○山原委員 もし約束をしていなければ、これは日本経済新聞という新聞でございますから、やはり取り消しなさるか、あるいはそういうことは言

っていないと御抗議をなさるのが至当ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 自由民主党の委員会の結果を見て検討したいということを約束しておるわけでございます。その検討の結果を、推移を見ておるといふところでございます。したがって、いまして、些事構うべからずという程度のことではないかと思ひます。

○山原委員 それじゃお聞きしますが、財界が要求しておりますカルテル規制の骨抜きあるいは課徴金の廃止、これがいま財界の要求ですが、そういうことはお認めにならない、総理大臣としては認める意思はないというふうには私は判断をしてよろしいかどうか、再度伺います。

○中曽根内閣総理大臣 独禁法が経済の自由、公正競争の上に果たしておる役割りは、われわれも十分認識しております。いま申し上げましたように、公正の確保や消費者保護という面に配慮しつつあることも申し上げておるわけでございます。そういう基本原則を持ちまして自由民主党も検討しております。ですから、自由民主党の結論を見守つておる、こういう態度でまいりたいと思っております。

○山原委員 自由民主党の小委員会で検討しております。これは最初からおっしゃっておりますけれども、総理大臣として実際にこういう事態の中で、この独禁法改正といいますが、そういうことはやらないのだ、財界が要求しても課徴金の問題あるいはカルテルの規制の緩和といふことはしないのだといふことを、はっきりと総理大臣としておっしゃるお気持ちはいかがでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 ただいま申し上げましたように、独禁法の果たしておる役割りといふものは、かなり私も高く評価しております。であります。いま自由民主党は、そういうことを念頭に置きつつそれを検討しているところでございます。ですから、その結果を見守りたいと思っております。

○山原委員 そういうことであれば、公正取引委

員会まで今回の法改正の対象に入らなくてもよかつたのではないかと思ひますが、あえてこれを入れたのはどういふ意図があるのでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 公正取引委員会も行政官庁の一つでございます。独任制の官庁にあらずして合議制の官庁という性格を持つておると思ひます。したがひまして、行政官庁の一種でございますから、これを例外に置くべき理由もないと考えております。

○山原委員 いままで御答弁をお聞きしまして、公正取引委員会という独立機関というものを考えました場合に、やはり少しあいまいな態度ではないかというふうには思ひます。時間の関係で、これ以上申し上げることは避けたい。

次に、先日私の党の中路議員と総理のこの委員会におけるやりとりがございました。それは農業問題をめぐつてでありまして、農業国、四等国になるという言葉が出まして、中路さんからそれは取り消すよう求められましたが、総理は例示であつて取り消す必要はない、こういうふうに出ておられます。ところが、この間、七千名の農民代表が日比谷野外音楽堂に集まつて、その決議の中に、憤激の極限に達しておるという言葉があるのです。非常に印象的に私はこれを見たのです。

柑橘あるいは牛肉の自由化の問題についての農民の怒りというのは大変大きいわけですが、今度政府がアメリカに派遣した対日市場アクセス促進ミッション、団長は八尋俊邦さんでございます。その中の中内功さん、副団長でございますが、ダイエー社長でございます。この方がアメリカの有識議員ギボンズ下院蔵入委員会貿易小委員長であります。この方に会いました。九月十三日でありましたが、総理もできないことをやらせるようにしてほしい、総理といふのは中曾根総理であります。オレンジの季節自由化やその他農産物の大幅自由化をやらせるよう米國議會から圧力をかけてほしいという発言をしたことが出ておりました。通産省は先日の委員会でこの事実をお認めになっております。そして、通産大臣も

遺憾であるという御発言をなされておるわけでございますけれども、政府機関として派遣をいたしました財界人のこの代表がこういう発言をすること、全くこれは許しがたいことだと思ひるのでございます。

通産大臣が遺憾の意を表明されておりますが、総理大臣としては、こういう政府代表の機関が発言をされたことに対してどういふお考えを持つておるか、伺います。

○中曾根内閣総理大臣 私は、国会におきましても農は國のもとである、農業は生命産業であつて普通の工業とは違ふ、そういうことを申し上げておりました。農業あるいは農村というものを非常に重要視している政策をとつておるものなのでございまして、そういう観点をこれからも常に堅持いたしまして、このオレンジや牛肉の問題についても日本の利益を守るために、われわれはわれわれとしての厳然たる立場を守りつつ調整をとつていこう、そう考へておるわけでございますので、民間の方がどういふことを言おうと、政府をせひ信頼していただきたい。政府は政府独自の見解で物事を処理していくということを申し上げる次第なのでございまして。

○山原委員 これは民間の方ではないのです。政府が米國に派遣した対日市場アクセス促進ミッションでございまして、いわば政府のこの問題についての代表として、政府を代弁する形で行つておられるわけですから、単なる民間の人の発言ではありませぬ。だからこそ通産大臣は遺憾の意を表明されたと思ふのです。

そういう意味で、どうも農業というものに對する見方、先ほど言いました四等国、農業國という言葉の持つてゐる思想性、そういうもの等考へますと、この財界人も、わがものうけのために何を犠牲にしてもいいのだという気持ち、あるいはアメリカに對して議會の壓力で総理大臣のやれないこと、中曾根総理大臣のやれないことをやらすように壓力をかけてくれと言ふ。これはまさに國家の主權を忘れた物の言い方だと思ふのであります。

けれども、そういうことに對して本當に毅然たる態度をとつて、そんなことを言つてはだめだ、あるいは農産物自由化については日本の農業を守るという立場から、そういう態度は許容できないのだということを、総理大臣として言えないのでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 壓力が来ても、不合理なものであり、不当なものであり、私が納得できないものであるならば、それは拒絶するだけでございます。

○山原委員 あなたが総理大臣として拒絶されることはわかりません。けれども、政府が派遣した代表のメンバーが、しかも副団長という重要なメンバーがこういうことを言うことは、では適切なことでしょうか。これは私は適切とお考へにならぬと思ひますが、いかがでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 その言葉は、果たして言つたか言わぬか、私、確認しておりませぬ。かたは、そういう不確定状況のもとで私が発言することとは適当でないと思つております。

○山原委員 通産大臣に伺ひますが、通産省の奈須俊和輸入課長は、新聞報道の内容があつたのは事実と、先日の委員会で発言しておりますが、通産大臣はこの事実をお認めになりますか、なりませぬか。

○宇野國務大臣 はなはだ遺憾ながら、事実でございまして。ただ、私から総理に報告すべきはまだ報告をいたしておりませぬので、その点は私がうかつでございまして。

○山原委員 時間がありませぬが、報告をまだされてないやうですけれども、事実であることはおわかりになつたと思ひます。適切でしょうか、伺ひたいのです。

○中曾根内閣総理大臣 事実であるとすれば、不適切であります。

○山原委員 もう時間がございませぬが、最後に教科書の問題について伺ひます。

これは、八月十七日に自民黨教科書問題プロジェクトチームの座長西岡メロが出ておりますが、

「文部省は、これら教育改革に取り組む内容を考慮し、教科書無償制度について、昭和六十年年度予算概算要求時までに、有償化の方向について検討することとする。」こうなつております。そして「文部省は、教科書制度の法体系を整備することとし、次期通常国会前までに、その内容を決定する。」さらに「学制改革、教員養成制度の改革、私学助成のあり方、入試制度の見直しなど、全くこれは教科書と関係ありませんが、そういうことまでの改革を約束をいたしました。それに対して文部政務次官並びに事務次官が合意をいたしておることが発表されておるのでございましてけれども、そういう事実があつたのでしょうか、まず文部大臣に伺ひます。

○瀬戸山國務大臣 事実でございまして。

○山原委員 文部省はいままで、教科書無償というの憲法の義務教育無償の精神に沿つてやるのだという理論構成を持っています。また、そのことを全國の教育委員会に通達をいたしておるのでございまして、この憲法の精神ののつとて教科書無償をやるのだという方針はお変へになりましたか。

○瀬戸山國務大臣 文部省は變へておりませぬ。

○山原委員 變へていないといふことは、年度を区切つて有償にするとかいう約束をすることはできない問題じゃないのですかね。私は、その点では、文部省は重大な理論の変更をやつたのではないかと思ひます。

そしてさらに、全くいま國民的コンセンサスもなければ、この国会においてほとんど全く論議されてない教科書法案を出すといふことを、プロジェクトチームの座長に對して約束をするとは一体何事かと思ひますが、いかがですか。

○瀬戸山國務大臣 教育は、いまいろいろな面でも問題が多過ぎます。現在の教育制度その他は、戦後三十五年たちましたが、社會の變遷その他でいろいろ検討すべき問題がありますから、あらゆる問題を検討してみたいといふことで、いま研究を進めておるわけでございます。

教科書の無償制度については、臨調でも、無償を見直すという、廃止を含めて検討せよと、こういうことになっておりますから、これにいろいろな意見がありますから、憲法上の問題もあるし、簡単でございせん。文部省としては、これを有償にするという事は適当でないという考えを持っておりまして、いろいろな意見があることとありますから、もうしばらく検討しよう、こういうこととでございます。

それから、教科書法の問題でございますが、これについても中央教育審議会から答申が出ておりますから、これについても検討をして、いかにした方がいいかということ、いま検討中でございます。まだ結論を出しておりません。

○山原委員 教科書無償を担保にせられていろいろなことを約束する。国会もあるわけですから、教育の問題についての論議をなされているさなかで、まさに教育基本法に「教育は、不当な支配に服することなく」という、このお金の面、これを担保にして播きまわされて約束をする、政務次官、事務次官がそれに捺印をするなどということはもつてのほかです。そして、しかもそれが教科書法案という、かつて大問題になりましたついに廃案になりました教科書法案を次の通常国会に出すと約束するんですから、これは大変なことです。

私は、そういう意味で、かつて教科書が固定化の道を歩きましたときに、福沢諭吉先生がこれに猛烈な反対をされました。また、大町桂月は、そんなことをすれば国を誤る、この方は全くの国粋主義者と言われた人でありまして、猛烈に反対しておられる。私はそのことを考えますと、本当に国民的なコンセンサスも得ていない現状の中で、予算の揺さぶりを受けて、次の通常国会に教科書法案を出しますなどという約束をすることは、文部省としての見識が疑われる問題だと思います。時間がありませんから、最後に、総理大臣にお伺いをいたしますけれども、こういう問題について

では、当然、国会と国民の論議の中で出てくるならばともかく、こういう事態がないにもかかわらず、教科書法案を提出するなどということはよくお考えにならないと思うのでございまして、中曽根総理大臣としては、この点についてどうお考えになっておりますか。

○中曽根内閣総理大臣 この問題につきましては、与党である自由民主党の文教部会あるいは教育関係の調査会等におきまして、いろいろ勉強しておられるところでございまして、党内におきましても、さまざまな議論がございまして、私は、これらの議論がどういふところに落ちつくか、それを見守ってまいりたいと思っております。

○山原委員 こういう問題につきましては、十分国民的な合意を要するというのを重ねて申し上げまして、私の質問を終わります。

○金丸委員長 これにて山原君の質疑は終了いたしました。

次に、小杉隆君。

○小杉委員 すでに審議も終盤になっておりますし、また、私も共同修正案で、国家行政組織法については国会に報告の義務を課するとか、あるいは五年後にその組織のあり方について見直すというようなことの修正案を提出しております。また、後ほど附帯決議等も提案する予定でございまして、さらにまた、いま各党から質問がございましたので、そういった点を除きまして、一点だけ伺っておきたいと思っております。

今度の総務庁の設置法によりまして、審議会というものが一部各省に移されるわけでございますが、この審議会の問題について触れたいと思っております。

まず、行管庁長官に伺いますが、この審議会の整理合理化については、いままでどんな状況で、どんな取り組みをされてきたのか。私の資料によりますと、中曽根総理が行管庁長官になって以来、どうも審議会の数は一つも減っていないのじやないかということでございますが、いままでの経過、あるいはまたこれからどういう取り組みを

されるお考えか、まず行管庁長官に伺いたいと思っております。

○齋藤國務大臣 審議会の整理合理化を図るということは、きわめて大事な問題でございまして、まだ十分な成果を上げていないとは思っております。しかし、今回審議会の設置につきましては、法律でやるとか政令でやるとか、いろいろな区分もいたしましたので、将来とも整理合理化のために努力をいたしてまいりたいと考えております。

○小杉委員 昭和五十三年度に三十三機関、これを減らしたということ、中曽根さんが行管庁長官になってからは、ほとんどやってしまったのだ。これはそれ以上やることはないのだということだと思っておりますが、しかし、審議会といえどもこれは例外ではございせんので、今後とも十分に検討していただきたいと思っております。

そこで、今回の改正によりまして総理府に置かれていた審議会、現在三十五ありますが、このうち十四機関が各省庁に移されるということになっておりますが、どういふ考え方でこれを分けられたのか、その基本的な考え方を伺いたいと思っております。

○丹羽國務大臣 お答えさせていただきます。総理府本府に置かれていた審議会等については、昭和四十四年七月十一日に閣議決定に基づきまして、所掌事務が複数の省庁に関連する審議会等については、原則として、特に事務の関連が深い特定の省庁へ移管するとの方針で、従来から検討を行ってきたところであります。

今回、総理府本府及び行管庁を統合再編するに当たり、その趣旨を踏まえ、総理府本府に置かれていた三十五審議会等について見直しを行った結果、雇用審議会を初め十審議会等を労働省初め八省庁へ、公務員制度審議会を初め四審議会等を総務庁へ移管することとしたものであります。

この結果として、二十一の審議会等が総理府本府に存置されることになるが、これらの審議会等は、一、地方制度調査会等のように内閣総理大臣

にのみ諮問権が与えられており、特に内閣総理大臣の強い総合調整権に係らしめておるもの、二に、内閣総理大臣みずから会長または議長となっておるもの等であり、これらについては総理府本府に存置することが適当と判断したからでございます。

○小杉委員 それでは総理に伺いますが、いままで総理府に設置されていた審議会等が、いまの総務長官のお話のように、一部各省庁へ移されるわけですが、これは従来、やはり総理府に置くことがふさわしいということで設置されていたわけでございますので、もしこれが各省庁に移管されるに当たって、その本来の設定の目的が損なわれることのないようにする必要があると思うわけですが、この点についてどういふお考えか。

そしてまた、先ほど私が申し上げたように、この四、五年間は全然審議会の整理合理化についての動きがないわけでございますが、そのほかのすべての審議会についても見直しを行って整理をすべきだと思っておりますが、総理のお考えをお伺いしたいと思っております。

○中曽根内閣総理大臣 今回、移管を行う審議会等につきましては、その所掌事務を現行どおりとするともに、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問制及び内閣総理大臣の委員任命制についても従来と同様とすることとしたしまして、移管対象審議会等の設置目的、機能が損なわれないように配慮をしておるところでございます。

なお、今後既存の全審議会につきましても見直しを行い、その合理化、縮減に努めてまいりたいと思っております。

○小杉委員 ぜひそういう姿勢でやっていただきたいということを申し上げたいと思っております。そして最後に、この審議会につきましては、国だけでなく、各都道府県とか市町村などいまだたくさん審議会とか審査会を設けておりまして、これらの縮小合理化に努めているわけですが、これは、二年前の行政特別委員会でも具体的な例を挙げて質問をいたしました、その後二年間たつて

もなかなかかはかしく改善をされていない。この二年間一体何をやってきたのかということでは非常に怠慢を追及したいわけですが、たとえば東京などを見ますと、東京都の行政の中にも附属機関という審査会とか審議会というのが大体百十種類百九十機関あるわけです。このうちほとんど半分は、法律によって義務づけられている審査会になっているわけですが、ですから、都道府県によって、もうすでにこれは時代に合わなくなつたから廃止したいと思つても、法律が存置を義務づけているために整理ができないというのが幾つかあるわけです。

そこで、具体的に伺いますが、まず農林水産大臣、二年前にも挙げましたけれども、各都道府県に開拓審議会というのがあります。明治時代ならいざ知らず、今日現代において開拓というものの必要性というのは非常に限られていゝと思うのです。ですから私は、四十七都道府県に全部必ず置かなければいけないというふうな規定は見直して、必要のある府県だけに限定すべきではないかと思つて、農林水産大臣のお答えをいただきたいと思つてます。

そして次に建設大臣に——では順番にやりましょう。

○森実政府委員 御指摘の開拓審議会でございますが、これは現に都道府県が国の委任を受けて管理しております国有農地の売り渡しとか買い入れのための調整に必要なために専門家の意見を聞く機構でございます。東京都も現に百ヘクタールの土地を持っております。ただ地元で配分がもめておりまして、なかなか配分が軌道に乗らないために審議会が開かれていないという事情がございます。しかし、われわれといたしましては、御指摘の点もございまして、できるだけ早い時期に政令を改正いたしまして、審議会の委員定数の削減、部会の整理ということは大にやりたいというところで、準備を進めております。

○小杉委員 次に、建設大臣に伺いますが、地代家賃審査会、これも各都道府県に置かれておりますが、

すが、法律が、地代家賃統制令というのができたのは昭和二十一年、終戦直後のことでございまして、この時期にはこういう審査会が必要なものであつたと思つて、現代においてはほとんど必要性が認められない、このことを二年前に指摘したわけですが、その後全然廃止の動きはありませんが、いかがでしょうか。

○内海國務大臣 御指摘のとおり、地代家賃審査会はこの十年ばかり開かれておりません。したがしまして、昭和五十五年の七月に住宅地審議会が開かれて、その中でこれは早急に廃止すべきではないかというような答申を得たわけですが、現実に入居者あるいは地主、家賃、こういったものに対する具体的な対策がはつきり出ませんと、どこへ移すとか、あるいは適正な家賃、適正な地代ということになかなかそぐわない面もありまして、円満に解決するためにいま検討しております。こういう段階でございまして。

○小杉委員 当時の斎藤建設大臣の方がもっと前向きな答弁をしておられたわけですね。「居住者の環境条件等々を整備した上で廃止することが適当であるというふうに考え、その向きを進めさせていたのだ」と思つて、こういう答弁になっておるわけなんです、建設大臣、その線ではぜひ早急に手を打っていただきたい。

それから、環境庁長官に伺いますが、水質審議会というのがございまして、これもまた都道府県ではいろいろ公害対策の審議会がたぐさんでございまして、特に私は公害対策審議会というものに統合すべきではないかということを二年前に申し上げたのですが、その後これについてはどういう検討をされておられるのか。

○堀本國務大臣 前に御指摘を受けまして、いろいろ検討したわけですが、御案内のとおり、水質保全行政、これは大変広域な地域を抱えておる、また、湖沼等の閉鎖性水域あるいは都市河川、このように地域的特性が大変強いわけでございます。そして、そのために利害関係が錯綜しておる、専門的な知識が非常に必要になる、こう

いうことで、河川管理あるいは産業対策あるいはまた農用関係の方々、いろんな方々、専門家に集まつていただいた審議会も、これはもう必要だということでも検討いたしました。これはもうの場合、やはりいまの段階では水質審議会、これは残しておく方が望ましい、こういう検討結果を持っておりますので、御理解をいただきたいと思つてます。

○金丸委員長 小杉君、時間が経過してしまいますから、簡単に頼みます。

○小杉委員 時間が限られていますから、私はこれ以上議論を進展させるつもりはありませんが、私は、何もこれを廃止しろと言っているのではなく、私は、確かに地域的に湖沼の問題とか農業用水とか、いろいろな汚濁の問題があることは十分わかりますから、これは必要なら、すべての都道府県にこれを義務づける必要はないと思うのです。公害対策審議会などあるところはこれをひとつ合体させて、その中の部会という形でだつてできるわけですから、何も拡散、併存させる必要はないということをお願いしたいと思つてます。

それから、最後に厚生大臣に申し上げますが、厚生省の管轄の一番多いのですけれども、まず公的医療機関運営審議会、これは私は廃止すべきだと思つて、結核審査協議会、これもかつては結核が国民病と言われた時代、昭和二十六年にできた法律に基づいてできていたわけですが、これなども同じような保健所運営協議会というふうなものに統合したらどうかということ、それから麻薬中毒審査会、これも終戦直後ですが、いろいろヒロポン中毒とかそんな時代にできた法律に基づく審査会だと思つて、こんなものも常時は必要がないんで、必要の都度これをつくつていく、まさに変化に対応するといふ趣旨で今いろいろ法律を出しているのに、こういう各省の、特に都道府県に対する法律の面での見直しはまだ不十分だと思つておるわけですが、厚生大臣の答弁

をお願いいたします。

○林國務大臣 御指摘のありました各種審議会、お話のようなこともあると思つて、それぞれやはり事情も異なるようでございまして、活動状態等を十分に把握いたしまして、改善すべきは改善する、こうした形で前向きに対処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○金丸委員長 小杉君、時間過ぎていますよ。

○小杉委員 はい、それでは、最後にまとめて行管庁長官と自治大臣にお願いをしたいと思つて、すが、こういったようにせつかく国の方でいろいろ行政改革の法案を出しておきながら、やはり行政改革というのは国だけではなくて、国、地方を問わず全国的な規模でやらなきゃいけないわけですが、こういった面で、これから自治体のこういった行政改革に対する指導という面での自治大臣並びに行管庁長官のお考えをお聞きして終わりたいと思つてます。

○齋藤國務大臣 すべての府県に必置規制の敷かれておりますこういった地方の特別機関につきましては、臨調答申もありまして、できるだけ最限度に抑える、さらにまた、新行革大綱においても、できるだけそれを最限度に少なくする、ならぬというふうなことも記載されておりますから、今後そういう趣旨を踏まえて整理統合あるいは廃止、そういう方面に努力をいたします。

○山本國務大臣 いまのお話のような審議会を初め附属機関、ただいまのところ六十九ほどまだ残っておりますが、これも時代の要請でふえたものの中にはあります。しかし、いまお話ししたように、臨調答申では、いわゆる必置規制というものについて厳しくひとつ見直しをしようということもなつておりますから、いまの御趣旨に沿つて、今後とも行管庁とも協力して各省庁にそういう要請をしていきたい、こう思つてます。

○小杉委員 どうも済みません。

○金丸委員長 これにて小杉君の質疑は終了いたしました。これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

た。

この際、去る九月二十九日、矢山有作君が質疑の際に提起されましたが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議に関する問題につきましては、その検討方を議長並びに議院運営委員長に申し入れを行いました。議院運営委員会においては目下検討中であると承っておりますが、できるだけ早く結論を得るように私からお願ひすることといたします。

○金丸委員長 この際、国家行政組織法の一部を改正する法律案に対し、正木良明君外三名から、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ四派共同提出による修正案並びに行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対し、三浦久君外一名から、日本共産党提出の修正案が、それぞれ提出されております。

両修正案について提出者から順次趣旨の説明を求めます。正木良明君。

国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○正木委員 ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案について、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ並びに自由民主党を代表し、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

わが国の行政機関の組織は、昭和二十四年以來、府省庁の設置のみならず、その内部組織に至るまで法律で定める原則が確立されてきたのであります。こうした法律による行政組織の管理の仕組みが、国民主権を背景とした国会の審議権、行政に対する国会の関与を通じ、行政組織の膨張抑制の機能を果たしてきたところであります。

時代の流れとともに、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため行政組織管理の弾力化を図ることが必要な側面もありますが、局、部等の設置、改廃を政令にゆだねる等の国家行政組織法の一部を改正する法律案が、行政組織に対する国会の関与を制約し、その結果として行政組織の肥大化を招くようなことがあつてはならないのであります。

このため、われわれは、行政組織管理の弾力化と国会の審議権、行政に対する国会の関与監督権との調整を図るとともに、臨時行政調査会の答申で強調されている行政組織の簡素効率化を目指し、国家行政組織法の一部を改正する法律案の修正案を提出した次第であります。

修正案の案文は、お手元に配付してありますので、その内容について御説明申し上げます。

第一に、政府は、今回政令で設置されることとなる組織その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止状況を次の国会に報告しなければならぬといはしてあります。

第二に、五年後に局、部などの組織について総合的に検討し、必要な措置を講ずるものとしてあります。

第三に、官房及び局の設置数の最高限度数二百十八についても五年後に見直しをする規定をあわせて明文化してあります。

なお、これらに関連する所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、修正案の提案理由及び内容の概要であります。

また、本修正案については、社会民主連合の賛同も得ております。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。（拍手）

○金丸委員長 次に、三浦久君。

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○三浦（久）委員 日本共産党を代表して、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

言うまでもなく、機関委任事務は、地方自治に對する重大な制約であり、自治拡充の見地から原則的に廃止すべきであります。また、許認可等についても、国民の要求や社会情勢の変化、科学技術の発達等に伴って不要不急化したものを大幅に整理合理化すべきであります。

この点で法案は、約一万項目の許認可等のうちわずか三十九項目、約五百項目の機関委任事務のうちその一割弱、それも有名無実化したものを中心に整理しようとしているにすぎず、きわめて不徹底かつ不十分であります。しかし、わが党として賛成し得る内容も一定数含んでおります。

同時に法案は、許認可等に係る改正条文中、消費生活用製品安全法による特定製造設備の定期検査の廃止や消防法による危険物取扱者などの資格試験事務の民間委託など、国民の健康と安全を脅かすおそれをはらんだ条文及び機関委任事務に係る改正条文中、駐留米軍と自衛隊の行為による特別損失補償に係る経山事務を新たに市町村長に押しつけようとする不当きまるる条文をも含んであります。

わが党の修正案は、国民本位の民主的行政改革の見地から見て重大な問題のあるこれらの条文を削除して、国民の利益を守ろうとするものであります。

以上が修正案の内容の概要と提案理由であります。

委員各位の御賛同をお願いして、説明を終わります。（拍手）

○金丸委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○金丸委員長 これより討論に入ります。
各案及び国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案並びに行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。江藤隆美君。

○江藤委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案外五法案及び国家行政組織法改正案に対する修正案に対し、賛成の討論を行います。

申し上げるまでもなく、行政と財政の改革は現下の最大の政策課題であり、国、地方を通ずる行政改革の推進によつて、当面する行政の難局を打開することはもとより、行政の姿をこれからの時代にふさわしいものにつくりかえていくことは、わが国の将来への明るい展望を開くための国民的課題であります。

政府は、第二臨調の五次にわたる答申を受けて、これらを最大限に尊重する旨を決定し、第一次答申以来、行革関連特例法による財政支出の節減を図る一方、予算編成に当たつても、いわゆるゼロ・リングやマイナス・リングという厳しい編成方針のもとに徹底した歳出の削減を行い、さらに、第三次答申以降では、行革大綱の決定、臨時行政改革推進審議会を設置、新行革大綱の決定を行つており、現在、その実施段階に入つていくところであります。

こうした措置は、行政改革を強力に推進するという政府の強い姿勢を内外に明らかにしたものであります。行政改革に対する国民の意識を一段と深めたものと高く評価されております。

今日、目まぐるしく変わる経済社会情勢に対し、行政の制度や運営に立ちおくれが目立っており、行政改革の推進により変化に対応した行政を確立することが急務であります。

今回の六法案は、このような時代の要請にこたえ、さらに行政改革を推進するため、行政機関の組織編成の一層の弾力化、行政の総合調整機能の

強化、地方支分部局の整理合理化、許認可事務と機関委任事務の簡素合理化等を図ろうとするものであります。これらの措置は、今後の行政改革を推進するための第一段階をなすもので、きわめて重要であり、まさに時宜に適した妥当なものと考え、賛意を表するものであります。

また、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ共同提案で、社会民主連合の賛同も得ております国家行政組織法改正案に対する修正案は、行政組織管理の弾力化と国会の審議権、行政に対する国会の関与監督権との調整を図るとともに、臨調答申で強調されている行政組織の簡素効率化を図る立場から当然賛成でありまして、共産党提出の行政事務簡素合理化法案に対する修正案には反対の意向を表明するものであります。

なお、政府におかれましては、この旬日にわたる当委員会の熱心な論議を踏まえ、真に国民の期待する行政改革の実現に向けて最大限の努力を払われるよう強く要請して、私の討論を終わります。(拍手)

○金丸委員長 草川昭三君。

○草川委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました国家行政組織法改正案の修正案及び修正部分を除く原案、国家行政組織法の施行に伴う関係整理法案外四法案に対する賛成の討論を行うものであります。

われわれは、今日まで行政の簡素化、効率化を目指し、国民的立場で行政改革を推進してきたところであり、今後もその基本姿勢は堅持していくものであります。

しかしながら、政府提案の行革関連六法案は、今後の行政改革の手がかりとするという政府の発言とはうらはらに、どのように今後の行政改革を進め、臨調答申を忠実に実行に移すかはあいまいであり、多くの疑問点が内包されていたのであります。

そこで、私どもは、本特別委員会において政府提出法案の問題点を具体的に指摘するとともに

に、民社党・国民連合、新自由クラブ、社会民主連合と協力し、行革関連六法案について修正要求をまとめ、法案修正を含め行政改革の徹底を図るために努力してきたのであります。その結果、国家行政組織法改正案につきましては、自由民主党も含め修正案を提出する運びとなったのであります。

国家行政組織法改正案の修正案は、ただいま提案者から御説明がありましたように、行政組織管理の弾力化と国会の審議権、行政に対する国会の関与監督権との調整を図るとともに、行政の簡素効率化に資するものであり、高く評価できるのであります。

他の法律案につきましても、先ほど総理からの御答弁にあつたように、行政改革への次の第一歩となるよう強く要望するものであります。

すなわち、総務庁の設置については、それが中央省庁統廃合の一里塚であることが確認され、地方支分部局についても五十九年度からわれわれの要求どおり整理合理化に着手することが示されたのであります。

さらに、許認可、機関委任事務の整理についても、本委員会の政府答弁によつてその方向づけが明らかにされたのであります。

確かに、行革関連六法案は必ずしも十分な内容とは言えないのでありますが、われわれの努力により、今後の行政改革への展望を開くことができたと考えるのであります。したがって、私は、政府提案の行革関連六法案とともに、国家行政組織法改正案の修正案に賛成の態度を表明するものであります。

なお、日本共産党提案の修正案につきましても、いささか考えを異にいたしますので、反対をいたします。

最後に、政府に対し、先ほど来の公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブの質問に対する答弁を誠実に実行するよう強く要求し、討論を終わります。
以上です。(拍手)

○金丸委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 私は、民社党・国民連合を代表し、国家行政組織法の一部を改正する修正部分を除く法律案及び同法に対する四党共同提出の修正案に賛成すると同時に、総務庁設置法及びその他の法律案に対し一括して賛成するとともに、共産党提出の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対する修正案に反対の討論を行うものであります。

私も民社党は、今日の未曾有の財政危機を克服し、活力ある福祉社会の基盤を確立すること、次代を担う国民に対するわれわれの当然の責任であり、義務であると考え、行政改革の断行を呼び続けてまいりました。このような基本的な立場から、今回政府より提出された法律案に対しては、これに真剣に取り組んでまいったのであります。

その第一は、国家行政組織法の改正についてであり、官房、局等を法律事項から政令に委任すること、行政需要の変化に機動的に対応するために必要であるとしても、政府案には、政令委任に伴う省庁の断絶専行を防止する国会のチェック機能がなく、また、官房、局の総数の上限を設けたとはいえず、その数は肥大化した行政機構をそのまま追認したものにはすぎないという基本的な問題がありました。そこで、この問題を解決するため、政府が官房、局等の改廃を行ったときは、その状況を次の国会に報告させる、政令委任の是非及び官房、局の総数の上限を縮小の方向で五年後に見直すという措置が必要であり、その趣旨を法修正という形で規定させることとしたことはきわめて妥当な措置であります。

第二は、総務庁の設置についてであります。政府案には、人事、組織による総合調整機能の強化という臨調答申の趣旨が正しく生かされていない、役所同士の争いから統計局が二分割され、効率的な統計業務に支障を来すという内容の問題と同時に、今後の中央省庁の統廃合計画が示され

ていないという問題がありました。これらの点については、国会における政府答弁において、臨調各答申及び中道四党の意向を踏まえて検討していくという確約を得ることができたことは評価できます。

第三は、府県単位機関の整理、許認可事務、機関委任事務の整理についてであります。これらの法案は、共通して内容がきわめて不十分であり、不徹底であります。したがって、今回の改正を契機として、これらの機関、事務を今後継続的に整理縮小していくことが不可欠であります。そこで、その努力を政府に求めることを附帯決議等の形で明らかにすることになったことは大きな前進であります。

以上、われわれの努力により、まことに微温的、不徹底であつた政府案は、曲がりなりにも今後の抜本的行政改革の第一歩としての地歩を築くことができたと確信するものであります。政府は、これを契機として、中央省庁の抜本的再編成、現業部門を除く地方出先機関の原則廃止、国家公務員の実質大幅削減などの抜本的行政改革を断行すべきであります。

最後に、当委員会の焦点の一つでありました「増税なき財政再建」ということについて付言したいと思ひます。

政府は、さきの「一九八〇年代経済社会の展望と指針」において昭和六十五年赤字国債脱却の方針を示され、従来からの「増税なき財政再建」とともに中曽根内閣の二大公約とされました。しかるに、政府がこの二大公約をいかに両立させるかについての具体的な手順と方策を、臨調答申の指摘にもかかわらず、今日に至るまでも何ら明らかにせず、さらに今後の租税負担率等の目標値の明示さえ拒んだことはきわめて遺憾であります。

かかる政府の無責任な姿勢は、将来に対する国民の不安感、不透明感をますますつのらせるばかりであり、今後の行政改革や財政再建を推進する上での国民の理解と合意を得ることは、とうてい

できないものと言わなければなりません。この点について政府の猛省を促すとともに、政府はその二大公約両立のための具体的手法と租税負担率等の目標値を早急に国民の前に明らかにすることを強く要望いたします。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○金丸委員長 中路雅弘君。

○中路委員 日本共産党を代表して、国家行政組織法改正案など政府提出の六法案及び自民党、公明党、民社党、新自由クラブ共同提出の修正案並びに共産党提出の修正案に対し、一括して討論を行います。

第一は、各省庁の内部部局等の設置規制を法律事項から政令事項に移管することとする国家行政組織関係二法案と、これに対する四党共同提出の修正案についてであります。

政府提出の二法案は、審議を通じて一層明瞭になったように、軍事、大企業奉仕部門の拡大、国民生活密着部門の縮小などという臨調の行政機構改編構想を、国会に一切諮らず、政府が一方的に推進するための最重要のことにすることをねらったものであり、同時に、有事体制づくりの一翼をなすものでもあります。

そもそも現行法の規定は、戦前、天皇の官制大権で総動員態勢づくりが進められた深刻な教訓のもとに確立された憲法の行政機関法定主義の原則と、これを具体化した国会の修正によって設けられたものであります。憲法原則と国会の意思をじゅうりんして、国会によるコントロールを骨抜きにしようにするこれら二法案は、戦後政治の総決算の名で戦後民主化の原点の一つを突き崩そうとするものにはかならず、中曽根内閣が進める国会空洞化の一環と言わなければなりません。

四党共同提出の修正案は、国会によるコントロールの形骸化を当然の前提としたもので、およそ修正の名に値しないものであります。

第二は、総務庁設置関係二法案であります。

これら二法案にもわが党は反対であります。今回の総務庁設置案は、政府自身が認めたように、臨調の総合管理庁設置構想に沿って、行政管理局に総理府人事局の機能を移管し、機構・定員管理と事務・事業に対する監察、公務員に対する労務・人事管理の諸機能を一体的かつ総合的に発揮させて政府全体の総合管理機能を強化するとともに、行革推進の中核機関である行管庁の再編強化を最大の眼目にしたものであります。わが党は、こうした国民犠牲の方向が明白となった臨調路線を推進するための拠点づくりを断じてくみすることができないのであります。

第三は、府県単位機関整理法案であります。

本法案にも反対であります。かねてから、わが党は、国の地方出先機関について、国と地方自治体との二重行政の排除、共通管理部門の合理化などにより、国民サービスの維持向上を前提に、大胆に簡素合理化するよう主張してきたところであります。今回の政府案は、こうした国民本位の民主的行政改革とはほど遠いものであります。このことは、政府が、法案審議を通じて、行政機関の名称簡素化をてこに、大蔵省の財務部や行管庁の地方行政監察が行っている住民の苦情処理や行政相談、行政監視、サラ金業者規制などのサービス業務と定員の縮小を図る一方、違憲のスパイ・弾圧機関である地方公安調査局については、業務、定員とも縮小せず、看板のかけかえだけに終わらせようとする意図を公然と表明したことが如実に示すところであります。

第四は、行政事務の簡素合理化及び整理法案についてであります。

不要不急化した行政事務を、国民負担軽減、地方自治拡充の見地から大胆に整理すべきことは言うまでもありません。

今回の法案は、国民本位の行政簡素化、効率化という点から見ても、きわめて不十分かつ不徹底なものではあります。盛り込まれた改正項目の多くは賛成し得るものであります。本法案に対しては、共産党提出の修正案及び同修正案に係る項目

を除くその他の項目には賛成するものであります。

最後に、本委員会における法案審議のあり方についてであります。

周知のように、わが党は、今回提出された行革関係六法案の十分な質疑時間の保障を初め、関係委員会との連合審査や公聴会の開催など、徹底審議を尽くすよう繰り返し要求してきました。それにもかかわらず、本委員会がこうした審議を十分尽くさないまま、十月十二日のロッキード事件田中判決前までにしやにむに衆議院通過を図るなどというやり方をとりました。わが党は、こうした法案審議のあり方に対し、重大な抗議の意を込めて遺憾の意を表明するものであります。

以上、各法案と修正案に対するわが党の態度とその理由を明らかにするとともに、臨調答申の実行と臨時行政改革推進審議会などの活動を中止し、行政改革の流れを真に国民本位の方向に転換することを重ねて要求して、討論を終わります。(拍手)

○金丸委員長 小杉隆君。

○小杉委員 私は、新自由クラブを代表し、議題となっております行政改革関係法案について、一部修正の上、賛成する立場から、討論を行います。

国家行政組織法の一部を改正する法律案並びにその施行に伴う関係法律の整理法律案は、行政の弾力化、機動性の確保の観点から、一応評価に値するものと考えます。行政が時代の変化に即応し常に自己の改革を図ることは、行政改革の基本であり、私どもが最も期待するところでもあります。

本改正案は、省庁の内部部局の組織編成につき、従来立法府が持っていた権限を行政府に移し、自己改革を可能にしたものであります。立法府の審議権を縮小してまでこの法案に賛成するゆえんは、今回の変化への対応という趣旨が十分に生かされることを期待してのことです。したがって、問題は政府の改革に対する今後の姿勢であり

ます。

この法律の成立により、体制は一応整うことにはなりますが、今後実行が伴うことが絶対の条件であります。国民の期待するところは、単なる機構の名称変更や組みかえにあるのではなく、組織の再編成による効率化であり、その効率化による行政の減量であります。権限を委譲された行政が、この国民の意思を尊重し、本法律の趣旨に基づき、効率化、減量化を図り、真の行革の推進を求めるものであります。

ただし、もし五年を経過した後にも実効が見られない場合には、見直し規定に基づき、われわれは直ちに国会審議にゆだねる方法への復帰を考えざるを得ないことを表明しておきます。

また、本省の官房、局の上限規定を五年後に縮減の方向で見直すべきであります。さらに、官房、局だけでよしとするのではなく、これらに準ずるブロック機関などの主要機関についても縮小削減が必要であります。この点について、政府は今後最大限の努力をすべきであることをあわせて強調する次第です。

総務庁関係二法案につきましても、この事情は同様であります。省庁の枠組みを越える再編成が行われることから、今国会の焦点とされている法律案ではありますが、法律案だけをとりて見れば、単なる機構いじりにすぎないとも言える内容であります。

臨調の答申に見られる基本的な考え方は、時代の変化に即応できる行政機構の整備であり、国民のニーズがすでに小さくなっている部分の思い切った削減がなされなければ、国民の理解はとうてい得られないのであります。

今回の行革法案は本格的な行政改革の第一歩であると政府は再三強調されておりますが、それであればなおさら、この第一歩が国民に確実に行革に向かって前進していると感じとれる内容のものでなければならぬのであります。

つまり、一足す一がやはり二である、しかも大臣の一人も減らせないという内容では、行革推進

への政府の決意が疑われることになり、今後に禍根を残すことになりかねないことを心配するものです。

総合調整機能、総合管理機能といった言葉だけがひとり歩きをしているとの感ずらあり、この法律案によって生まれる総務庁、新総理府のあり方によつては、行政改革に反することにもなりかねません。今後の政府の取り組みを厳しい目で見守っていくことを申し上げておきます。

また、公安調査庁、行政管理庁、大蔵省の出入機関の看板のつけかえが行われることになり、また、名称変更だけの総理府設置法の一部改正案では、はなはだ不満であり、名称変更が今後の機能縮小に寄与するという保証はありません。本来手をつけるべきは、官僚の抵抗が強く、今回全く粗上にならなかつた建設、運輸、郵政などの各省出先機関の簡素合理化であります。しかし、それでも本法律案に賛成するのは、政府が法案の趣旨を忠実に生かし、また、今後の減量化に努力することを期待してのことであることを申し上げておきます。

行政事務の簡素合理化法案は、最低限必要な内容とされる臨調答申に比べても不十分なのであります。もちろん、現在の行政機構を肥大化させている原因の一つである許認可の件数を減じることとは、たとえそれが一件の整理であっても前進には違ひありません。しかし、これも許認可事務一万件と言われる中で、業界・団体の了解が得られただけに手をつけたため、たった三十九件について整理するにすぎず、機関委任事務についても三百九十八法律中わずかに一割を整理するだけという実態を、政府は恥とすべきでありましよう。

わが党は、来るべき二十一世紀に向けて、真に簡素で効率的な政府をつくるため、根本的な行政改革の実現を全力で推進する努力を続けてまいりました。行革を実現するには国民に犠牲を求めなければならぬことはやむを得ない事実であります。それならば、まず陣より始めよという精神が

必要であります。行政府に血を流せと求めるのであれば、まず国会みずからが改革の第一歩を踏み出さなければなりません。

官民一体となって急激に押し寄せる高齢化社会、国際化社会の到来に対応する行政改革を推進しようというこのとき、われわれが先頭に立つ必要を改めて強調して、私の賛成の討論を終わります。(拍手)

○金丸委員長 これにて討論は終局いたしました。

○金丸委員長 これより採決に入ります。国家行政組織法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する正木良明君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よつて、正木良明君外三名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務庁設置法について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

とおり可決すべきものと決しました。次に、総理府設置法の一部を改正する等の法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する三浦久君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立少数。よつて、三浦久君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、金丸委員長 ただいま議決いたしました各案に対し、吉田之久君外三名から、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ四派共同提出による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉田之久君。

○吉田委員 ただいま議題となりました自由民主党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブの各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明

申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総理府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対する附帯決議(案)

行政改革の推進を求める国民世論と現下の極めて厳しい行政事情とにかんがみ、行政機構の整理及び再編成を促進し、行政の簡素化、効率化をより一層推進するため、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 国家行政組織法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行後における国家行政組織法等の運用については、時代の変化に即応した機構の見直しを促進し、その合理的再編成及び整理簡素化を推進するものとし、厳正な組織管理に努めること。

一 総務庁の設置に当たつては、既定の方針を踏まえ、予算、人員等につき所要の合理化を図るとともに、円滑な総合調整機能が発揮できるように努め、また、統計行政の円滑かつ効率的な遂行に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

一 審議会等の整理合理化については、今後更に検討を進め、その推進を図るよう努めること。

一 総務庁設置法等の一部を改正する法律の施行に当たつては、事務・事業の見直しを行い、機構及び定員の合理化を進めるとともに、本法により措置する機関以外の府県単位機関についても、臨調答申の趣旨に沿つて、その整理縮小を図るよう努めること。

一 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律については、許認可等、機関委任事務につ

いて、更にその在り方を見直し、整理合理化を一層推進するよう努めること。

なお、都道府県知事への事務の委譲に当たっては、国と地方の役割分担と費用負担の在り方を見直す一環として、その事務等の実態に応じ、所要の財源措置を検討すること。

以上であります。

本附帯決議案の趣旨につきましては、先般来の当委員会における質疑等を通じて明らかなことと存じますので、詳細な説明は省略いたします。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○金丸委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

吉田之久君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よって、各案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして政府から発言を求められておりますので、これを許します。齋藤国務大臣。

○齋藤国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を踏まえつつ、制度の運用に努めてまいります所存でございます。(拍手)

○金丸委員長 次に、丹羽国務大臣。

○丹羽国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえつつ、今後努力してまいります所存でございます。まことにありがとうございます。(拍手)

○金丸委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金丸委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十五分散会

国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案

国家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則に一条を加える改正規定中第二十二条の見出しを「(国会への報告等)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政府は、第七条第五項(同条第七項において準用する場合を含む)、第八条、第八条の二、第十七条の二第三項若しくは第四項又は第十九条第二項の規定により政令で設置される組織その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 政府は、改正後の国家行政組織法第二十二条第一項に規定する組織及び改正後の同法第二十五条に規定する最高限度について、この法律の施行の日から五年を経過した後、速やかに、総合的検討を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対する修正案

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次を次のように改める。

第一章 総理府関係(第一条―第五条)

第二章 法務省関係(第六条)

第三章 文部省関係(第七条―第八条)

第四章 厚生省関係(第九条―第十八条)

第五章 農林水産省関係(第十九条―第二十三条)

第六章 通商産業省関係(第二十四条―第二十九条)

第七章 運輸省関係(第三十条)

第八章 労働省関係(第三十一条―第三十三条)

第九章 建設省関係(第三十四条―第三十八条)

第十章 自治省関係(第三十九条―第四十六条)

附則 第一章中第一条及び第二条を削り、第三条を第一条とし、第四条から第七条までを二条ずつ繰り上げる。

第二章中第八条を第六条とする。

第三章を削る。

第四章中第十条を第七条とし、第十一条を第八条とし、同章を第三章とする。

第五章中第十二条を第九条とし、第十三条を第十条とし、第十四条を第十一条とし、第十五条を削り、第十六条を第十二条とし、第十七条及び第十八条を削り、第十九条を第十三条とし、第二十条から第二十四条までを六条ずつ繰り上げ、同章を第四章とする。

第六章のうち第二十五条を第十九条とし、第二十六条を第二十条とし、第二十七条中第四条第二項の改正規定を削り、第四十五条の改正規定中「改め、同条後段を削る」を「改める」に改め、第四十八条第一号の改正規定中「第四條第二項」を削り、第二十七条を第二十一条とし、第二十八条を第二十二条とし、第二十九条を第二十三条とし、第三十条を削り、同章を第五章とする。

第七章中第三十一条及び第三十二条を削り、第三十三条を第二十四条とし、第三十四条を第二十五条とし、第三十五条を第二十六条とし、第三十六条を削り、第三十七条を第二十七条とし、第三十八条を次のように改める。

(電気工事法の一部改正)

第二十八条 電気工事法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中、「電気工事」の下に「電気工事業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第二條第三項に規定する電気工事業者(同法第三十四條第二項に規定する者を含む。がその事業として行う電気工事を除く。)」を加える。

第七章中第三十九条を第二十九条とし、同章を第六章とする。

第八章を次のように改める。

第七章 運輸省関係

(通関案内業法の一部改正)

第三十条 通関案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条第一項中、「第八条の免許の更新」を削り、「書換」を「書換え」に改める。

第十一条中「前八条」を「第三条から前条まで」に、「の外」を「のほか」に改め、「及び更新」を削り、「書換」を「書換え」に改める。

第九章を削る。

第十章中第四十二条を第三十一条とし、第四十三条を第三十二条とし、第四十四条を第三十三条とし、同章を第八章とする。

第十一章中第四十五条を第三十四条とし、第四十六条から第四十九条までを十一条ずつ繰り上げ、同章を第九章とする。

第十二章中第五十条を第三十九条とし、第五十一条から第五十七条までを十一条ずつ繰り上げ、第五十八条を削り、同章を第十章とする。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の規定及び第十八条の規定（麻薬取締法第二十九条の改正規定を除く。）並びに附則第十一条の規定 昭和五十九年一月一日

二 第一条、第十五条及び第十七条の規定、第十八条中麻薬取締法第二十九条の改正規定、第三十六条及び第四十三条から第四十五条までの規定並びに附則第四条及び第九条の規定 昭和五十九年四月一日

三 第十一条から第十四条までの規定、第十六条の規定（診療放射線技師及び診療エックス線技師法第十二条から第十五条までの改正規定を除く。）及び第三十九条の規定並びに附則第二条、第三条、第十三条及び第十四条の規定 昭和五十九年十月一日

四 附則第十五条の規定 昭和五十九年十二月一日

五 第十九条、第二十条、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条及び第三十二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

六 第二十一条の規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める。

附則第二条及び第三条を削る。
附則第四条中「第二十条」を「第十四条」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第五条中「第二十一条」を「第十六条」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第六条中「第二十三条」を「第十七条」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第七条中「第二十七条」を「第二十一条」に改め、「第四条第二項又は」を削り、同条を附則第五条とする。

附則第八条を削る。
附則第九条中「第三十七条」を「第二十七条」に改

め、同条を附則第六条とする。
附則第十条中「第三十九条」を「第二十九条」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第十一条を削る。
附則第十二条中「第五十三条」を「第四十一条」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第十三条中「第五十四条」を「第四十三条」に、「第五十五条」を「第四十四条」に、「第五十六条」を「第四十五条」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十四条中「第十六条」を「附則第十二条」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第十五条中「第十三条、第十六条又は第二十条」を「第十条、第十二条又は第十四条」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第十六条中「附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条」を「附則第三条第五項、第六条又は第七条」に、「第十七条、第二十二條、第三十六条、第三十七条又は第三十九条」を「第十六条、第二十七条又は第二十九条」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第十七条を附則第十三条とする。
附則第十八条を附則第十四条とする。

附則第十九条から附則第二十一条までを削る。

附則第二十二條のうち別表第三の改正規定中「三の六及び三の七を削り、三の八を三の五」を「三の六を三の五とし、三の七を三の六とし、三の八を三の七」に改め、「同号二十四中「基く」

を「基づく」に改め、「理容師について健康診断を実施し」を削り、同号中、「同号二十四の二中「基く」を「基づく」に改め、「美容師について健康診断を実施し」を削り、同号中、「同号二十五中「クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、及び営業の停止」を「及び業務若しくは営業の停止」に改め、同号中」及び、同号九十七の四中「電気工事士試験を行ない」を削り」

附則第二十二條のうち別表第四第一号の改正規定中「同号十一中「クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、及び営業の停止」を「及び業務若しくは営業の停止」に改め、同号中」を削る。

附則第二十二條のうち別表第四第二号の改正規定を削り、同表第一号の改正規定中「十三の二を十四とし、の下に「同表第二号中一の四を削り、一の五を一の四とし、一の六を一の五とし、一の七を一の六とし、一の八を一の七とし、三十六を削り、三十六の二を三十六とし、三十六の三を三十六の二とし、同号四十九の三中「、保存樹又は保存樹林の標識を設置し」を削り、「行なう」を「行う」に改める。」を加え、同条を附則第十五条とする。

行政改革に関する特別委員会議録第三号中正誤

改正 誤

改正 正

改正 正

改正 正

改正 正

改正 正

改正 正

改正 正

改正 正

改正 正

改正 正

昭和五十八年十月十七日印刷

昭和五十八年十月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局